一般廃棄物処理基本計画

平成25年3月

平成30年3月改定

彦根市

目 次

※「彦根市一般廃棄物処理基本計画」は、「ごみ処理基本計画編」、「生活排水処理基本計画編」、「地域行動計画編」、「資料編」から構成されています。

ごみ処理基本計画編

第１章 計画策定の趣旨

１　計画策定の趣旨 …… 1

２　計画の位置付け …… 1

３　見直しの背景 …… 2

４　計画の期間 …… 3

５　計画の範囲 …… 3

第２章 彦根市のごみの現状

１　ごみの排出量 …… 4

２　ごみの分別区分 …… 5

３　収集運搬体制 …… 6

４　ごみ処理手数料について …… 8

５　ごみ処理施設 …… 9

６　ごみ処理フロー …… 11

７　ごみ排出量、資源化量の実績 …… 11

８　燃やすごみのごみ質について …… 15

９　ごみ処理経費について …… 16

第３章 彦根市のごみ処理の現状と課題

１　ごみ処理の現状 …… 17

２　課題 …… 19

第４章 基本理念 …… 27

第５章 基本方針 …… 28

第６章 減量・資源化目標

１　減量・資源化目標 …… 30

２　一般廃棄物の処理の現状と目標達成時の処理の状況 …… 35

３　目標設定の根拠 …… 36

第７章 目標実現に向けた施策

１　ごみ総排出量を減らすための取組 …… 40

２　再生利用率を上げるための取組……41
３　最終処分量を減らすための取組……42
４　焼却量を減らすための取組……42
第８章 ごみ問題全般に係る施策
１　収集運搬および処理の充実……44
２　分かりやすい情報の提供……45
３　市民サービスの向上と負担の公平化に努める……46
４　市民意識の向上に努める……46
５　環境負荷の低減に配慮する……47
第９章 計画の着実な推進……48
第１０章 災害廃棄物への対応……49

生活排水処理基本計画編

第１章 計画の概要
１　計画策定の趣旨……50
２　計画の期間……50
第２章 生活排水の現状
１　処理体系……51
２　生活排水処理人口等の実績……52
３　生活排水処理率の実績……53
４　し尿および浄化槽汚泥搬入量の実績……54
５　収集運搬……55
６　し尿処理手数料……55
７　中間処理施設……56
８　生活排水処理における課題……56
第３章 生活排水の予測
１　生活排水処理人口等の予測……57
２　生活排水処理率の予測……58
３　し尿および浄化槽汚泥の搬入量の予測……59
第４章 基本方針
１　生活排水処理における基本的な考え方……60
２　生活排水処理の目標……60

第５章 し尿・浄化槽汚泥処理の計画
１　収集・運搬計画……61
２　中間処理計画……62
第６章 その他……62

地域行動計画編

第１章 ごみ問題について
１　ごみ問題とは……63
２　ごみとは何か……63
３　ごみ問題の原因……63
第２章 ごみ減量・資源化のために
１　今、私たちに求められること……64
２　今、私たちにできること……64
第３章 ごみ減量・資源化に関する基本方針……65
第４章 重点行動のテーマと行動目標……67
第５章 重点行動のテーマと行動……70
家庭や地域で取り組める減量・資源化あれこれ情報……75

資料編

１　彦根市ごみ処理等関連施策の経過……88
２　彦根市指定専用袋の規格……92
３　ごみ種別ごみ処理経費……94
４　個別のごみ種における排出量の推移の実績および予測……96
５　用語解説……98

ごみ処理基本計画編

第 1 章　計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市は、碧く広がる琵琶湖と緑輝く鈴鹿の山並みを望み、幾筋もの河川が織りなす豊かな自然の中で地域固有の文化を育んできました。

しかし、私たちを取り巻く社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動から循環型社会へと変化の兆しは見られるものの、依然として日常生活や事業活動から大量のごみが排出されています。これらの大量に排出されるごみに起因して、不法投棄による自然環境への負荷はもちろん、最終処分場のひっ迫、処理経費の増加に伴う財政圧迫も無視できない状況になっています。

私たちには、ごみ問題への取組が地球温暖化など世界的規模の環境問題への入口にもなるということへの認識を深め、これまで以上に市民・事業者・市といった全ての主体が低炭素社会や循環型社会の実現に向けた具体的な行動を起こし、総合的な取組を行っていくことが求められています。

このような状況の中、本市においては、「生活環境の保全」および「公衆衛生の向上」を図るため、ごみ焼却場、粗大ごみ処理場を整備し、市内で発生する一般廃棄物を適正に処理・処分することに努めてきました。また、最終処分量の削減を図りながら、時代の要請に応えるため、びん、缶、ペットボトルなど再生可能資源の分別収集や古紙などの集団回収の奨励と行政回収の実施などごみの資源化にも努めてきました。

一方、湖東圏域では彦根愛知犬上広域行政組合（以下「広域行政組合」という。）が主体となり廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、周辺環境への配慮だけでなく、運営コストについても適正な方法を追究しながら、新ごみ処理施設建設と処理体制の構築に向けた計画が進められています。この施設が整備されるまでの間、現有施設の経年による老朽化および処理能力の低下といった課題を踏まえつつ、新しい法体制と整合を図りながら、より一層のごみ減量・資源化に取り組む必要があります。

こうしたことから、これまでのごみ減量・資源化施策を維持するとともに、さらなるごみの減量・資源化に向けた取組を総合的に展開することにより、資源が循環する持続可能な社会の構築を目指し、この度、彦根市一般廃棄物処理基本計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

彦根市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づき、また、「彦根市総合計画」、「彦根市環境基本計画および地域行動計画」や、「彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例」などを受け、循環型社会の実現に向けて、本市における一般廃棄物の減量・資源化と適正処理に関する施策を、総合的・計画的に推進していくための計画です。

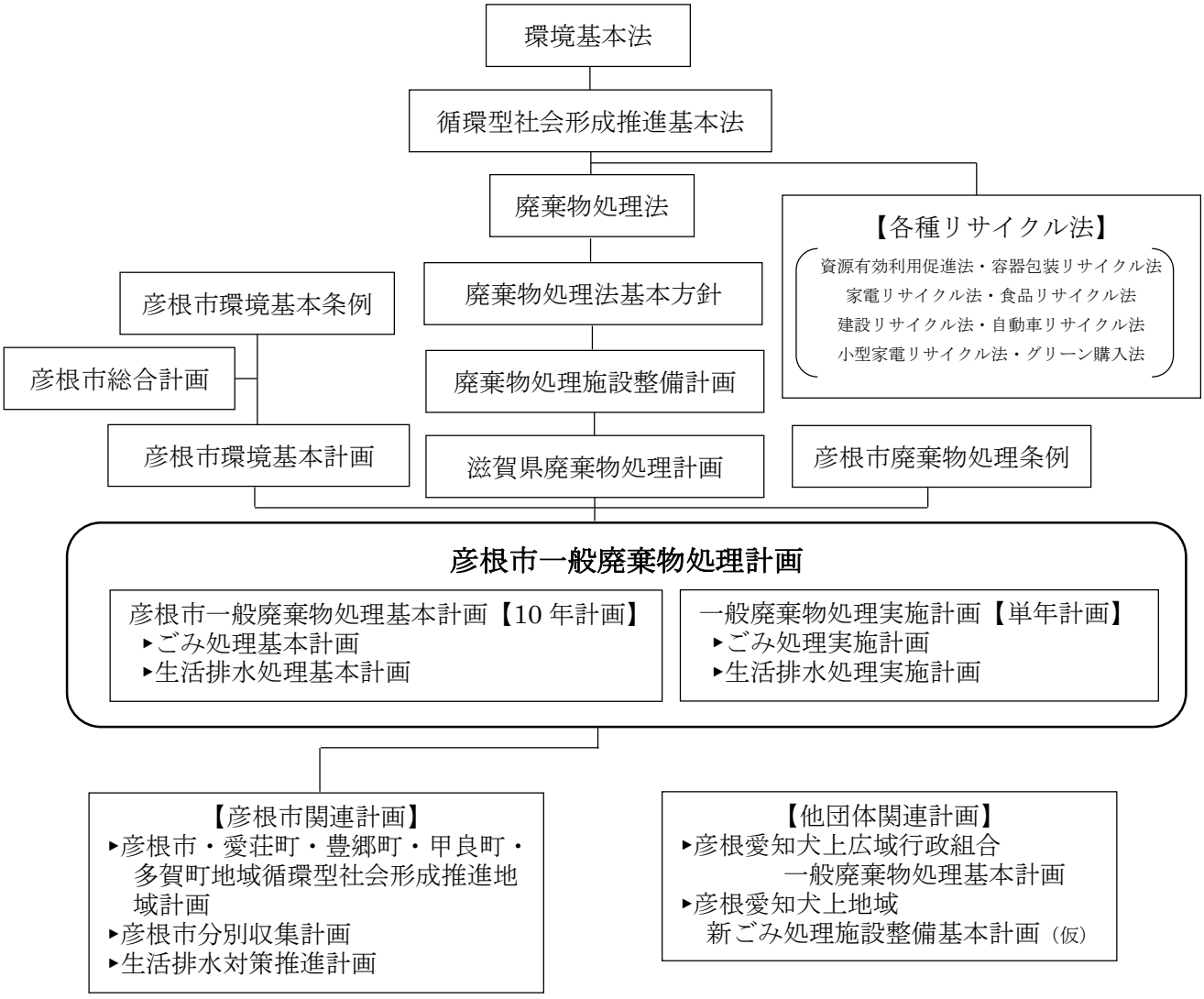

図1 彦根市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

3 見直しの背景

近年、わが国においては循環型社会のさらなる推進を目指し、小型家電リサイクル法の施行や廃棄物の不適正処理への対策として様々な法改正等が行われています。

世界的な視点では、地球温暖化防止の観点から、平成27年（2015年）12月に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、「パリ協定」が採択されたことにより、地球温暖化対策への新たな取組が必要となっているほか、平成29年（2017年）8月には水銀及び水銀化合物の人的な排出から人の健康や環境を保護することを目的とした、「水銀に関する水俣条約」が発効しており、水銀廃棄物の適正処理について、新たな取組が必要とされているところです。

本市においては、平成28年（2016年）7月に本計画の上位計画である、彦根市総合計画後期基本計画

が策定され、ごみの減量とリサイクルの推進によって、環境への負荷を軽減するとともに、資源の有効活用が図られるまちを目指しています。また、平成28年（2016年）3月には広域行政組合が設置する最終処分場である中山投棄場が最終処分を終えたことで、本市における最終処分場がなくなったことに伴い、最終処分の民間への委託を開始したことや、湖東圏域におけるごみ処理の広域化が本格的に動き始めています。さらに本計画に基づき様々な施策に取り組んだ結果、本市におけるごみの排出量は大きく減少しており、平成34年度（2022年度）に達成すべき目標の一部を達成しているところです。

このような背景により、本市を取り巻くごみ処理環境は大きく変化していることから、本計画を見直し、本市におけるごみの発生抑制、再生利用、減量、適正処理および生活排水処理等のより一層の推進を目指すこととします。

◎主な見直し点

・一般廃棄物の処理量の減少

・ごみ減量の目標の変更

・再資源化の目標の変更

・中山投棄場の埋立終了に伴う、ごみ処理方法の変更

・ごみ処理の広域化に関する内容の記載

4　計画の期間

本計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間としています。今回の見直しにおいては、平成28年度(2016年度)を新たな基準年として平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間として計画の見直しを実施しました。本計画は、広域行政組合で取組が進められている廃棄物処理の広域化に向けて、他の4町との計画期間の統一を図るため、平成32年度（2020年度）に計画の改定を行います。また、国における廃棄物行政の動向や社会経済情勢が大きく変化し、本計画の目的・趣旨を達成するために必要と認められる場合には、適切な見直しを行います。

5　計画の範囲

本計画の範囲は、本市行政区域全域とし、区域内から排出される一般廃棄物を対象とします。

第2章　彦根市のごみの現状

1　ごみの排出量

本市の過去10年間のごみの排出量は、平成19年度（2007年度）以降、減少傾向にありましたが、平成23年度（2011年度）増加に転じ、平成25年度（2013年度）に平成元年（1989年）以降では、平成12年度（2000年度）に次いで2番目に多いごみ総排出量を記録した後、様々なごみ減量・資源化施策を実施した結果減少に転じており、平成28年度（2016年度）においては過去10年間で最も少ないごみ総排出量となっています。

これまで本市では、国が制定する循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法と整合を図りながら、一般廃棄物処理基本計画を策定し、これに基づき分別収集の見直しなど様々な減量・資源化施策を展開してきました。近年では、平成21年（2009年）4月に、ごみの名称変更を行い、「廃プラスチック」を「容器包装プラスチック」に変更し、汚れたプラスチック類を「燃やすごみ」へ移行することで、品質の高い容器包装プラスチックの資源化を促進しています。同年10月には、「古紙・衣類等」の行政回収が始まり、この段階で10種分別収集体制が確立しました。

平成25年（2013年）4月には「小型家電リサイクル法」が施行されたことに伴い、平成26年（2014年）4月から小型家電の回収処理を開始しました。

平成27年（2015年）4月には、焼却量の削減と資源のさらなる推進を目的として、燃やすごみや粗大ごみとして処理されていた、草木や剪定枝の一部の資源化（堆肥化）を開始しました。同年10月からは水銀含有製品の適正処理や資源化のさらなる推進を目的として使用済蛍光管の分別回収を開始し、この段階で現在の11種分別収集体制が確立しました。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律の制定に伴い、水銀使用製品の適正な回収について市町村の責務が新たに定められた（平成28年（2016年）12月28日施行）ことを踏まえて、平成29年（2017年）4月1日から使用済蛍光管等として、水銀使用製品（水銀使用体温計や水銀使用血圧計等）の分別回収を開始しました。

また、古紙・衣類については、平成2年度（1990年度）から市民の集団回収によるリサイクル活動を奨励する制度を実施し、リサイクルおよびごみ減量に関する意識の高揚を図っています。

これらの減量・資源化施策を進めてきた結果、資源化率は平成28年度（2016年度）で16.9%と10年前と比較すると2.4%の増加となっており、また平成28年度（2016年度）のごみ総排出量は36,877tで、10年前と比較すると約8,100tの減少となり、近年取り組んできた施策が効果を表しているものと考えています。

2 ごみの分別区分

本市では「彦根市ごみ処理事業実施要綱（昭和61年（1986年）9月25日告示第67号）」により表2-1、表2-2で示す分別区分において、ごみ処理を行っています。

表2-1 一般家庭から排出される一般廃棄物分別区分

分別区分		主な品目
燃やすごみ		生ごみ、紙ごみ、木・草類、ゴム・皮革製品、紙おむつ、スポンジ、マット、布・繊維類、洗浄困難な容器包装プラスチック等
埋立ごみ		陶器類（茶碗、皿、ガラス、コップ、植木鉢、花瓶、板ガラス、鏡、薬品びん、化粧びん等）、硬いプラスチック製品、アルミホイル、ビデオテープ類、ナイフ・ハサミ・針類、石・がれき類等
粗大ごみ・小型家電		大型日用品（18リットルのポリタンク以上の大きさの物）、ふとん・じゅうたん、家具・建具、自転車、小型家電（特定家庭用機器を除く、1m以下の家庭用電化製品）等
資源	容器包装プラスチック	袋・カップ類、容器・パック類、トレー・発泡スチロール、キャップ・ラベル、液状製品等の容器、製品を包むネット類、ラップ類等で プラ の表示のあるもの。食品等で汚れている場合は燃やすごみ。
	びん類	飲み物用のびん、食べ物用のびん等
	缶・金属類	飲み物・食べ物の缶、スプレー缶、金属なべ・金属製品等
	ペットボトル	飲み物、酒類、しょうゆ、みりんなどのペットボトルで 1 PET の表示があるもの
	使用済乾電池	マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ボタン電池、コイン型電池等の一次電池（使い切り電池）
	廃食用油	食用油（植物性油）
	古紙・衣類	新聞、雑誌、牛乳パック、ダンボール・厚紙類、衣類等
	使用済蛍光管等	環状型・直管型・ボール型・ツイン型蛍光管、電球類、点灯管など（ただし、割れているもの、破損しているものを除く） 水銀含有製品（水銀式体温計、水銀式血圧計等）

表2-2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物分別区分

分別区分	主な品目
燃やすごみ	表2-1家庭系燃やすごみ同様。ただし、産業廃棄物に該当するものは除く
粗大ごみ	表2-1粗大ごみのうち、木製家具等のみ。ただし、産業廃棄物に該当するものは除く

3 収集運搬体制

(1)家庭系ごみ

本市における一般家庭から排出される一般廃棄物(以下「家庭系一般廃棄物」という。)の収集体制は、表2-3のとおりとなっています。

表2-3 家庭系一般廃棄物収集体制一覧

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	直営・委託 持ち込み	週２回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
容器包装プラスチック	直営・委託 持ち込み	週１回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
埋立ごみ	直営・委託 持ち込み	月１回	指定専用袋	ステーション方式 直接搬入
内ライター	直営・委託 持ち込み	月１回	透明袋 専用BOX	ステーション方式 拠点回収、直接搬入
粗大ごみ 小型家電	直営 持ち込み	申込制	指定なし	戸別（有料） 直接搬入
缶・金属類	委託 持ち込み	月２回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
びん類	委託 持ち込み	月２回	コンテナ	ステーション方式 直接搬入
ペットボトル	委託 持ち込み	随時	ネット袋	ステーション方式 直接搬入
古紙・衣類	古紙：委託／ 持ち込み 衣類：委託／ 持ち込み	月２回	古紙：紐結束 衣類：透明袋 半透明袋	ステーション方式 集団回収、直接搬入
廃食用油	委託 持ち込み	随時	ペットボトル等	拠点回収 直接搬入
使用済乾電池	直営・委託 持ち込み	月１回	透明袋 半透明袋	ステーション方式 直接搬入
使用済蛍光管等	直営 持ち込み	随時	指定なし	拠点回収 直接搬入

※上記廃棄物について、引っ越しや遺品整理など一時的に多量のごみが出る場合には、家庭系一般廃棄物収集運搬許可業者に対して、収集・運搬を委託することができます。

(2)事業系ごみ

事業活動に伴い排出される一般廃棄物(以下「事業系一般廃棄物」という。)に該当する廃棄物については、「特別収集証紙(300円／枚、図2-1)」を、事業用燃やすごみ指定専用袋1袋に対して1枚貼り付け、自治会等が設置する集積所に管理者の承認を得て排出するか、事業用燃やすごみ指定専用袋に入れたうえで排出事業者自ら清掃センターへ持ち込むかまたは、排出事業者が一般廃棄物処理業許可業者(収集運搬業者)に収集運搬を委託することで、清掃センターに搬入されています。

図2-1　特別収集証紙

表2-4　事業系一般廃棄物収集体制一覧

分別区分	収集体制	収集回数	収集方法	収集方式
燃やすごみ	直営・委託／ 許可業者／持ち込み	週2回 ／随時	指定専用袋	ステーション方式 戸別・直接搬入
粗大ごみ	許可業者／持ち込み	随時	指定なし	戸別・直接搬入

4　ごみ処理手数料について

市民や事業者が、直接清掃センターへごみを持ち込む場合や、市民が広域行政組合中山投棄場へ持ち込む場合は、持ち込むごみの区分や、重さに応じて処理手数料を徴収しています。

また、家庭から排出される粗大ごみ等の収集運搬および処分を清掃センターに依頼する場合は、ごみの大きさに応じて手数料を徴収しています。

表2-5　ごみ処理手数料一覧（平成29年4月1日時点）

種別	取扱区分		手数料
事業活動に伴って生じた一般廃棄物	燃やすごみを収集し、および運搬して処分する場合		1袋につき10kgまでごとに300円(※1)
	搬入された燃やすごみを処理する場合		20kgまでごとに340円
	搬入された粗大ごみ（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器および資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する指定再資源化製品を除く。以下この表において同じ）を処分する場合		20kgまでごとに440円
許可業者が搬入する事業活動以外から生じた多量の一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合		20kgまでごとに340円
	搬入された粗大ごみを処分する場合		20kgまでごとに440円
	搬入された容器包装プラスチックを処分する場合		20kgまでごとに560円
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立ごみを処分する場合		5kgまでごとに40円 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例（平成12年彦根愛知犬上広域行政組合条例第32号）による
事業活動以外から生じた一般廃棄物	搬入された燃やすごみを処分する場合		40kgまで無料 40kgを超える重量20kgまでごとに220円
	搬入された粗大ごみ（電源コンセントにつなぐ家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1m未満のもの（市長が別に定めるものを除く）を除く）を処分する場合		100円 ただし、40kgを超える場合は、当該40kgを超える重量20kgまでごとに400円を加算する。
	搬入された容器包装プラスチックを処分する場合		20kgまで無料 20kgを超える重量20kgまでごとに560円
	市長が指定する投棄場に搬入された埋立ごみを処分する場合		5kgまでごとに40円 彦根愛知犬上広域行政組合投棄場の設置および管理に関する条例（平成12年彦根愛知犬上広域行政組合条例第32号）による
	粗大ごみを収集し、および運搬して処分する場合	小物類を45ℓ以下のビニール袋に収納した場合	1袋につき400円（※2）
		最も長い1辺の長さが0.5m未満のもの	1点につき400円（※2）
		最も長い1辺の長さが0.5m以上1.0m未満のもの	1点につき600円（※2）
		最も長い1辺の長さが1.0m以上1.5m未満のもの	1点につき900円（※2）
		最も長い1辺の長さが1.5m以上2.0m未満のもの	1点につき1,200円（※2）
		最も長い1辺の長さが2.0m以上のもの	1点につき1,500円（※2）
		電源コンセントにつなぐ家庭用電化製品のうち最も長い1辺の長さが1m未満のもの（市長が別に定めるものを除く）	5点までごとにつき400円（※2） ただし、上記いずれかの区分に該当する粗大ごみと合わせて収集して処分する場合は徴収しない。
特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器	収集し、および運搬する場合	洗濯機および衣類乾燥機	1点につき1,800円
		テレビ	1点につき2,100円
		エアコンディショナー（室外機を含む。）	1点につき3,000円
		冷蔵庫および冷凍庫	1点につき3,400円

※1　手数料は、証紙による収入の方法で徴収します。証紙の額面は300円です。

※2　手数料は、粗大ごみ処理券による収入の方法で徴収します。粗大ごみ処理券の額面は400円、600円、900円です。

５ ごみ処理施設

（1）中間処理施設

表2-6、7、8で示す施設において、焼却・破砕・選別・圧縮等の中間処理を行っています。

表2-6 ごみ焼却施設

名称		彦根市清掃センター ごみ焼却場
所在地		彦根市野瀬町279-1
竣工		昭和52年（1977年）3月 平成13年（2001年）3月15日（DXN改良工事）
処理能力		90t／日（30t／8時間×3炉）
主な設備概要	受け入れ供給設備	ピット＆クレーン方式
	燃焼設備	ストーカ方式
	燃焼ガス冷却方式	水噴射式
	排ガス処理設備	バグフィルタ・乾式有害ガス除去装置・活性炭噴霧装置
	給水設備	生活系：上水 プラント系：上水、井水
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰ピット方式・集じん灰薬剤処理

表2-7 粗大ごみ処理施設

名称	彦根市清掃センター 粗大ごみ処理場
所在地	彦根市野瀬町279-1
竣工	昭和54年（1979年）9月
処理能力	50t／5時間
破砕選別	・破砕　　圧縮二次せん断 ・1次選別　磁選機による鉄分の回収 ・2次選別　アルミ選別機によるアルミ、鉄分の回収
フロン回収	フロン回収機による回収

表2-8 資源化施設

名称		彦根市清掃センター 資源化施設
主な設備概要	缶選別圧縮装置	処理能力：スチール缶　4.3t／5時間 アルミ缶　　0.6t／5時間 処理方式：磁選機で選別後圧縮成型（スチール缶） アルミ選別機で選別後圧縮成型（アルミ缶） 竣工　　：平成9年（1997年）9月
	びん選別装置	処理方式：人による色分け手選別 竣工　　：平成2年（1990年）12月
	ペットボトル 圧縮梱包装置	処理能力：1t／5時間 処理方式：圧縮梱包 竣工　　：平成13年（2001年）7月
	容器包装プラスチック資源化施設 （民設・民営施設）	処理能力：4.9t／5時間 処理方法：2軸破袋機・手選別コンベア・圧縮梱包 竣工　　：平成15年（2003年）9月

(2)最終処分場

広域行政組合が管理する中山投棄場については平成28年(2016年)3月31日で埋立処分を終了しており、本市には、一般廃棄物を処理する最終処分場はありません。そのため、現状では中山投棄場を一般廃棄物の積替保管の中継基地として活用し、民間事業者の管理する最終処分場へ処理を委託しています。

焼却灰等については、大阪湾圏域広域処分場整備基本計画に参画し、大阪湾広域臨海環境整備センターへ処理を委託しているほか、焼却灰の一部は民間事業者で路盤材等への資源化を行っています。

表2-9 大阪湾広域臨海環境整備センターへの搬入量

年度	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度
焼却灰	3,791t	3,530t	3,233t	3,402t	3,719t
ばいじん処理物	1,290t	1,291t	1,416t	1,332t	1,219t
合計	5,081t	4,821t	4,649t	4,734t	4,938t
年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成26年度 2014年度	平成27年度 2015年度	平成28年度 2016年度
焼却灰	3,896t	3,616t	3,350t	2,850t	2,610t
ばいじん処理物	1,239t	1,511t	1,498t	1,089t	1,069t
合計	5,135t	5,127t	4,848t	3,939t	3,679t

※平成27年度(2015年度)から焼却灰の一部を民間事業者に委託し資源化を行っています。

6　ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローを図2-2に示します。

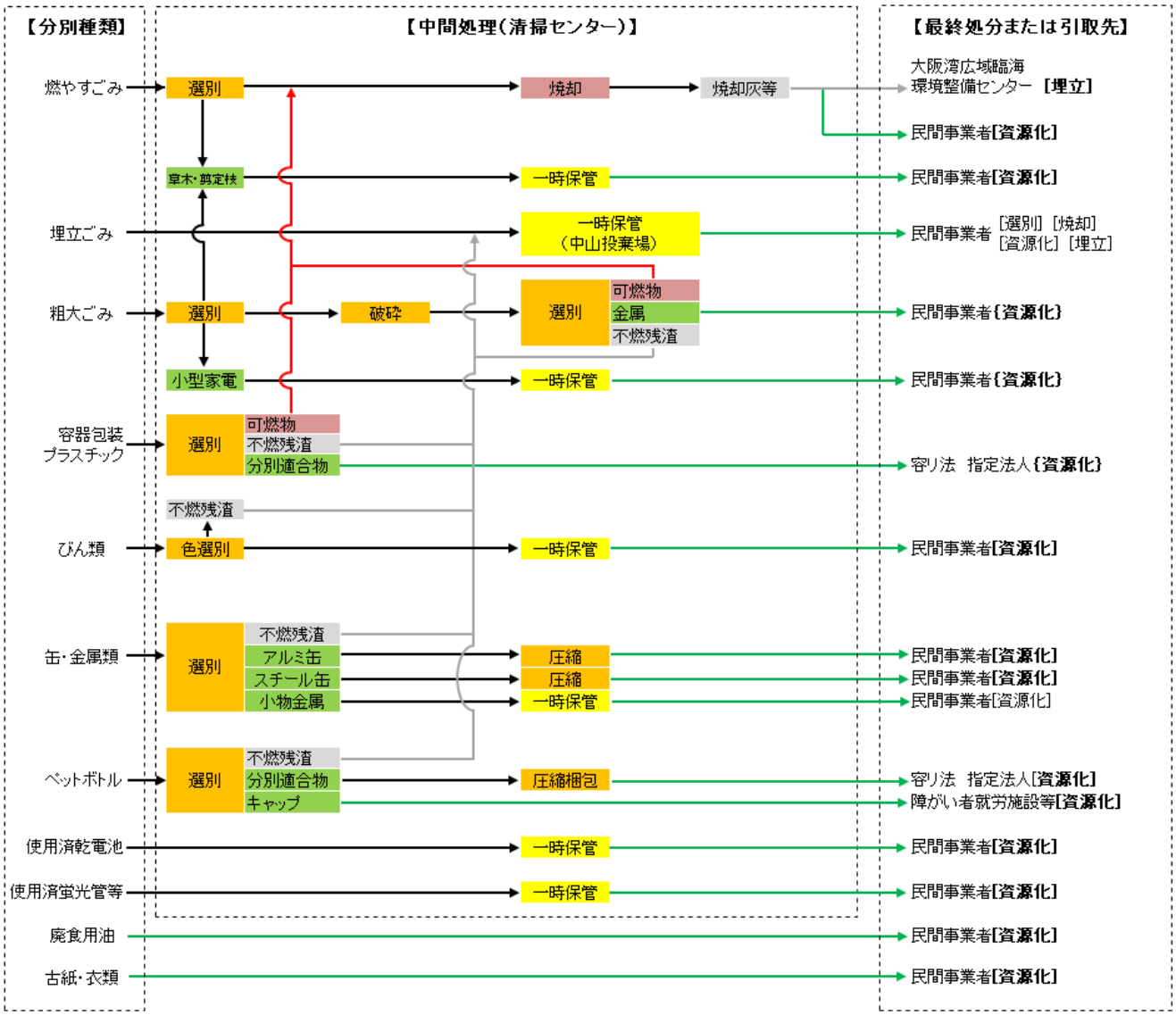

図2-2　ごみ処理フロー（平成29年（2017年）4月時点）

7　ごみの排出量、資源化量の実績

（1）ごみの排出量の実績

過去10年間のごみの排出量の推移を表2-10、図2-3に示します。ごみの排出量については、本計画期間の初年度である平成25年度（2013年度）に過去10年間の排出量のピーク（ごみ総排出量45,757t、1人1日当たりのごみ排出量1,113g）となりましたが、計画に基づき様々な施策に取り組んだ結果、特に燃やすごみや粗大ごみが大きく減少しており、平成28年度（2016年度）におけるごみ総排出量は平成25年度（2013年度）より8,880t少なく、過去10年間で最も少なくなりました（ごみ総排出量36,877t、1人1日当たりのごみ排出量895g）。

表2-10 ごみの排出量品目別、年度別実績の推移

年度		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
人口	人	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632	112,691	112,662	112,660	112,834
燃やすごみ	t／年	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179	30,848	28,790
埋立ごみ	t／年	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303
粗大ごみ	t／年	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	2,118	2,537	1,310	1,407	1,403
小型家電	t／年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125
容器包装プラスチック	t／年	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080
缶・金属類	t／年	318	306	314	305	283	278	278	259	253	265
びん類	t／年	987	988	960	945	957	936	915	880	914	911
ペットボトル	t／年	234	238	254	281	324	267	258	194	188	244
使用済乾電池	t／年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24
廃食用油	t／年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11
使用済蛍光管等	t／年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
古紙・衣類（行政回収）	t／年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509
古紙・衣類（集団回収）	t／年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210
ごみ総排出量	t／年	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877
1人1日当たりのごみ排出量	g／人・日	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,072	1,113	1,050	967	895

※人口については、各年10月1日時点のデータとなっています。

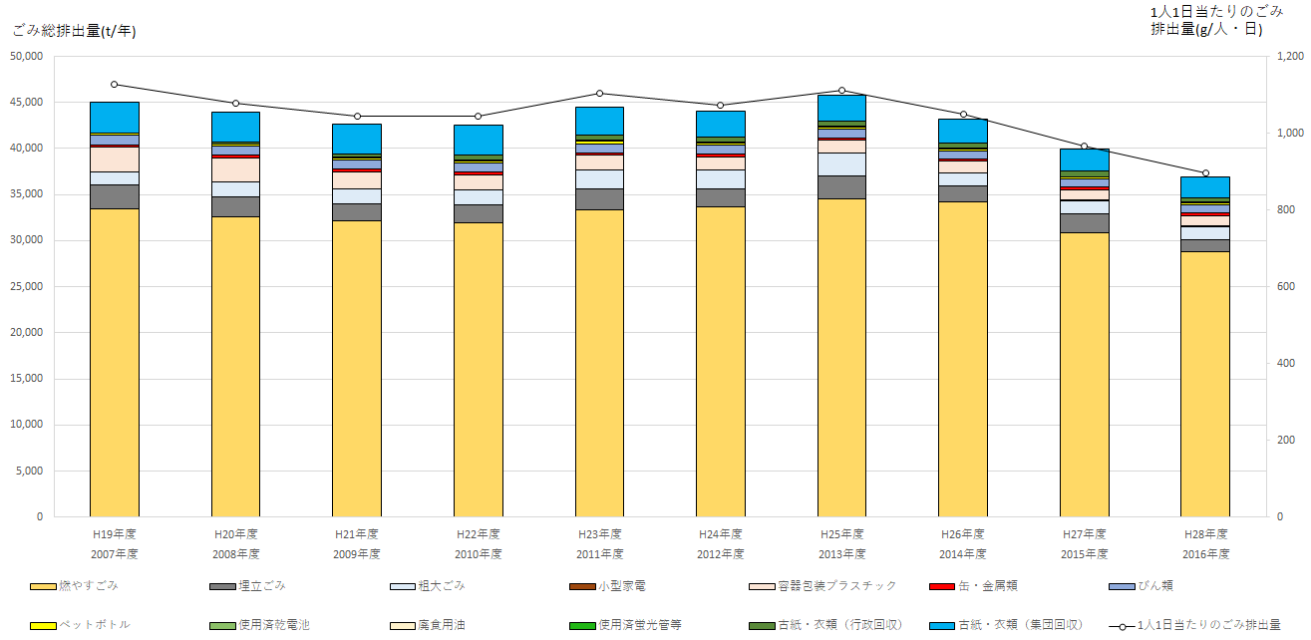

図2-3 ごみの排出量品目別、年度別実績の推移

(2)資源化量および再生利用率(リサイクル率)の実績

過去10年間の資源化量および再生利用率の推移を表2-11、表2-12、図2-4に示します。資源化量については平成22年度(2010年度)以降、平成26年度(2014年度)まで減少しており、再生利用率についても資源化量の減少やごみ総排出量の増加により同時期に低下しています。平成27年度(2015年度)以降は本計画に基づき、新たに草木・剪定枝や小型家電などの回収・資源化を開始したことにより資源化量は増加しています。また、前述した資源化量の増加や、ごみ総排出量自体が減少したことにより、再生利用率についても上昇しています。

表2-11 資源化量品目別、年度別実績の推移

	年度		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
清掃センター	缶・金属類	t/年	317	289	308	260	270	245	230	241	246	251
	びん類	t/年	987	974	907	906	903	904	889	865	845	852
	ペットボトル	t/年	226	235	250	279	250	253	263	243	238	248
	容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	t/年	1,268	850	818	930	941	868	777	724	683	696
	粗大金属類	t/年	375	400	327	242	237	285	354	172	164	183
	粗大小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125
	使用済乾電池	t/年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24
	使用済蛍光管等	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2
	古紙・衣類	t/年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509
	廃食用油	t/年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11
	硬質プラスチック	t/年	0	12	21	16	9	2	-	-	-	-
	草木・剪定枝	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	691	850
	焼却灰	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	96	97
	その他	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	196	6
	小　　計	t/年	3,203	2,924	3,055	3,274	3,270	3,196	3,173	2,946	3,859	3,854
集団回収	段ボール	t/年	520	534	575	569	563	543	571	577	530	516
	新聞	t/年	1,928	1,892	1,667	1,676	1,522	1,396	1,323	1,209	1,123	1,019
	雑誌	t/年	812	853	961	946	919	868	817	768	691	638
	繊維類	t/年	31	30	32	34	38	34	34	24	32	30
	牛乳ﾊﾟｯｸ	t/年	19	8	9	10	9	12	8	16	8	7
	小　　計	t/年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210
埋立ごみの資源化		t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	175
資源化量合計		t/年	6,513	6,241	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239

表2-12 再生利用率(リサイクル率)年度別実績の推移

	H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
ごみ総排出量(t) (集団回収を含む)	44,982	43,980	42,646	42,549	44,537	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877
資源化量(t) (集団回収を含む)	6,513	6,241	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239
再生利用率 (%)	14.5%	14.2%	14.8%	15.3%	14.2%	13.7%	13.0%	12.8%	15.6%	16.9%

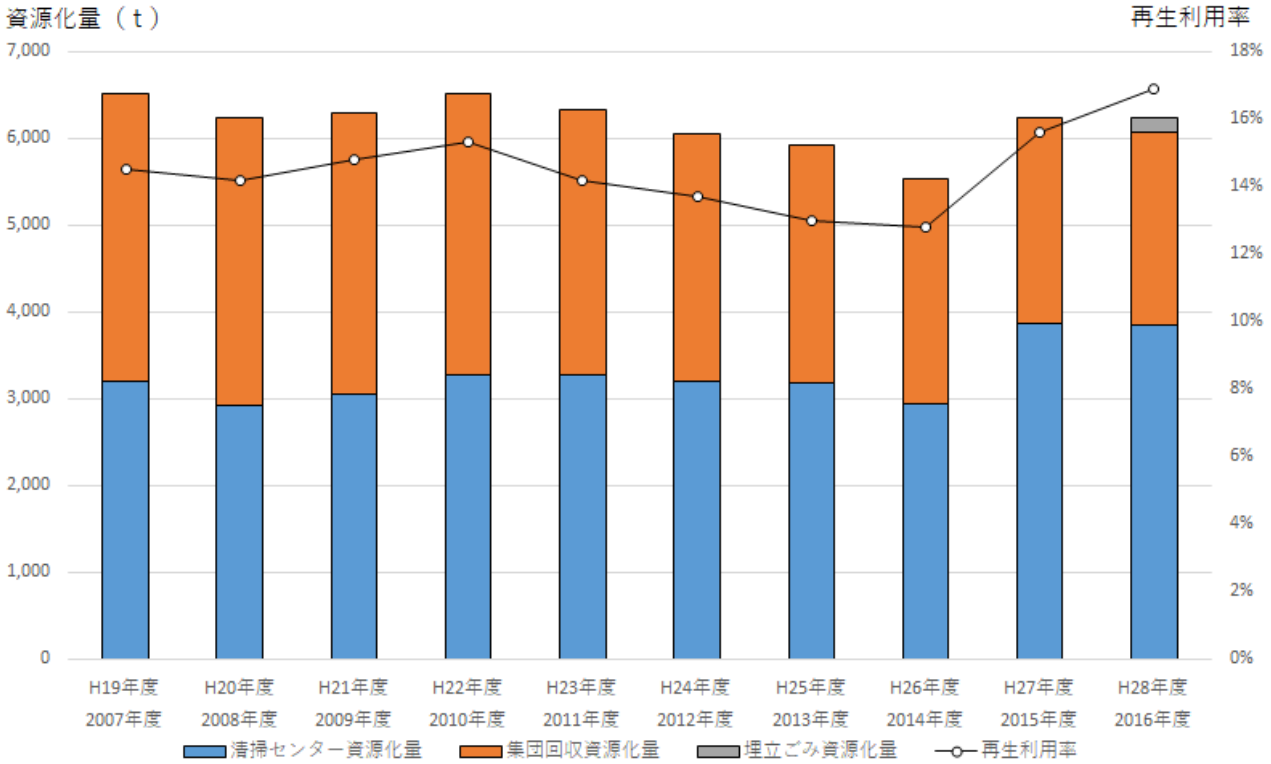

図2-4　再生利用率（リサイクル率）年度別実績の推移

8 燃やすごみのごみ質について

燃やすごみの性状分析については、清掃センターにおけるピット内のごみについて調査をしており、事業系一般廃棄物と家庭系一般廃棄物が混ざった状態の調査結果となっています。

表2-13 燃やすごみ性状調査の結果

		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度	平均
組成（%）	紙・布類	59.8	62.7	54.0	56.2	49.8	49.3	56.9	54.1	50.4	47.1	54.0
	木・竹・わら類	10.0	9.2	5.4	7.7	20.9	10.6	7.4	10.0	11.8	10.9	10.4
	厨芥類	9.1	10.4	12.1	9.4	9.6	5.6	4.7	3.4	8.9	9.1	8.23
	ビニール類	13.1	14.9	22.5	21.2	14.5	27.8	27.8	28.9	22.6	30.9	22.4
	不燃物類	4.3	0.6	3.6	1.6	1.9	0.3	0.8	1.5	2.3	0.6	1.75
	その他	3.7	2.2	2.4	3.9	3.4	6.4	2.4	1.9	4.0	1.4	3.17
見掛比重(kg／㎥)		188	155	147	132	145	141	129	137	148	143	147
3成分（%）	水分	53.7	42.6	44.3	41.8	47.2	45.1	36.9	45.6	39.0	49.4	44.6
	灰分	4.9	5.2	5.9	5.8	6.2	6.6	5.2	5.0	4.4	3.3	5.25
	可燃分	41.5	52.3	49.8	52.4	46.6	48.3	57.9	49.4	56.5	47.3	50.2
低位発熱量	実測 (kJ／kg)	5,762	8,357	8,590	8,820	6,910	8,865	10,697	10,247	11,063	8,428	8,774
	実測 (Kcal／kg)	1,380	1,995	2,050	2,107	1,647	2,117	2,553	2,447	2,638	2,015	2,095
	計算 (kJ／kg)	6,458	8,783	8,275	8,550	7,590	7,965	9,985	8,163	9,652	7,668	8,309
	計算 (Kcal／kg)	1,543	2,097	1,977	2,042	1,813	1,902	2,385	1,950	2,312	1,833	1,985

※性状調査については年6回測定を行っており、6回の算術平均により数値を算出しています。

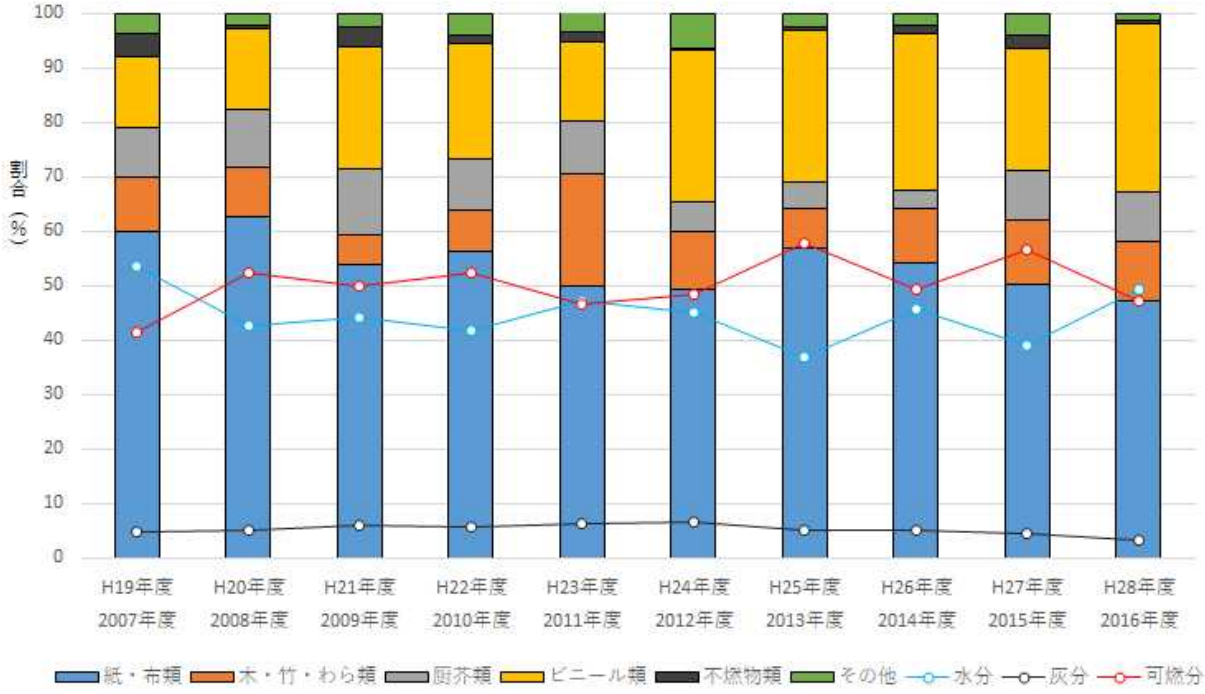

図2-5 燃やすごみ性状調査の結果推移

９ ごみ処理経費について

過去10年間におけるごみ処理経費の推移を表2-14、図2-6に示します。

清掃センターのごみ焼却場等の老朽化が進んでおり、安定して稼働していくための整備や補修に要する経費が増加しているため、平成 22 年度（2010 年度）以降、ごみ処理経費は増加を続けています。

表2-14 ごみ処理経費年度別実績の推移

	ごみ処理経費	ごみ処理量	1トン当たりの処理経費	1人当たりの処理経費	一般会計歳出総額	人口
	単位：千円	単位：t	単位：円	単位：円	単位：千円	単位：人
H19年度 2007年度	1,205,194	41,672	28,921	10,827	34,705,745	111,310
H20年度 2008年度	1,205,566	40,663	29,648	10,792	35,126,618	111,710
H21年度 2009年度	1,213,753	39,402	30,804	10,861	38,831,729	111,751
H22年度 2010年度	1,159,842	39,314	29,502	10,374	39,437,470	111,799
H23年度 2011年度	1,179,720	41,486	28,437	10,496	38,587,460	112,400
H24年度 2012年度	1,227,344	41,236	29,764	10,897	37,880,136	112,632
H25年度 2013年度	1,257,368	43,147	29,141	11,158	41,137,642	112,691
H26年度 2014年度	1,269,047	40,573	31,278	11,268	41,750,920	112,622
H27年度 2015年度	1,454,395	37,508	38,776	12,910	41,657,653	112,660
H28年度 2016年度	1,465,973	34,668	42,286	12,991	43,215,324	112,843

※ごみ処理量には集団回収量を含みません。

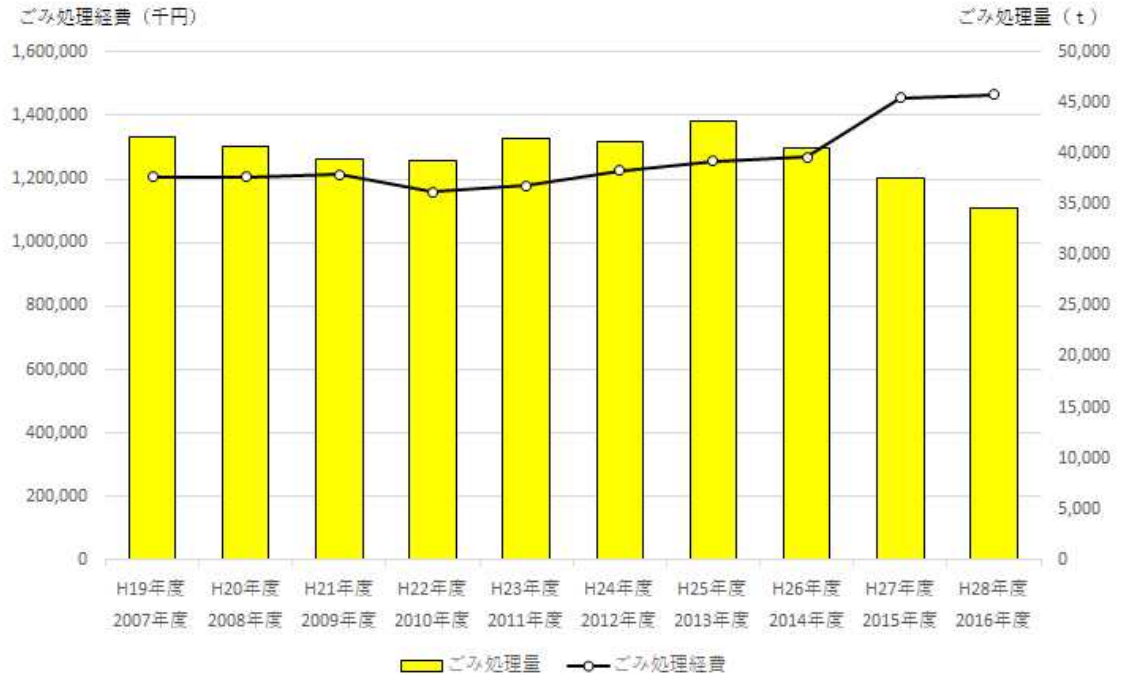

図2-6 ごみ処理経費年度別実績の推移

第3章　彦根市のごみ処理現状と課題

1　ごみ処理の現状

(1)国や県が定める計画との比較

本市におけるごみ総排出量の実績と、国や滋賀県が計画等で定める目標を表3-1で比較します。国の目標については「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(平成28年(2016年)1月21日　環境省告示第7号、以下、「廃棄物処理法基本方針」という。)」に示された目標値、滋賀県の目標については「第四次滋賀県廃棄物処理計画(平成28年(2016年)7月)」に示された目標値と比較を行います。

国が「廃棄物処理法基本方針」で示す目標については、排出量、最終処分量ともに平成28年度(2016年度)の段階で平成32年度(2020年度)の目標を達成していますが、再生利用率については達成ができていません。

滋賀県が「第四次滋賀県廃棄物処理計画」で示す目標については、削減割合の目標で比較すると平成32年度(2020年度)目標を排出量、最終処分量ともに達成していますが、数値目標では達成ができていません。

表3-1　国、県目標値との比較

	単位	彦根市					国	滋賀県
		H24年度 2012年度 実績	H26年度 2014年度 実績	H28年度 2016年度 実績	削減割合 H24-H28	削減割合 H26-H28	H32年度　2020年度 目　標	H32年度　2020年度 目　標
ごみ総排出量	t／年	44,809	43,167	36,877	17.7%	14.6%	平成24年度比 (2012年度比) 約12%削減	1人1日当たりのごみ排出量を 820g／人・日とする (平成26年度（2014年度）比 約4%減)
	g／人・日	1,072	1,050	895	16.5%	14.8%		
再生利用率	%	13.7	12.8	16.9	-	-	約27%に増加させる	-
最終処分量	t／年	7,268	6,876	4,290	41.0%	37.6%	平成24年度比 (2012年度比) 約14%削減	1人1日当たりの最終処分を 82g／人・日とする (平成26年度（2014年度）比 約11%減)
	g／人・日	177	167	104	41.2%	37.7%		

(2)県内他市町との比較

本市の1人1日当たりのごみ排出量を県内他市町と比較すると、平成19年度(2007年度)から平成27年度(2015年度)までの9年間、県内の市町で最も多い排出量となっています。

表3-2 滋賀県内市町における1人1日当たりのごみ排出量の推移

単位：g／人・日

	人口	H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度
大津市	342,369人	1,082	995	977	957	952	930	918	849	844
彦根市	112,660人	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,074	1,113	1,050	967
長浜市	121,283人	1,001	965	859	842	847	835	830	813	803
虎姫町	-	941	894							
湖北町	-	808	762							
高月町	-	770	853							
木之本町	-	792	742							
余呉町	-	673	670							
西浅井町	-	756	734							
近江八幡市	82,222人	1,082	1,034	973	994	964	904	915	907	919
安土町	-	734	722							
草津市	130,048人	1,021	1,039	1,020	1,001	950	935	936	907	883
守山市	80,935人	985	991	992	851	835	839	845	829	830
栗東市	67,535人	957	913	963	801	811	789	788	790	778
甲賀市	92,410人	907	912	865	860	858	875	870	882	895
野洲市	50,789人	748	803	836	783	797	829	787	792	813
湖南市	54,872人	930	899	757	825	830	798	793	815	803
高島市	51,217人	1,083	994	991	994	915	913	980	897	898
東近江市	115,379人	873	818	798	777	720	766	772	768	773
米原市	39,893人	735	711	717	730	739	697	703	694	704
日野町	22,156人	820	732	783	779	796	807	818	840	840
竜王町	12,443人	741	725	716	761	785	808	872	881	893
愛荘町	21,189人	676	682	640	604	600	583	584	595	610
豊郷町	7,386人	663	676	711	691	710	707	821	778	861
甲良町	7,301人	835	843	753	761	819	835	908	662	681
多賀町	7,669人	868	698	700	732	696	734	732	838	812
滋賀県	1,419,756人	977	938	918	896	887	876	880	851	843

環境省　一般廃棄物処理実態調査より

※虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町は平成21年度(2009年度)に長浜市へ合併しています。

※安土町は平成21年度(2009年度)に近江八幡市へ合併しています。

※人口については、平成27年(2015年)10月1日時点の人口となっています。

2 課題

(1)ごみの減量・資源化における課題

ア ごみの減量に対する課題

(ア)ごみの削減

本市の1人1日あたりのごみ排出量は、近年では平成25年度(2013年度)の1,113g/人・日をピークにごみ減量の取組の成果もあって減少しており、平成28年度(2016年度)においては、895g/人・日となっています。この値は、全国平均(939g/人・日　平成27年度(2015年度)※)を下回っているものの、滋賀県平均(843g/人・日　平成27年度(2015年度)※)を上回っており、滋賀県平均に追いつくためにもより一層、ごみ減量に向けた取組を実施していくことが必要です。

本市の品目別のごみの排出量を確認していくと、県内他市町と比較しても、「燃やすごみ」の排出量が多いということが分かりました。平成29年度(2017年度)に実施した家庭系燃やすごみの組成調査の結果、食べ残しなどの「食品ロス」や「紙類」などのリサイクルできる『もったいないごみ』が多く含まれており、燃やすごみを削減していく余地が残されています。

※環境省　一般廃棄物処理実態調査より

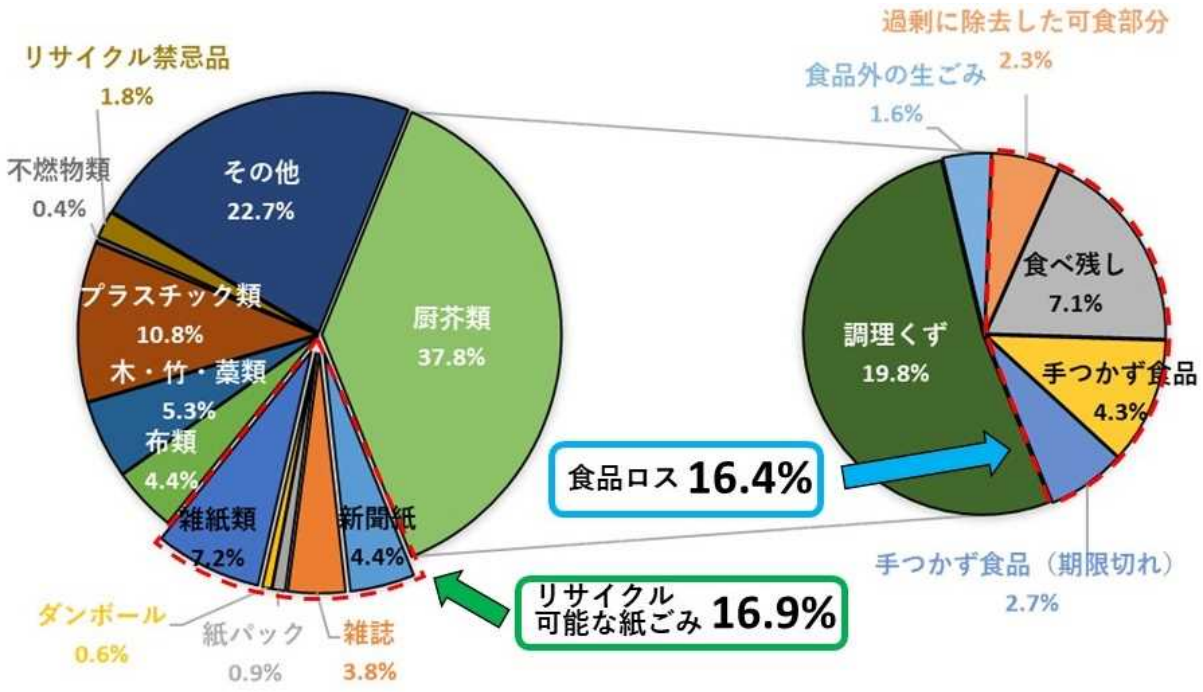

図3-1　平成29年度燃やすごみ組成調査の結果

(イ)食品ロスの削減

食品ロスは全国的にも課題となっており、日本では年間621万t(平成26年度(2014年度))の食品ロスが発生していると推計されています。本市において平成29年度(2017年度)に実施した家庭系燃やすごみの組成調査の結果(図3-1)では、家庭系燃やすごみのうち、16.4%が食品ロスであるこ

とが判明しています。

このように本来食べられるものを捨てることは『もったいない』ことであり、食品ロスを少しでも減らせるような取組、啓発を実施していくことが必要です。

※「食品ロス」とは食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。例えば「賞味期限切れの食品」や「食べ残し」、「可食部の過剰除去」などが食品ロスにあたります。

写真3-1　組成調査で確認された期限切れや食べ残し食品

（ウ）ごみ処理料金有料化の検討

廃棄物処理法基本方針にでは、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化のさらなる推進を図るべきである。」とされています。

本市では、事業系一般廃棄物に関しては、その処理について手数料を徴収しています。家庭系一般廃棄物は、「粗大ごみ」については処理手数料を徴収しているものの、「燃やすごみ」、「埋立ごみ」については、直接搬入する場合を除き、処理手数料は無料となっています。

今後は、有料化のメリットやデメリット、経済情勢、広域行政組合で進められている、ごみ処理の広域化における処理手数料の考え方等を踏まえて、検討していくことが必要です。

イ　ごみの資源化に対する課題

（ア）資源化量および再生利用率

再生利用率については、近年では平成26年度（2014年度）の12.8%を最低として平成28年度（2016年度）においては16.9%と上昇傾向にありますが、滋賀県平均（18.6%　平成27年度（2015年度））や全国平均（18.8%　平成27年度（2015年度））と比べても低い傾向にあり、資源化量の増加に向けた取組を実施していくことが必要です。

（イ）紙ごみの資源化推進

本市において、平成29年度（2017年度）に実施した家庭系燃やすごみの組成調査の結果（図3-1）では、家庭系燃やすごみのうち、16.9％がリサイクル可能な紙ごみであることが判明しています。この結果から、平成28年度（2016年度）に家庭から排出されたリサイクル可能な紙ごみ量を推計すると、3,372tものリサイクル可能な紙が焼却処理されていることになります。このようなことから、紙ごみのリサイクル推進を積極的に取り組んでいくことが必要です。

写真3-2　組成調査で確認されたリサイクル可能な紙ごみ

ウ　事業系一般廃棄物の減量に対する課題

（ア）事業系一般廃棄物収集運搬許可業者

現在、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者が清掃センターへ持ち込む廃棄物に対する展開検査を実施し、不適正な分別や市域をまたいで持ち込まれる越境ごみ等に対する対応を強化しています。このような取組の結果、近年事業系一般廃棄物の排出量は大きく減少しており、取組を継続して実施していくことが必要です。

（イ）事業系一般廃棄物排出事業者

事業系一般廃棄物収集運搬許可業者の持ち込む廃棄物に対する展開検査の結果では、不適正な分別（産業廃棄物にあたるプラスチックの混入）や、排出段階で分別すれば資源化できるようなもの（紙類や段ボール）が多くみられます。

今後は、排出段階での分別や資源化を徹底するため、排出事業者に対する指導・啓発の実施や、紙ごみを含めた資源化を推進していくことが必要です。

（ウ）処理手数料の見直し

事業系一般廃棄物については、表2-5に示した処理手数料を徴収していますが、ごみ処理に必要な経費は、電気料金、燃料費、人件費、委託料など社会情勢の影響により変動することから、毎年ごみ処理経費の算定を行い、適切なごみ処理手数料となるよう見直しを検討することが必要です。

エ　ごみの収集・運搬に対する課題

（ア）集積所における不適正排出

集積所に粗大ごみなど収集対象ではないごみが出されることもあり、排出ルール徹底の啓発と併せて、集積所管理にかかる地域への理解を求めていくことが必要です。

（イ）直接搬入

直接搬入については、運転免許証等の身分証明書による排出元の住所確認を行っていますが、市外からの越境ごみの搬入を完全に防止できているわけではありません。また周辺の市町と比べてごみ処理手数料が安価となっていることもあり、産業廃棄物の混入や、市外からの越境搬入が発生しやすい状況となっています。それらの防止対策として搬入時の確認方法の検討や、料金体系の見直しを検討していくことが必要です。

（ウ）ふれあい収集

地域の高齢化が進む中で、自らで集積所へごみ出しをすることができない方が増加しています。また、ごみ集積所の統合に伴い集積所が遠くなり、ごみ出しを自らでできなくなる方も出てくるものと考えられます。このように、自らで集積所へごみ出しができず、親族や周辺の協力を得ることが難しい方に対する収集方法を検討していくことが必要です。

オ　処理施設・処理方法等に対する課題

（ア）ごみ焼却場ほか各種ごみ処理施設の老朽化

湖東圏域では広域行政組合が中心となり、廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、新ごみ処理施設の建設と処理体制の構築に向けた計画策定が進められていますが、本市のごみ焼却場をはじめ現有ごみ処理施設は、設置後40年、大規模改修後15年以上が経過し、各設備機器は経年による老朽化が進んでいます。毎年維持管理補修、整備を実施して老朽化による機能低下、処理能力低下が最小限にとどまるよう保持に努めているところですが、新施設が稼働するまでの間は今まで以上に老朽化の進行が予想され、現有施設を安定して稼働していくための整備や補修に要する経費の増加が懸念されます。

（イ）最終処分場

焼却灰やばいじんについては、大阪湾広域臨海環境整備センターへの処理委託、埋立ごみについては、平成28年（2016年）3月末をもって、広域行政組合の管理する中山投棄場の埋立が終了したことから、現在は民間事業者にその処理を委託しています。

現在、本市や広域行政組合圏域において、埋立ごみや焼却灰の埋立を行うことができる最終処分場がないことから、広域行政組合も交えて、最終処分場設置の検討を進めていくとともに、最終処分量の一層の削減を進めていくことが必要です。

（ウ）分別

現状の分別区分11種類を維持するとともに、より一層の減量や資源化を推進するため、新しい技術等の調査を進め、新たな分別区分の検討を行う必要があります。

また、広域行政組合が新ごみ処理施設の建設にあたり検討を進める新たな処理体系を踏まえて、分別区分の検討を行うことが必要です。

（2）分別収集区分ごとの課題

ごみの減量・資源化の推進は、制度の整備のみで達成されるものではなく、家庭や事業者を含む全ての市民の理解と協力によって初めて実現できるものです。また、市民の自主的な取組や市民との協働も欠かすことはできません。

全ての市民に関わりがあるごみ問題こそ、市民総意で問題の解決に向けて取組を進めていかなければなりません。

ア 燃やすごみ

- ●家庭系、事業系を問わずリサイクル可能な古紙が多く含まれており、排出段階での分別、リサイクルを徹底できるよう啓発を進めていくことが必要です。
- ●家庭系燃やすごみの組成調査では燃やすごみのうち、湿重量で約３割が生ごみであり、最も多くを占めています。食品ロスの削減や堆肥化等による、生ごみの削減を進めていくことが必要です。
- ●台風等で発生した湖岸漂着物のうち、ヨシや流木は粗大ごみ処理施設で処理後に焼却処理を行っていますが、一時的に多量に発生する点や、粗大ごみ処理施設で処理ができないもの（大木等）も発生することから、このような漂着物でも処理することができる一般廃棄物処理業許可業者への誘導や、新たな資源化方法等の検討を行うことが必要です。

イ 埋立ごみ

●現状では、埋立ごみの処理は民間に委託されており、併せて最終処分前の選別が行われていますが、リサイクル可能な品目も多く含まれていることから埋立ごみの分別区分について検証を進めて行くことが必要です。

●スプレー缶やライターなど、回収時に火災等の事故が発生する可能性のある廃棄物が含まれていることがあり、実際に塵芥車の火災も発生しています。ライターの適切な排出方法や、スプレー缶の分別について周知・啓発を実施していくことが必要です。

ウ 粗大ごみ・小型家電

●小型家電については、分別回収を開始した平成 26 年度（2014 年度）以降、年々回収量は増加傾向にありますが、小型家電の従前の分別区分である埋立ごみとして排出されることも少なからずあることから、引き続き小型家電の分別回収の周知を実施していくことが必要です。

●粗大ごみや小型家電として捨てられるものの中には、まだ使用できるのに捨てられている物もあります。このようなまだ使える物をごみにしないため、粗大ごみや小型家電のリユースを進める取組の検討を行うことが必要です。

エ 容器包装プラスチック

●容器包装プラスチックについては、他の分別区分と比べて分別が難しいことから、異物の割合が高くなっています。これまでに引き続き、適切な分別が実施されるよう、分別方法の周知・啓発を進めていくことが必要です。

●今後の容器包装プラスチックの処理については、ごみ処理の広域化に併せて広域行政組合にて検討が進められているところですが、現状のリサイクル（マテリアルリサイクル）を継続するか、焼却による熱回収（サーマルリサイクル）を実施するか、費用対効果や資源循環、地球温暖化への影響などの環境的側面を考慮し、検討を進めていくことが必要です。

オ びん類

●一升びん等のリターナブルびんの排出がされていることから、一升びん等のリターナブルびんは購入店に返却する等の啓発を実施していくことが必要です。

●びんの処分については、民間事業者へ有価物として売却していますが、特にその他色びん（無色びん、茶色びん以外のびん）は、単独では有価物としての売却ができなくなってきています。そのため、処理方法については容器包装リサイクル法に基づく指定法人への処理委託も含めて検討を行うことが必要です。

●資源物であることから事業活動で排出されたものでも無料で回収していますが、処理経費が高騰していることから、事業系については有料での回収もしくは受入の可否の検討を行うことが必要です。

カ 缶・金属類

●缶と金属類を合わせた収集区分であるため、収集後に選別が必要となっています。缶と金属類を分けて回収するなどの検討を行うことが必要です。

キ ペットボトル

●季節により排出量に偏りがあることから、時期に応じて回収ボックスがいっぱいになってしまわないような収集体制の検討を行うことが必要です。

●資源物であることから事業系においても無料で回収していますが、処理経費が高騰していることから、事業系については有料での回収もしくは受入の可否の検討を行うことが必要です。

ク 使用済乾電池

●一部のボタン電池では水銀を使用しているものがあります。家電量販店等の店舗では水銀の適正な処理を目的として、回収が実施されていますが、本市においても水銀の適正な回収・処理の観点から、ボタン電池の処理方法や資源化についての検討を行うことが必要です。

●二次電池（充電できる電池）については、回収をしておりませんが、一次電池（使い切り電池）に混ざって排出されることもあることから、その処理方法、資源化の検討を行うことが必要です。

ケ 廃食用油

●回収する油については、植物性の食用油（てんぷら油やごま油等）としていますが、食用油以外の油（機械油や作動油）の混入や、動物性油脂の混入があることから、回収できる油の周知・啓発を進めることが必要です。

●今後の廃食用油の処理については、ごみ処理の広域化に併せて広域行政組合において検討が進められているところですが、現状のバイオディーゼル燃料（BDF）へのリサイクルを継続するか、焼却による熱回収（サーマルリサイクル）を実施するか、費用対効果や資源循環、地球温暖化への影響などの環境的側面などを比較し、検討を行うことが必要です。

コ 古紙・衣類

●古紙として回収されたものの中に、窓付き封筒やビニール袋など禁忌品が混入しています。今後紙類のリサイクルを進めていくにあたっては、リサイクル可能な品目を示すだけでなく、リサイクル禁忌品についても、しっかりと情報提供を行っていくことが必要です。

サ 使用済蛍光管等

●使用済蛍光管の分別回収については、平成 27 年度（2015 年度）から開始していますが、現在でも使用済蛍光管の従前の分別区分である埋立ごみとして排出されることも少なからずあります。現状では埋立ごみとして排出されていても収集していますが、今後は、使用済蛍光管が含まれていた場合の収集の可否について検討行うことが必要です。

●使用済蛍光管等の分別回収については、リサイクルの観点からだけでなく、水銀使用製品としての適切な回収・処理といった点についても周知・啓発を進めていくことが必要です。

第 4 章　基本理念

『もったいない』を実践するまち　ひこね

私たちが生活することで、ごみは必ず発生します。

しかし、古くから培われてきた「もったいない」という日本固有の言葉が持つ本来の意味を大切にし、「無駄なものは買わない」、「ものを大切に使う」などの行動を日々の生活で意識し、実践することでごみを確実に減らすことができます。

物資が乏しかった江戸時代では、庶民は知恵を絞り、今でいうリサイクルに意を注ぎ、慎ましく無駄のない暮らし、いわゆる循環型の暮らしをしていましたが、現代を生きる私たちは、当たり前のように「もの」がある中で、資源が無限にあるかのような錯覚に陥り、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活をしています。今、この社会を未来につなぐ私たちに求められるのは、「もったいない」という言葉を深く心に刻み、「豊かさ」とは何かを問い直し、ごみの発生抑制と再使用に努めることです。

本市においては、市民一人ひとりがごみの減量や資源の再生利用に対する意識を高め、市民や事業者と協力・協働しながら、人と環境が調和した魅力あるまち、将来へとつながる持続可能な循環型社会の創造を目指し、本計画の基本理念を定めました。

第 ５ 章　 基本方針

基本理念の実現に向け、「循環型社会」の実現を目指す上で重要な考え方である3Rの中でも、特にごみのリデュース（発生抑制）や製品等のリユース（再使用）の2Rの取組を優先的に進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるため、市民・市民団体・事業者・市の主体が協働して「ごみの減量・資源化」を推進します。なおもごみとして処理せざるを得ないものについては、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図りながら、環境にできるだけ負荷をかけないように適正に処理していきます。

また、ごみの減量・資源化の推進が、ごみ処理経費の節減や最終処分量の削減、温室効果ガスの削減などに効果があることを、具体的かつ分かりやすく情報発信するとともに、市民・事業者などの各主体がごみの減量・資源化にそれぞれの価値を見いだし、循環型ライフスタイルへの変革をもたらすことができるような「協働と参画」の取組をより一層進めていきます。

基本方針１ 「リデュース・リユース」に重点をおいた施策の総合的展開

ごみの減量・資源化を進める3Rの取組では、「ごみとして排出されるものを減らす」ということを優先的に行うことが最も重要であり、次いでリターナブルびんのように「製品を何度もリユースする」こと、最後に「資源としてリサイクルする」こと、という順になります。廃棄物の発生を抑制するためには、「無駄な買い物をしない」、「最終的にごみになりそうなものは貰わない」など、日々の生活で一人ひとりの心がけが必要となります。

また、「リユース」の促進には、事業者の協力なしには実現できない部分もあり、リユースできる製品を選ぶなど消費者としての意識の改革も必要です。ライフスタイルやビジネススタイルの変革を促し、市民・事業者の主体的な取組を促す施策を展開していきます。

基本方針２ リサイクルの推進

リサイクルの推進においては、ごみとして排出される量が多い品目に着目した資源化の取組が効果的です。ただ、リサイクルには経費やエネルギー利用の課題が残っており、単純にリサイクルできるからといった考えのもとに製品を選ぶことで、廃棄物のリデュースを阻害するようなことがあってはなりません。リサイクルは循環型社会の形成においては、あくまでも最終手段であることを念頭におき、リサイクルを全面的に推進することのないような施策を展開していきます。

基本方針３ 分かりやすい情報発信の推進

現在、ごみ処理に関する統計をホームページで公開していますが、活用媒体がホームページのみの公開であり、情報提供としては十分とはいえない状況です。市民や事業者が、本市のごみの現状と課題を知り、十分理解しなければ、それぞれの役割に沿ったごみ減量・資源化に取り組むことはできないこと

から、情報提供は、適切かつ分かりやすい必要があります。

今後、広報への掲載や出前講座など、さまざまな機会を通じて本市のごみ処理の現状を積極的に公開し、市民や事業者の取組によるごみ減量等の効果が「みえる化」されたものとなるよう努めます。

また、本計画の周知を徹底し、その達成状況についても適宜公開することで、市民一人ひとりが目標意識をもってごみの減量・資源化に取り組めるようにしていきます。

基本方針４　市民・市民団体・事業者・市のコミュニケーションによる協働の推進

コミュニケーションとは、「参加者が互いに情報を生み出し、それを共有することにより、相互理解にいたる過程」であり、相互作用や双方向性を重視したものだと言われます。循環型社会を実現していくためには、ごみの減量・資源化の担い手としての市民、生産・流通に携わる事業者、環境問題やごみ問題に取り組む市民団体、ごみ処理に携わる市との間での良好なコミュニケーションが必要です。良好なコミュニケーションが醸成されることにより、各主体のごみ問題に対する意識が高まり、相互理解が深まり、信頼関係が築かれ、ごみの減量・資源化への様々な行動につながるよう施策を展開していきます。

第 ６ 章　減量･資源化目標

本計画では、平成28年度（2016年度）を基準年度、平成34年度（2022年度）を最終年度として目標を設定しています。

本計画で取り扱うごみは、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物となります。なお、目標達成の進捗管理で取り扱う数値からは、台風等の影響で琵琶湖岸に打ち上げられたヨシや流木など、自然災害や火災等によって発生する廃棄物を除きます。

１　減量･資源化目標

目標A　ごみ総排出量を減らす

ごみ総排出量とは、清掃センターに搬入される家庭や事業所からの廃棄物や資源物と、中山投棄場に搬入される家庭からの埋立ごみに、自治会等で実施される古紙や衣類の集団回収量を含めたもの（スーパー等の店舗で回収された古紙等は含まないものとします。）であり、家庭から排出される不要物は、リサイクルされるものであっても「ごみ」として扱います。

平成25年度（2013年度）に過去10年間の排出量のピーク（ごみ総排出量45,757t、1人1日当たりのごみ排出量1,113g）となりましたが、計画に基づき様々な施策に取り組んだ結果、特に燃やすごみや粗大ごみが大きく減少しており、平成28年度（2016年度）におけるごみ総排出量は平成25年度（2013年度）より8,880t少なく、過去10年間で最も少ない量となりました（ごみ総排出量36,877t、1人1日当たりのごみ排出量895g）。しかし、県内他市町と比較すると1人1日当たりのごみ排出量は多い状況であり、特にごみ総排出量の中でも多くの割合を占める、「燃やすごみ」の削減に重点を置いた取組を推進する必要があります。

目標数値

平成34年度(2022年度)におけるごみ総排出量(集団回収量を含む)を
35,300t以下にする

平成 34 年度(2022 年度)における 1 人 1 日当たりのごみ排出量を
870g／人・日以下にする

	平成28年度 2016年度		平成30年度 2018年度		平成34年度 2022年度
ごみ総排出量	36，877 t	⇒	36，351 t	⇒	35，300 t
1人1日当たりのごみ排出量	895 g	⇒	887 g	⇒	870 g

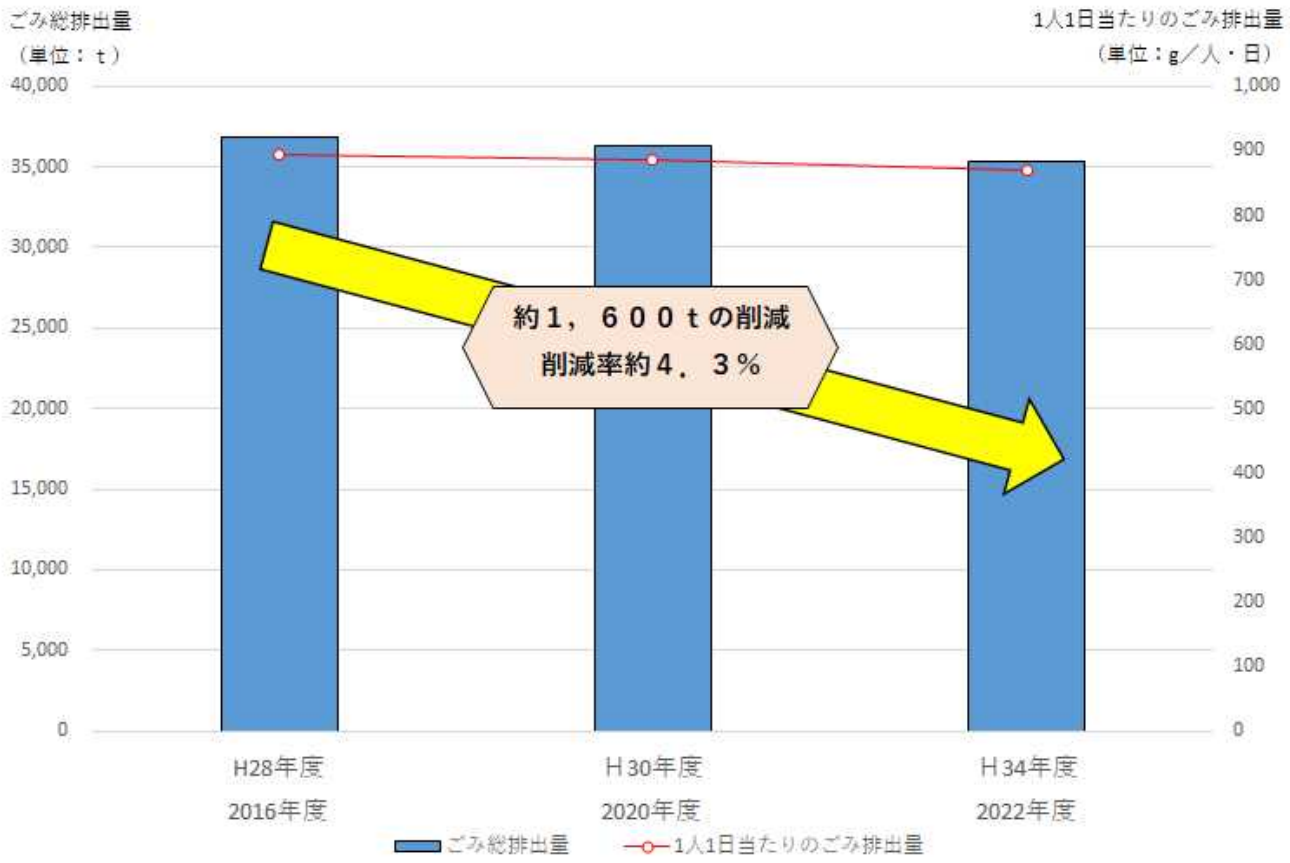

図6-1　目標達成のためのごみ総排出量の推移

目標B　再生利用率(リサイクル率)を上げる

再生利用率とは、ごみ総排出量のうち、リサイクルされた資源物の割合です。

再生利用率は平成27年度(2015年度)以降、小型家電や草木・剪定枝など新たな品目の資源化に取り組んだことにより、上昇傾向にありますが、国や県の平均値と比較すると大幅に下回っており、より一層資源化を推進していく必要があります。今後は燃やすごみに排出されているリサイクルできる紙ごみを中心に、リサイクルされずに処理されてしまってる資源の掘り起こしを進めていく必要があります。

目標数値

平成34年度(2022年度)における再生利用率(集団回収量を含めたリサイクル率)を20%にする

平成28年度 2016年度		平成30年度 2018年度		平成34年度 2022年度
16.9%	⇒	17.9%	⇒	20%

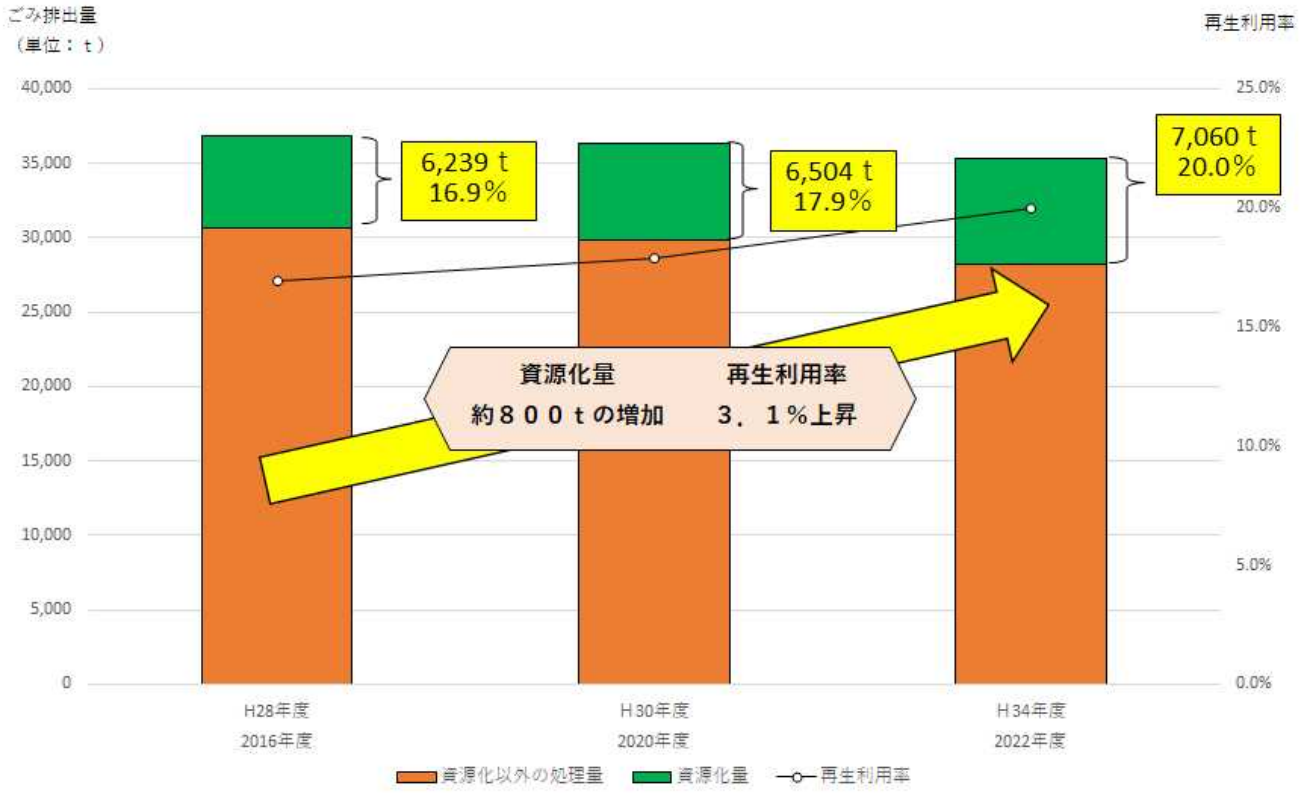

図6-2　目標達成のための再生利用率の推移

目標C　焼却量を減らす

焼却量とは、燃やすごみとして搬入されたものと粗大ごみ処理施設で破砕後に発生する焼却可能な残渣、容器包装プラスチックの選別に伴い発生する焼却可能な残渣を合わせた総量です。

近年では、燃やすごみの削減や草木・剪定枝などの新たな品目の資源化を進めたことにより、平成25年度（2013年度）の36,634tをピークに、平成28年度（2016年度）には30,286tと約17%の削減となっています。しかし、焼却量の大半を占める「燃やすごみ」には「食品ロス」や「リサイクルできる紙ごみ」などが多く含まれており、このようなごみの削減に向けた取組を重点的に進めていく必要があります。

目標数値

平成34年度（2022年度）における焼却量を　28，000　t以下にする。

平成28年度 2016年度		平成30年度 2018年度		平成34年度 2022年度
30，286　t	⇒	29，557　t	⇒	28，018　t

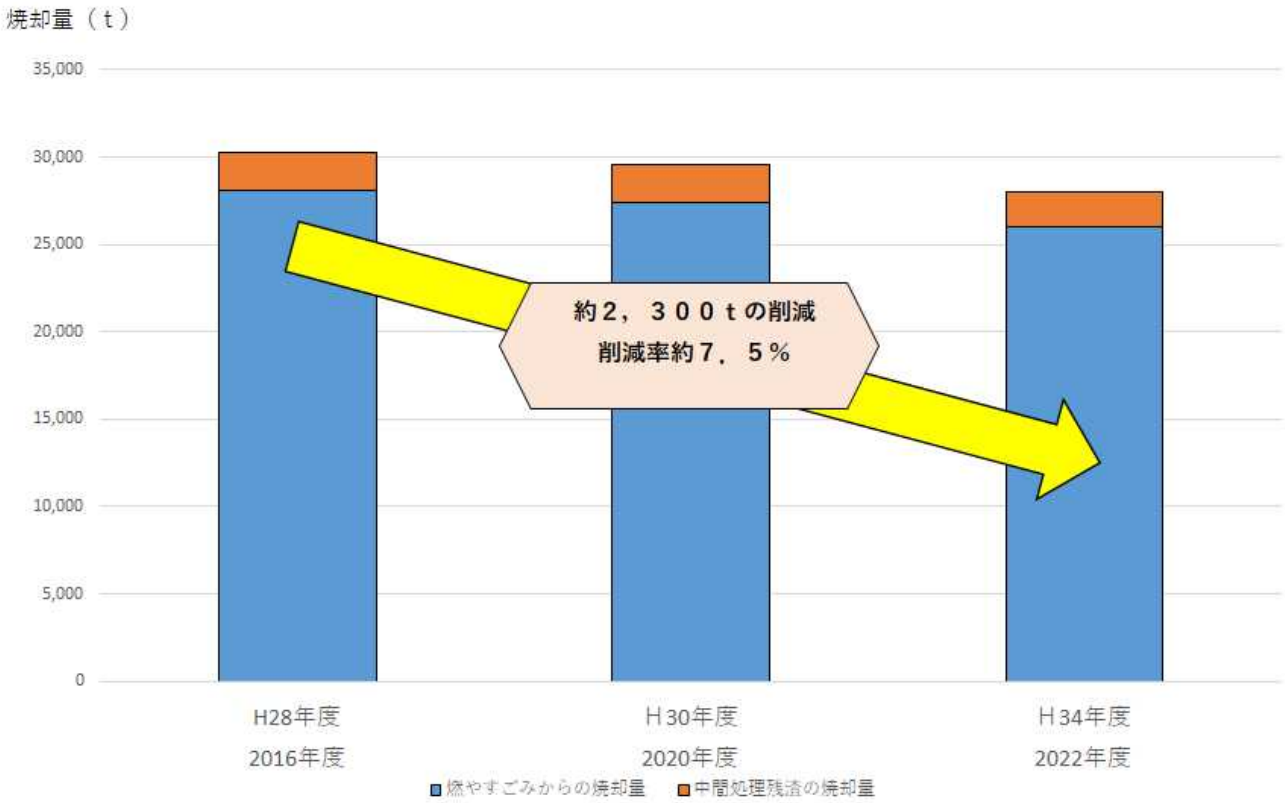

図6-3　目標達成のための焼却量の推移

目標D　最終処分量を減らす

最終処分量とは、陶器類などの不燃物や中間処理残渣など民間施設で処分されるものと、大阪湾広域臨海環境整備センターで処分される焼却灰等の総量です。

近年ではごみの減量が進んだことや、埋立ごみの選別を実施したことにより、平成25年度（2013年度）の7,859tをピークに平成28年度（2016年度）においては4,290tと約45%の削減となっています。今後は最終処分量の約89%を占める焼却灰等の削減を目的として、「燃やすごみ」の削減に重点を置いて取り組む必要があります。

目標数値

平成 34 年度における最終処分量を 4,000　t以下にする。

平成28年度 2016年度		平成30年度 2018年度		平成34年度 2022年度
4，290　t	⇒	4，163　t	⇒	3，943　t

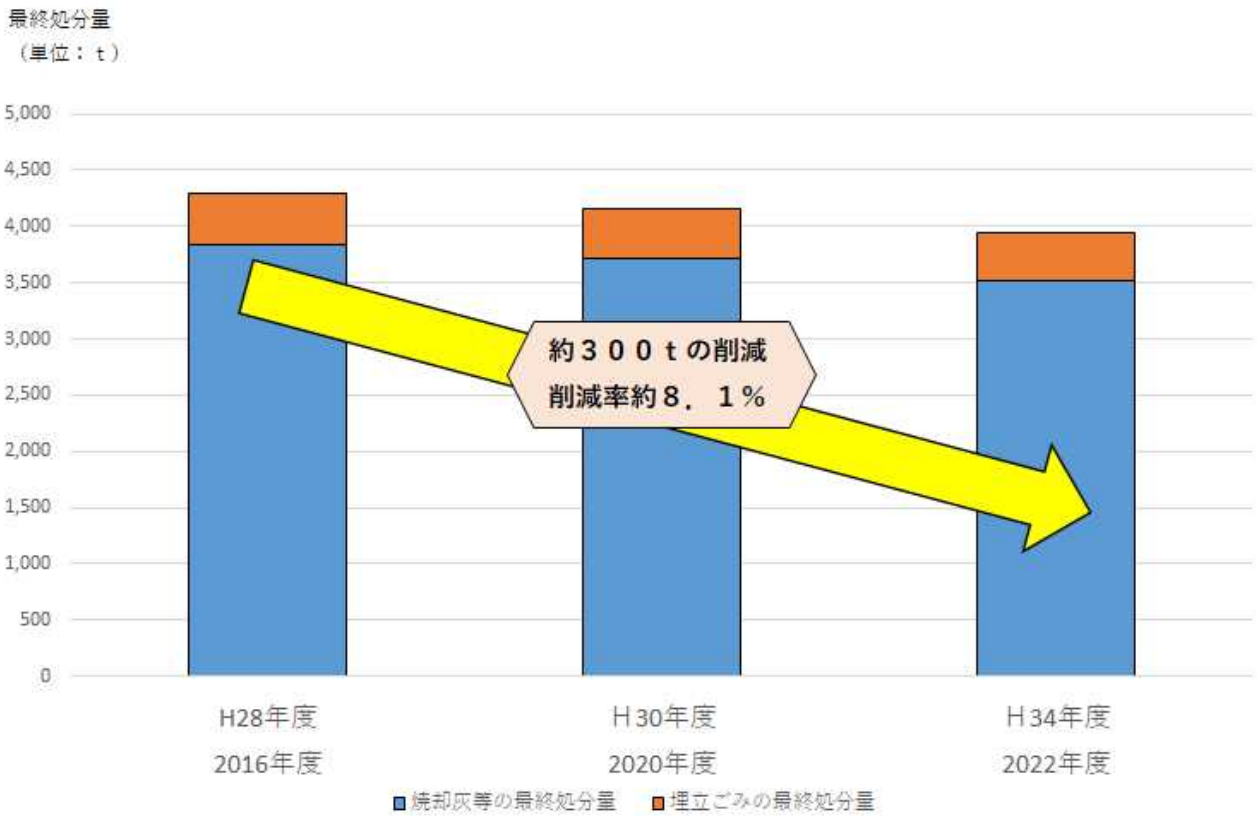

図6-4　目標達成のための最終処分量の推移

2　一般廃棄物の処理の現状と目標達成時の処理の状況

平成28年度(2016年度)の一般廃棄物の排出、処理状況および目標達成に向けた、具体的な施策の
を実施した場合の一般廃棄物の処理状況を図6-5および図6-6に示します。

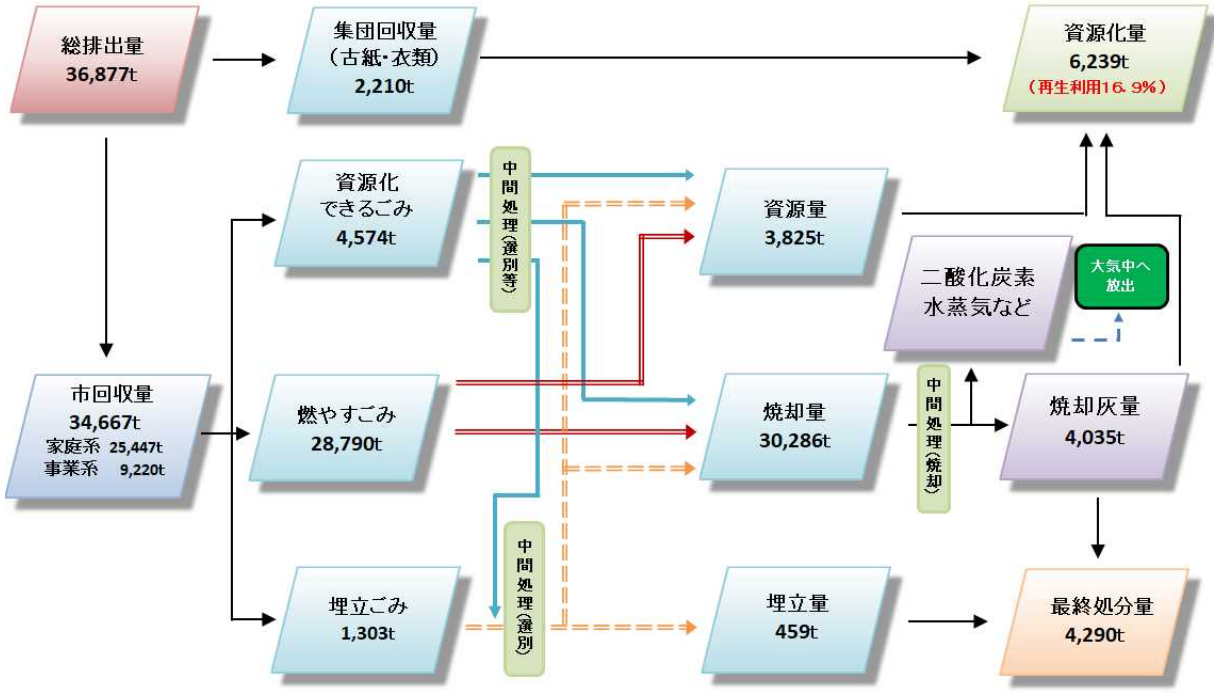

図6-5　一般廃棄物処理フロー図　平成28年度(2016年度)実績 【基準年度】

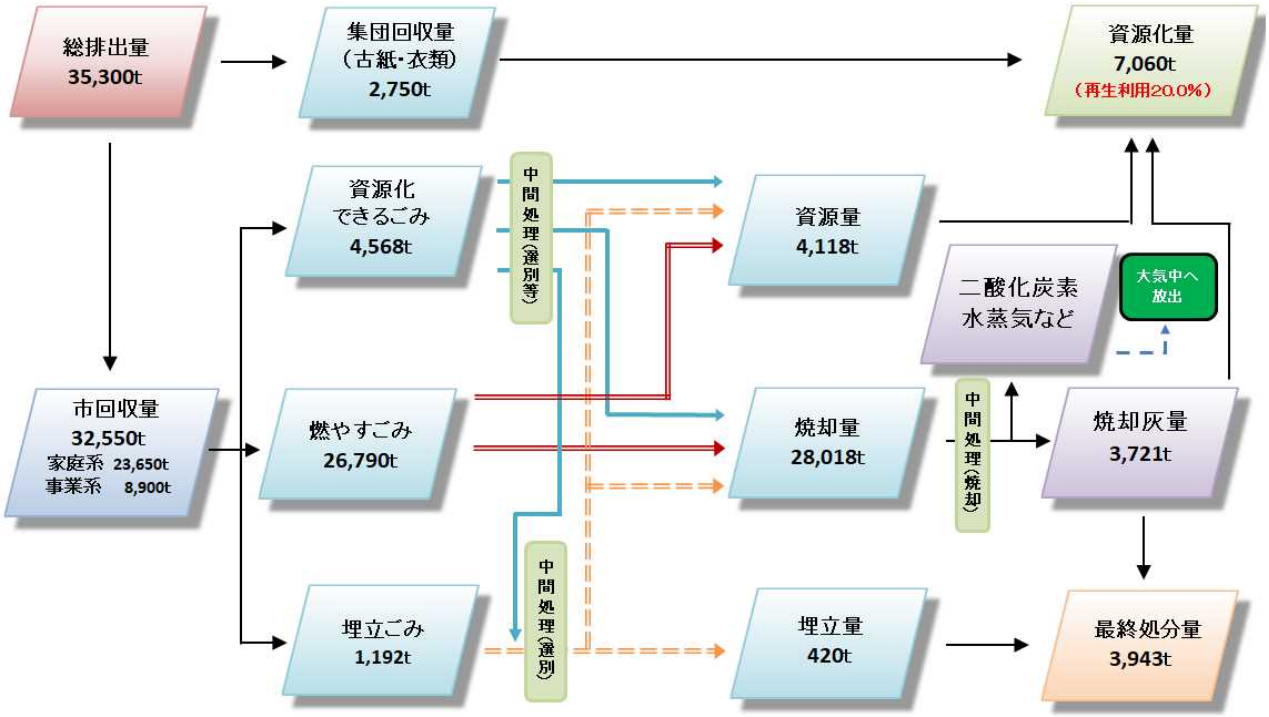

図6-6　一般廃棄物処理フロー図　平成34年度(2022年度)状況 【目標年度】

3　目標設定の根拠

目標A　ごみ等総排出量を減らす

平成34年度（2022年度）におけるごみ総排出量（集団回収量を含む）を　35,300　t以下にする

平成 34 年度（2022 年度）における 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 870g／人・日以下にする

改定前の本計画においては、「平成34年度（2022年度）における1人1日当たりのごみ排出量を900g以下とする」としていましたが、平成28年度（2016年度）の1人1日当たりのごみ排出量が895gとなったことで、平成34年度（2022年度）の目標を達成することができました。しかし、滋賀県の1人1日当たりのごみ排出量の平均と比べて多い水準であり、より一層ごみの削減を進めていく必要があることから、新たな目標を設定しました。

新たな目標設定に当たっては、現在広域行政組合で策定が進められている、「彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画」において、「燃やすごみの排出量を平成39年度（2027年度）において、平成28年度（2016年度）から5.0%削減する」という目標を検討されている点、平成27年度における1人1日当たりのごみ排出量の滋賀県平均が843gであるという点を踏まえ、広域行政組合が検討する目標を達成し、かつ、1人1日当たりのごみ排出量を平成27年度（2015年度）の滋賀県平均に近づけることを目標として、「平成39年度（2027年度）における1人1日当たりのごみ排出量を850g以下とする」という目標を設定しました。

上記目標を達成するために、本計画の目標年度である平成34年度（2022年度）に達成すべき目標値を算定し、「平成34年度（2022年度）における1人1日当たりのごみ排出量を870g以下とする」という目標を設定しました。

表6-1　ごみ総排出量　年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 （基準年）	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 （目標年）
1人1日当たりのごみ排出量（g）	895	893	887	882	875	873	870
ごみ総排出量（t）	36,877	36,615	36,351	36,090	35,825	35,563	35,300
人口予測（人）	112,843	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366

目標B　再生利用率（リサイクル率）を上げる

平成34年度における再生利用率（集団回収量を含めたリサイクル率）を　20　%にする

平成28年度（2016年度）における再生利用率は、16.9%と改定前の本計画の目標値「平成34年度（2022年度）における再生利用率（集団回収量を含めたリサイクル率）を20%にする」を達成できていないことから、改定後においても改定前の目標を引き継ぐものとします。

改定前の目標値の算定根拠は以下のとおりです。

平成20年（2008年）7月の審議会答申では、「再生利用率（集団回収量を含めたリサイクル率）を28%にする。」という目標を設定しましたが、目標年度における実績は15.3%と大きく下回っています。同年度の滋賀県平均においては19%となっており、28%という目標数値はかなり厳しいものであると考えます。

本計画においては、古紙の資源化を促進するために、スーパー等の事業者が独自に店頭等で古紙回収を実施することを推進していくものとしており、これまで地域で集団回収や行政回収されていた一部がそちらへ移行されると予想されることから、これまでの集団回収や行政回収の水準を維持するよう啓発等の取組を実施するとともに、小型家電等の新たな分別区分による資源化率の向上を図ることとし、平成22年度（2010年度）県平均の19%を上回る20%に目標設定します。

表6-2　再生利用率　年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 （基準年）	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 （目標年）
燃やすごみからの焼却量（t）	28,097	27,753	27,408	27,063	26,719	26,374	26,029
中間処理残渣の焼却量（t）	2,189	2,155	2,121	2,087	2,053	2,020	1,989
焼却量合計（t）	30,286	29,908	29,529	29,150	28,772	28,394	28,018

目標C　焼却量を減らす

平成34年度における焼却量を　28，000　t以下にする。

平成28年度（2016年度）における焼却量は、30,286tと基準年である平成23年度（2011年度）と比べ減少しているものの、改定前の本計画の目標値「平成34年度（2022年度）における焼却量を28,100t以下にする」を達成できておりません。焼却量については、「燃やすごみ量のうち、資源化された草木・剪定枝を除いたもの」、「粗大ごみのうち、焼却処理された量」、「容器包装プラスチックのうち、焼却処理された量」、「埋立ごみのうち、焼却処理された量」の和であることから、資料編4-1「一般廃棄物の排出量実績および将来予測（施策を実施した場合）」に示した「ごみ総排出量の内訳」における平成34年度（2022年度）の各項目の値から、以下のとおり目標値を算出しました。

◆焼却量算出根拠

▸平成28年度（2016年度）における粗大ごみ、容器包装プラスチック、埋立ごみ焼却処理割合

粗大ごみ　76.7%

容器包装プラスチック　24.3%

埋立ごみ　62.1%

▸目標Aを達成するための施策を講じた場合の各品目の平成34年度（2022年度）における排出量

燃やすごみ　26,790t（内草木・剪定枝　761t）

粗大ごみ　1,312t

容器包装プラスチック　1,000t

埋立ごみ　1,192t

▸焼却量の算出

燃やすごみのうち、焼却処理した量　26,790t　－　761t　＝　26,029t

粗大ごみのうち、焼却処理した量　1,312t　×　76.7%　＝　1,006t

容器包装プラスチックのうち、焼却処理した量　1,000t　×　24.3%　＝　243t

埋立ごみのうち、焼却処理した量　1,192t　×　62.1%　＝　740t

焼却量　26,029t　+　1,006t　+　243t　+　740t　＝　28,018t

表6-3　焼却量　年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度 （基準年）	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度 （目標年）
燃やすごみからの焼却量（t）	28,097	27,753	27,408	27,063	26,719	26,374	26,029
中間処理残渣の焼却量（t）	2,189	2,155	2,121	2,087	2,053	2,020	1,989

目標D　最終処分量を減らす

平成34年度における最終処分量を　4,000　t以下にする。

平成28年度（2016年度）における最終処分量は、4,290tと改定前の本計画の目標値「平成34年度（2022年度）における最終処分量を5,200t以下にする」を大きく達成することができました。しかし、全国的に見ても最終処分場はひっ迫している状況であり、また、本市では市域において最終処分を行うことができる処分場がないことから、引き続き最終処分量の削減に努めていく必要があり、新たな目標を設定しました。

目標設定にあたっては目標Aや目標Cで定められた目標を踏まえ、資料編4-1「一般廃棄物の排出量実績および将来予測（施策を実施した場合）」に示した「ごみ総排出量の内訳」における平成34年度

（2022年度）の各項目の値から、以下のとおり目標値を算出しました。

埋立ごみについては、民間に処理を委託しており、処理にあたっては選別が行われ、「不燃」、「可燃」、「資源」に分別されていることから、それぞれの処理割合を算出し目標値を算出しています。

◆焼却量算出根拠

▸平成28年度（2016年度）における埋立ごみの処理割合（民間処理）

可燃物　62.1%　不燃物　35.2%　可燃物の灰化率　20.0%

焼却灰の資源化率　66.0%

▸平成28年度（2016年度）における可燃物の清掃センターでの処理割合

可燃物の灰化率　13.1%　焼却灰の資源化量　100t（固定）

▸各目標を達成するための施策を講じた場合の各品目の平成34年度（2022年度）における排出量

焼却量　28,018t　埋立ごみ量　1,192t

▸最終処分量の算出

①埋立ごみからの最終処分量

埋立ごみのうち、可燃物量　1,192t × 62.1% ＝ 740t

可燃物焼却時に発生する焼却灰　740t × 20.0% ＝ 148t

焼却灰のうち、最終処分される量　148t －（148t × 66.0%）＝50t

埋立ごみのうち、不燃物量　1,192t × 35.2% ＝ 420t

埋立ごみからの最終処分量　50t ＋ 420t ＝ 470t

②清掃センターでの焼却処理に伴い発生する焼却灰の最終処分量

清掃センターでの焼却量　28,018t － 740t ＝ 27,278t

清掃センターでの焼却灰の発生量　27,278t × 13.1% ＝ 3,573t

焼却灰の最終処分量　3,573t － 100t ＝ 3,473t

③最終処分量合計（目標値）

470t ＋ 3,473t ＝ 3,943t

表6-4　最終処分量　年度ごとの目標値の設定

年度	H28年度 2016年度（基準年）	H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度（目標年）
焼却灰等最終処分量(t)	3,831	3,766	3,717	3,669	3,620	3,572	3,523
埋立ごみ最終処分量(t)	459	452	446	439	433	426	420
最終処分量合計(t)	4,290	4,218	4,163	4,108	4,053	3,998	3,943

第 7 章　目標実現に向けた施策

1 ごみ総排出量を減らすための取組

（1） 2R（リデュース・リユース）を推進する

ごみの減量を進めるためには、製品等の製造から消費、廃棄という過程の中で、「ごみとして排出されるものを減らす」ことが最も重要であり、3Rの中でも、リデュース・リユースの2Rを優先的に推進する必要があります。

しかしながら、現状での市民の意識はリサイクルに向いていると思われるため、この意識を大切にしながら施策を進めるとともに、2R優先へと意識の転換を図る取組を進めます。

【具体的施策】

リデュースの推進

◇市民1人ひとりのごみ減量への行動を促す仕組みづくり

◇食品ロス削減の推進

◇マイバッグ持参の推進

◇地域への出前講座の拡充

リユースの推進

◇エコマーケットなどのリユース情報の提供

◇リユース食器の普及促進

◇粗大ごみのリユースに向けた取組の検討

（2） 事業系ごみの適正な排出を推進する

事業者におけるごみ減量・資源化の自主的な取組を推進していくため、事業系一般廃棄物の分別に係る情報の提供や適切な指導を実施します。

【具体的施策】

◇紙類の再生利用の促進

◇容器包装プラスチックの混入防止啓発指導の徹底

◇事業系食品リサイクルの促進

（3） 事業者との連携を深める

事業者の自主的な減量・資源化の取組情報を共有し、市民へ発信するなど協力・協働を行っていきます。

【具体的施策】

◇スーパー等店舗での古紙・衣類回収の推進

◇レジ袋無料配布中止の推進

（4） 越境ごみ対策の強化

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、市町村は、その区域内における一般廃棄物の収集・運搬・処分をしなければならないこととなっており、区域外から廃棄物の搬入がないよう防止対策の強化すを進めます。

【具体的施策】

◇搬入時の確認強化

◇料金体系の見直し

2 再生利用率を上げるための取組

（1） 新たな回収区分の拡大による再生利用の推進

本市では、11種分別体制を確立しており、そのうち、リサイクルできる品目は8種となっています。しかし、リサイクルされていない品目の中には、リサイクル可能なものも含まれていることから、新たな回収区分の拡大に向けて、収集・選別作業や搬入先の確保、資源化の新たな技術の導入についても積極的に検討を進めながら、リサイクルの取組を進めていきます。

【具体的施策】

◇新しい資源化技術導入の検討

（2） 賦存資源の掘り起こしによる再生利用の推進

資源として処理をされていない「燃やすごみ」や「埋立ごみ」の中には、リサイクルすることのできるものが数多く捨てられています。このようなリサイクルできるものを資源として適切に分別できるよう情報発信・啓発等を進めます。

【具体的施策】

◇草木・剪定枝・流木などの資源化の推進

◇近年分別を開始した資源物のリサイクルの推進

◇雑がみリサイクルの推進

◇集団回収の継続的な実施

3　最終処分量を減らすための取組

（1） 埋立ごみの選別により、最終処分量を減らす

「埋立ごみ」に関しては、資源化できるものを選別するなど、最終処分量の減量に向けた取組を進めます。

【具体的施策】

◇埋立ごみ選別の継続的な実施

（2） 焼却灰の資源化により、最終処分量を減らす

焼却灰については埋め立てるだけでなく、様々な技術を用いることにより、路盤材等の資源として活用することができます。このような焼却灰のリサイクルを実施することで最終処分量の削減に努めます。

【具体的施策】

◇焼却灰資源化の継続的な実施

4　焼却量を減らすための取組

（1）「紙ごみ」資源化の推進

燃やすごみの中には、リサイクル可能な「紙ごみ」が多量に捨てられています。このようなまだリサイクルできる紙ごみについて、広報やイベント、チラシの配布などにより啓発を行い、紙ごみのリサイクルを推進します。

【具体的施策】

◇紙ごみの排出方法や分別方法の周知

（2）「生ごみ」資源化の推進

現在取り組んでいる、有用な微生物を用いて生ごみを堆肥化する簡易生ごみ処理は、生ごみを堆肥化するうえで有効な手段の一つです。現在、簡易生ごみ処理に取り組んでいる団体のみなさんと協力して、簡易生ごみ処理の普及促進に努めます。

【具体的施策】

◇簡易生ごみ処理の普及促進

◇簡易生ごみ処理でできた堆肥の利用方法の検討

第 8 章　ごみ問題全般に係る施策

1　収集運搬および処理の充実

(1)収集運搬体制の適正化

本市では、家庭系一般廃棄物については、11種の分別区分を設けており、その区分により排出先を集積所または拠点回収に区別しています。収集運搬については、直営収集と委託収集で対応していくとともに、現状の収集体制を維持していきます。

事業系一般廃棄物については、「特別収集証紙」を事業用指定専用袋に貼り付け集積所に排出するか、排出事業者自らが直接清掃センターへ持ち込むかまたは、排出事業者が許可業者に収集運搬を委託することにより清掃センターに搬入されています。

家庭系一般廃棄物については、現状の回収品目を維持するとともに、新たな回収品目については、直営収集または委託収集により対応していきます。一時的に多量に排出される家庭系の廃棄物の収集については、引き続き一般廃棄物処理業(収集運搬)許可の事業範囲の拡大で対応を実施していきます。また、収集の効率を高めるため、地域とも連携しながら集積所の統合を図っていきます。

事業系一般廃棄物については、現行の許可制度を堅持します。事業系一般廃棄物収集運搬許可業者数は30社に達しており、事業系の一般廃棄物の収集運搬を遂行するのに充足しているため、原則として新規の事業者への許可は認めない方針を考えています。ただし、リサイクルを目的として処理をする事業者には、その許可に関して積極的に協議していくほか、食品廃棄物などの越境処理については、処理施設が存在する市町村と積極的に協議を進めていきます。

(2)施設の整備・維持管理

現在、湖東圏域では広域行政組合を中心に一般廃棄物の広域処理による循環型社会の構築を実現すべく、新ごみ処理施設の建設計画が進められています。一般廃棄物を集約し、統一的に分別・処理すれば、各市町が個々にごみの分別・処理を行うよりも、処理施設の建設費や運営費の縮減が図れることになります。また、ごみ焼却施設に限れば、ごみの安定的な連続燃焼が可能となり、高度な排ガス処理設備の導入や発電などの余剰熱利用システムの構築が可能となり、処理経費の縮減にもつながります。

新ごみ処理施設が稼働するまでの間は、現有施設を安定して稼働していくための整備や補修を進めるとともに、現有施設への負担を減らすためごみ減量・資源化に向けた取組を実施していきます。

(3)最終処分場

平成28年(2016年)3月末に広域行政組合が管理する中山投棄場の埋立処理が終了したことに伴い、現在、本市内や広域行政組合圏域において、焼却灰や埋立ごみ等の一般廃棄物を処理できる最終処分場はありません。現状では焼却灰の処分については、大阪湾広域臨海環境整備センターへ処

理を委託し、埋立ごみ等の一般廃棄物については民間事業者にその処理を委託しています。今後は、現状の処理方法を維持するとともに、広域行政組合圏域内において最終処分場を設置できるよう、広域行政組合とともに候補地の検討を行います。

2 分かりやすい情報の提供

(1)ごみ関連情報の「みえる化」

「みえる化」とは、取組の状況やその問題点を常に明らかにしておく工夫のことです。

廃棄物行政を担う自治体が、廃棄物に関するさまざまな情報を蓄積しているのに対し、市民は十分な情報に接していないのが現状です。自治体がごみ減量施策に対して市民の理解や協力を得るためには、日頃からできるだけ多くの情報を広報やホームページを通じて市民に提供し、地域のごみ問題とそれに対する対策方法を「みえる化」することが重要となります。

ごみ処理を有料化していない自治体においては、税金でごみ処理費用を負担することになり、日常生活において自分の出すごみの処理に費用がかかっていることを意識するのは難しいと思われます。このことは、ごみを減らすインセンティブ(動機づけ)を与えないだけでなく、ごみを多く出す人とごみを減らす工夫や努力をしている人との間で、負担に不公平を生じさせることにもつながります。こうした情報を市民が知ることが重要であり、今後のごみ処理統計の公開には、ごみ処理にかかる費用と併せて一人当たりのごみ処理経費も含め、市民一人ひとりが「何をすれば、どういった効果があるのか」など、市民にごみを減らすインセンティブを与えられるような分かりやすい情報提供をする必要があります。

本市における情報提供の方法としては、広報ひこねやホームページのほか、例えば、「ごみ等の収集カレンダー」裏面の白紙部分にごみ減量・資源化に関する情報を掲載するなどの工夫をするとともに、ごみ問題に関するイベントを開催するなどの情報提供と併せて、「市民の意見を聞く場」を設けるなどの施策を展開していきます。

(2)環境教育・環境学習、出前講座の充実

市民・市民団体・事業者・市の連携の下、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民が、環境問題に触れ、学習する機会として体験型・参加型イベントの開催や環境教育の中でごみの問題を学ぶプログラムの提供、さらには学校や地域を対象にしたごみの分別方法や資源化、ごみ問題などについて学習する出前講座の充実を図る必要があります。

また、学校や地域等との連携を図り、未来を担う子どもたちを対象とした環境教育を推進するとともに、自ら率先してごみの減量・資源化への取組を実践できる人材や、ごみ問題について地域のリーダーとなる人材の育成を進めていくことを検討します。

3　市民サービスの向上と負担の公平化に努める

（1）分別区分、排出方法、収集体制の検討

これまで本市では、廃棄物に関する各種法律の改正に伴い、分別区分の見直し等を実施しています。市民にとってごみの分別は手間のかかることであり、分別区分や排出方法が難しいと「やりがい」を見い出せないどころか、異物の増加や不法投棄など不適正なごみ排出にもつながります。今後は、資源化を進めながら「分別区分が分かりやすく」、「なるべく手間のかからない方法」で、「やりがい」を持って取り組める分別収集体制の確立を図っていきます。

（2）料金体制の見直しおよびごみ処理手数料の有料化検討

ごみ処理に必要な経費は、電気料金、燃料費、人件費、委託料など社会情勢の影響により変動することから、必要に応じて適切なごみ処理手数料を設定するとともに、ごみ処理経費に対する市民の負担が不公平とならないよう、料金体制の見直しや、有効な施策や方針を検討していきます。

ごみ処理の有料化については、ごみの排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民意識の改革等の考え方を踏まえたうえで、有料化に伴うメリットやデメリットを勘案し、検討を行います。

（3）高齢社会への対応

日本の総人口に占める65歳以上の人口の割合は、平成28年（2016年）10月1日の段階で27.3%、本市においては24.0%と、ともに21%を超え「超高齢社会」へ突入しています。

高齢社会の対策については、高齢者・介護認定者・障がい者等、自力でごみを出すのが困難な方に対応したサービスの向上として、地域でごみ出しを協力するなどの「地域で見守る」仕組みづくりや戸別回収など、利便性と効率性を考慮しながら収集運搬体制の構築を図ります。

介護福祉施設への入居等で空き家となった家屋内の整理や遺品整理に伴って発生する廃棄物の適正処理についても、一般廃棄物処理業（収集運搬）許可の事業範囲を拡大することにより対応しています。

4　市民意識の向上に努める

（1）適切な情報提供

ごみの減量・資源化の必要性やごみ処理経費の削減効果などのごみに関する理解を求める情報、市民・事業者の「やりがい」につながる情報、エコマーケットや環境・ごみに関するイベント開催の情報、さらには市民団体や地域が取り組むボランティア清掃活動など、ホームページや広報ひこね、さらにはFMひこねを活用してタイムリーな情報を提供するとともに、市民が必要とするごみ問題に関する情報を把握する手法やスマートフォン等のアプリを活用した情報提供のあり方について検討します。

(2)美しいひこね創造活動の推進

本市では、愛するひこねをさらに美しくするために、一人ひとりの手により自主的に行う「美しい行為」に対して地域通貨「彦(げん)」を交付する「美しいひこね創造活動」に取り組んでいます。

清潔で緑と花があふれる「美しいまち　ひこね」を未来の世代に引き継ぐために、個人や地域で行われる美化活動など、市民・市民団体・事業者などあらゆる主体の協働による美しいまちづくりに取り組む、「美しいひこね創造活動」が市内全域に拡がるよう周知するとともに、市民の活動を促進していきます。

5　環境負荷の低減に配慮する

(1)排出ルールの徹底

分別ルール・排出ルールの徹底を図ることにより、古紙や缶・びん・ペットボトルなどの適切な資源化を進めるとともに、資源としての品質の向上に取り組みます。

平成21年度(2009年度)から汚れた容器包装プラスチックを燃やすごみへ移行したことにより、燃やすごみに含まれる容器包装プラスチックの割合が増えており、燃やすごみの削減と資源としての品質の確保を図るため、排出時の配慮事項等について、写真等を用いた視覚的に分かりやすい説明に努めます。また、各種広報媒体を活用した分別区分の周知や、出前講座による排出ルールの説明会などを強化する必要があります。

古紙・衣類の行政回収を実施することとなってから、資源物の持ち去りが見受けられます。資源物の持ち去りについては「彦根市廃棄物の処理および清掃に関する条例」において、適正に排出された廃棄物の市の所有権を明確にしたところであり、資源物の持ち去りが確認された場合には、条例に基づき適切な対応を行っていきます。

(2)不法投棄対策

地域の監視の目が行き届かない河川敷や山林でのごみの散乱や不法投棄を防止するため、不法投棄監視員や地域との連携を図るなど、あらゆる主体の協働によって、不法投棄などの不適正排出の防止を推進します。

また、不法投棄がない美しい環境、ポイ捨てを許さない人づくりを進めるため、「びわこの日」環境美化活動をはじめとした各種環境美化活動への積極的な参加を求め、市民意識の高揚を図っていきます。

(3)ごみ収集運搬車両への低公害車の導入

現在、本市においては低公害車として、廃食用油から生成したバイオディーゼル燃料を使用する塵芥車を5台、エンジンと電動式モーターを組み合わせたハイブリッド塵芥車を3台導入しています。今後

も収集運搬車両の形態および台数等の見直しを行うとともに、老朽化等による収集運搬車両の更新の際には、低公害車の計画的導入を図ります。

第 9 章 計画の着実な推進

計画の着実な推進を図っていくため、施策の進捗状況や、市民・事業者の取組状況を毎年、把握・点検・評価し、改善していくことが重要であり、PDCAサイクルに基づく計画の適切な進行管理を行っていきます。また、進捗状況の適切な点検・評価を実施するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7第1項に規定する彦根市廃棄物減量等推進審議会を通年で設置し、毎年施策の実施状況や進捗状況を報告することにより、本審議会から意見や提言をいただくとともにその結果を公表し、次年度の施策の展開等へ活かすものとします。

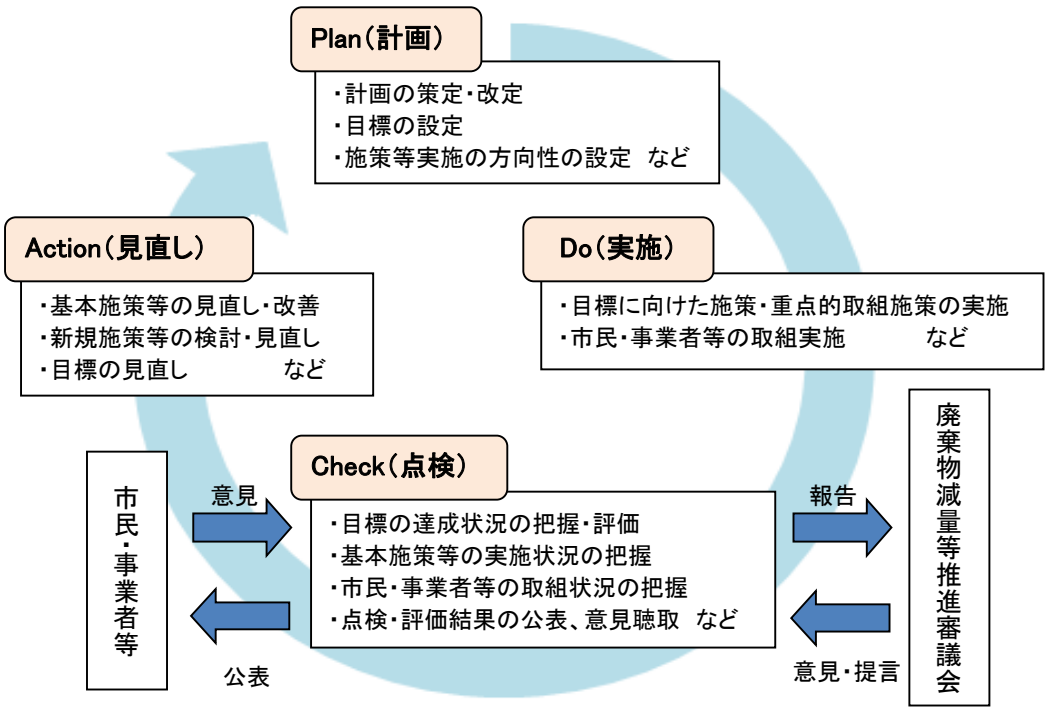

図9-1 計画の進行管理

第 10 章 災害廃棄物への対応

災害発生時においては、被災自治体の都市機能や市民生活の早期回復を図るため、必要な支援連携を行うとともに、平常時より他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。

また、大規模な地震などの災害が発生すると、一時的に大量のごみが発生し、道路の通行不能などにより、平常時と同じようにごみの収集や処理ができないことが予想されます。よって、災害によって発生した廃棄物を円滑に処理し、早急な復旧による衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画を策定します。

生活排水処理基本計画編

第 1 章　計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道事業として、昭和 57 年(1982 年)1 月に計画決定し、同年 2 月に事業認可を受け、下水道事業に着手しました。以後、市街地の下流側から建設に入り、上流側に向けて、順次整備を図っています。

滋賀県では、昭和 60 年(1985 年)から東北部(彦根長浜)処理区管渠工事に着手し、昭和 62 年度(1987 年度)から東北部浄化センターの工事を開始しました。東北部浄化センターは平成 3 年(1991 年)3 月に一部完成し、彦根市では同年 4 月から下水道の使用を開始しました。現在、下水道の処理区域の拡大・整備と水洗化の促進に努めております。

農業集落排水事業は、農村地域の環境保全や生活環境の整備、ならびに琵琶湖を含む公共用水域の水質保全を目的に、7 処理区 13 集落を対象として平成 2 年度(1990 年度)から事業に着手し、平成 10 年度(1996 年度)に全ての整備を完了しています。

浄化槽整備事業は、公共用水域の水質保全を図るため、下水道の普及していない地域や集合処理の適さない地域では、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、汲み取りや単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促しています。

平成 28 年度(2016 年度)末の本市の総人口は 112,660 人となっており、生活排水処理人口は 98,322 人、生活排水処理率は 87.3%となっております。生活排水処理率の処理内訳としては、公共下水道による処理が 73.3%、合併処理浄化槽による処理が 10.1%、農業集落排水による処理が 3.9%となっており、県内の他市町と比較すると、公共下水道による処理率が低く、合併処理浄化槽による処理率が高い状況となっております。

今後の生活排水対策としては、公共下水道の整備を継続して実施し、未整備地域においては、引き続き地域の状況に応じて各種生活排水関連事業を実施することにより、良好な河川水質の維持を図ります。

なお、汲み取りや単独処理浄化槽から下水道や合併処理浄化槽への転換は、悪臭の低減や害虫発生の予防など生活環境改善にも資することから、引き続き生活排水処理率の向上を目指していく必要があります。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成 25 年度(2013 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 10 年間としています。今回の見直しにおいては、平成 28 年度(2016 年度)を新たな基準年として平成 30 年度(2018 年度)から平成 34 年度(2022 年度)までの 5 年間として計画の見直しを実施しました。

第 2 章　生活排水の現状

1 処理体系

本市における生活排水の処理体系は、図2-1のとおりとなっています。現状の生活排水の処理については、公共下水道、農業集落排水および合併処理浄化槽によって行われています。

汲み取りにより収集したし尿や、単独処理浄化槽や合併処理浄化槽から発生する浄化槽汚泥については、本市衛生処理場で処理を行っています。

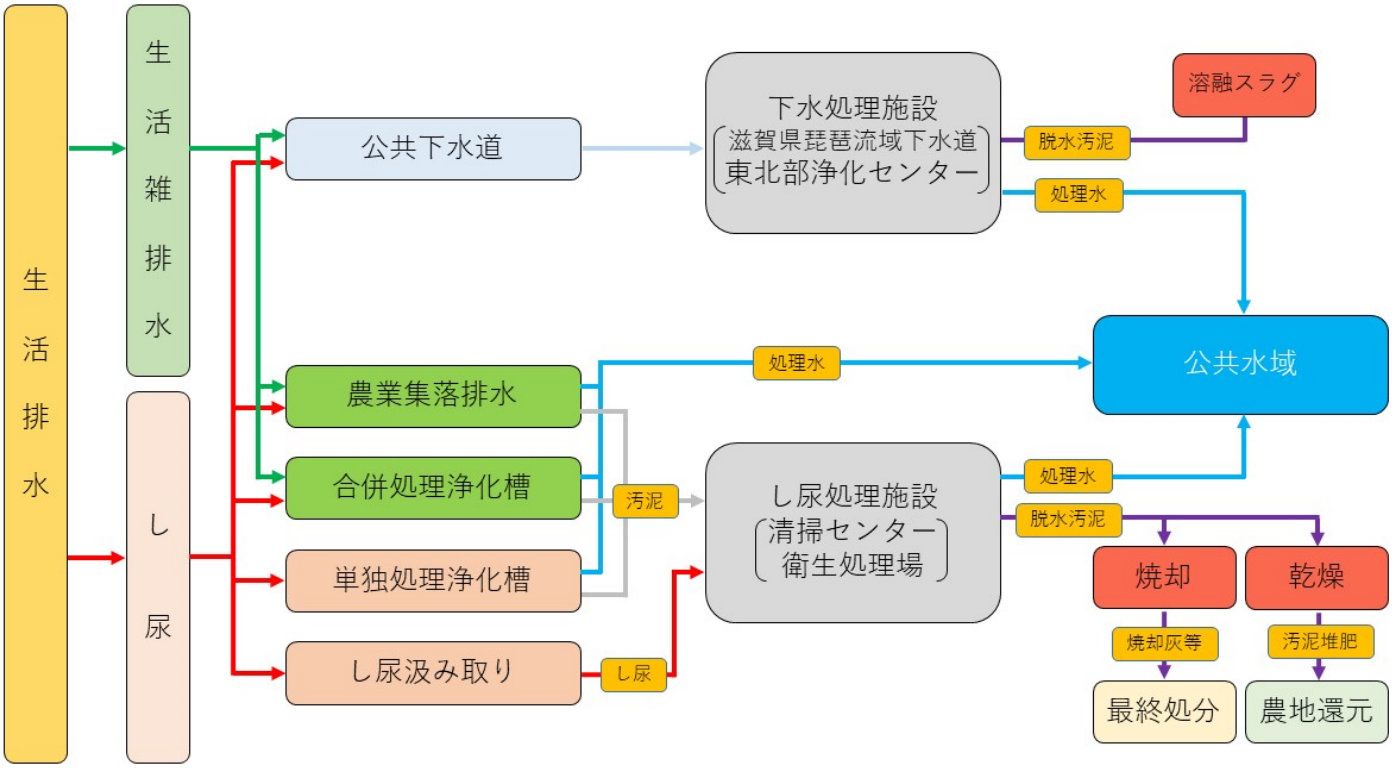

※単独処理浄化槽、し尿汲み取りでは生活雑排水の処理を行わず、直接公共水域へ放流しています。

図 2-1　生活排水処理フロー

2　生活排水処理人口等の実績

本市における生活排水の処理別人口は表2-1のとおりです。

表2-1　生活排水処理人口の実績

		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
総人口	人	111,297	111,728	111,607	112,082	112,257	112,474	112,597	112,620	112,624	112,660
生活排水処理人口	人	89,367	93,465	98,329	99,031	100,172	103,143	97,406	96,351	97,388	98,332
公共下水道処理人口	人	65,711	69,558	72,483	74,754	76,294	77,686	78,919	80,047	81,308	82,530
合併浄化槽処理人口	人	18,644	19,005	20,971	19,499	19,166	20,782	13,771	11,820	11,623	11,417
農業集落排水処理人口	人	5,012	4,935	4,875	4,778	4,712	4,675	4,716	4,484	4,457	4,385
生活雑排水未処理人口	人	21,930	18,263	13,278	13,051	12,085	9,331	15,191	16,269	15,236	14,328
単独浄化槽処理人口	人	8,395	6,903	5,587	5,428	5,224	1,854	9,012	8,676	8,502	8,071
非水洗化人口	人	13,535	11,360	7,691	7,623	6,861	7,477	6,179	7,593	6,734	6,257
し尿収集人口	人	12,915	10,750	7,276	6,816	6,509	7,018	5,756	7,205	6,381	5,941
自家処理人口	人	620	610	415	807	352	459	423	388	353	316

※平成24年度（2012年度）、平成25年度（2013年度）に浄化槽台帳の整備を行っているため、各処理別人口に大きな変動があります。

※総人口については各年度3月末時点の人口となっております。

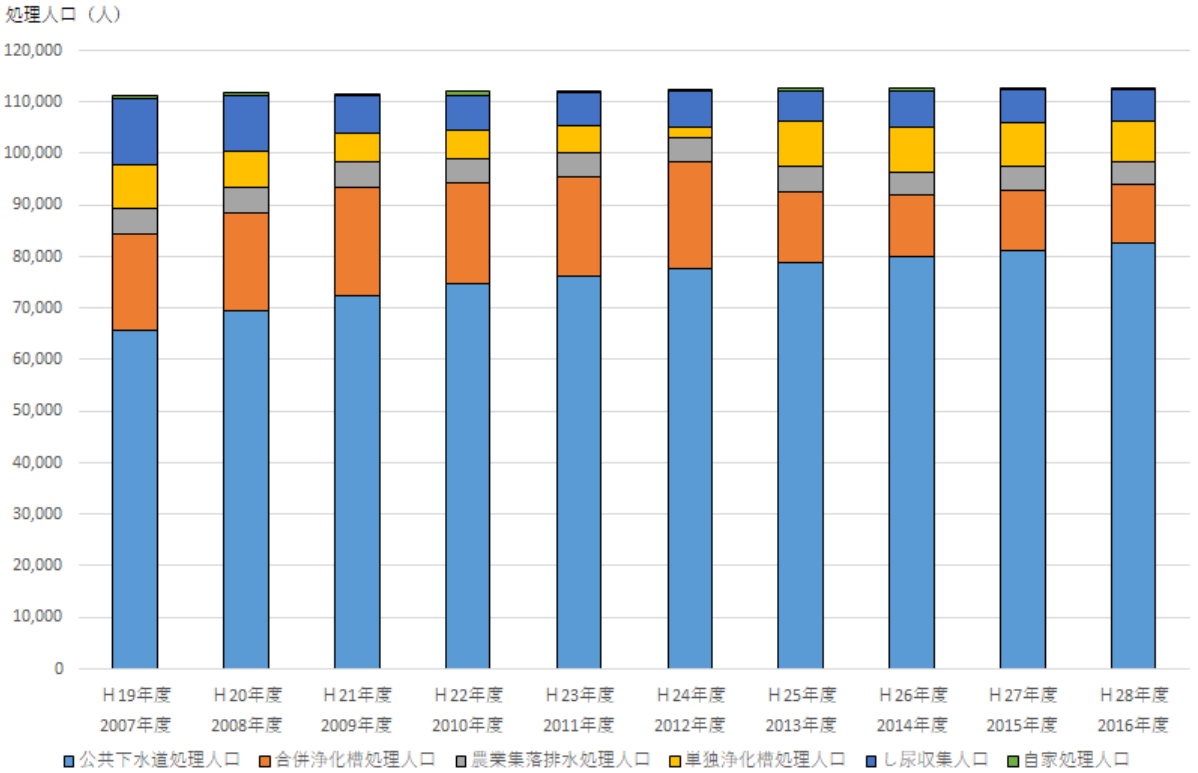

図2-2　生活排水処理人口の実績の推移

3　生活排水処理率の実績

本市における生活排水処理率は表2-2のとおり推移しております。

表2-2　生活排水処理率の実績

	単位	H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
総人口	人	111,297	111,728	111,607	112,082	112,257	112,474	112,597	112,620	112,624	112,660
生活排水処理人口	人	89,367	93,465	98,329	99,031	100,172	103,143	97,406	96,351	97,388	98,332
生活排水処理率	%	80.3	83.7	88.1	88.4	89.2	91.7	86.5	85.6	86.5	87.3

※平成24年度（2012年度）、平成25年度（2013年度）に浄化槽台帳の整備を実施したことから、生活排水処理人口に大きな変動があります。

※総人口については各年度3月末時点の人口となっております。

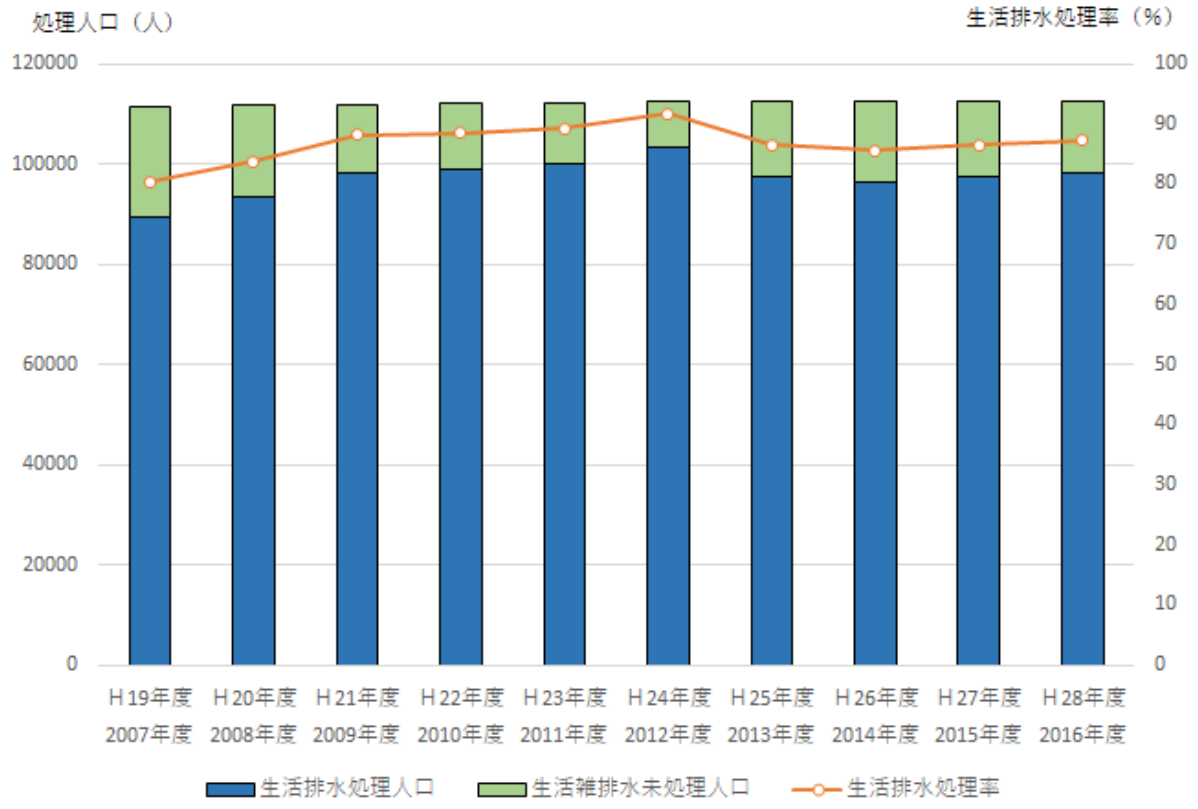

図2-3　生活排水処理率の実績の推移

4 し尿および浄化槽汚泥搬入量の実績

本市におけるし尿および浄化槽汚泥の衛生処理場への搬入量は表2-3のとおり推移しています。

表2-3 し尿および浄化槽汚泥の搬入量

			H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
年間搬入量	し尿	kL／年	13,868	12,338	11,320	10,209	9,520	8,752	8,145	7,661	7,418	6,951
	浄化槽汚泥	kL／年	21,228	20,447	20,192	19,235	19,738	18,448	18,910	17,656	17,561	16,488
	合計	kL／年	35,096	32,785	31,512	29,444	29,258	27,200	27,055	25,317	24,979	23,439
汚泥比率	し尿	%	39.5	37.6	35.9	34.7	32.5	32.2	30.1	30.3	29.7	29.7
	浄化槽汚泥	%	60.5	62.4	64.1	65.3	67.5	67.8	69.9	69.7	70.3	70.3

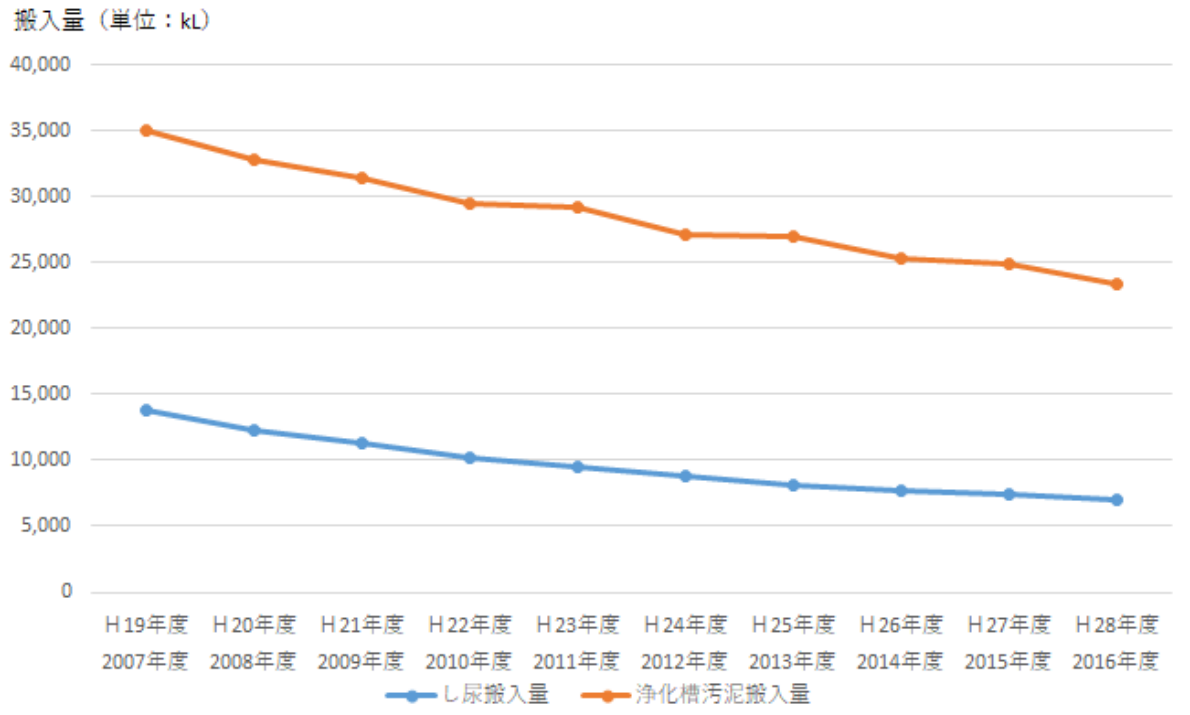

図2-4 し尿および浄化槽汚泥搬入量の推移

5 収集運搬

本市で発生するし尿および浄化槽汚泥は、し尿については本市が委託する事業者が収集し、浄化槽汚泥については一般廃棄物収集運搬許可業者（浄化槽汚泥に限る）により収集され、本市衛生処理場に搬入されています。

表2-4 し尿および浄化槽汚泥の収集運搬体制

	し尿	浄化槽汚泥
収集運搬方法	委託	許可
収集方法	戸別収集	戸別収集
収集回数	定期収集（「月2回」、「月1回」、「2箇月に1回」、「3箇月に1回」）または不定期収集から、し尿の排出状況等に応じて選択	年1回以上 浄化槽の人槽や保守点検の結果により判断する

6 し尿処理手数料

し尿の収集を依頼した場合、収集回数や収集量に応じて、表2-5に示す処理手数料を徴収しています。

表2-5 し尿処理手数料一覧

種別	取扱区分	手数料
定額制によるもの	月1回の収集の場合	基本料450円に、世帯員1人につき380円の人頭料を加算した額。ただし、1人世帯の場合は人頭料を190円とする
	月2回以上の収集を必要とする場合	1回目は月1回の収集の場合と同様とし、2回目からは1回ごとに基本料金450円
	2箇月または3箇月に1回の収集の場合	基本料450円に、世帯員1人につき380円の人頭料（1人世帯の場合は、190円の人頭料）に当該月数を乗じた額を加算した額
	上記に該当する者のうち特別に収集を必要とする場合	1回につき基本料450円
従量制によるもの	不特定多数の人の出入りをする事業所および定額制によりがたいもの	基本料450円に、1リットルにつき9円の割合で算出した額を加算した額
	臨時に収集を必要とするもの	基本料850円に、1リットルにつき9円の割合で算出した額を加算した額

7　中間処理施設

表2-6に示す施設において、し尿および浄化槽汚泥の中間処理を行っています。

表2-6　施設の概要

名称		彦根市清掃センター　衛生処理場
所在地		彦根市開出今町1330
竣工		昭和53年（1978年）2月
処理能力		156kL／日
主な設備概要	生物脱窒処理	好気性硝化・活性汚泥処理
	脱水処理	多重円盤脱水機による直接脱水
	高度処理	脱りん、オゾン脱色、上向流砂ろ過
	臭気処理方式	薬液洗浄、活性炭吸着、水洗脱臭
	汚泥の処理方法	脱水乾燥後農地還元、焼却処理

8　生活排水処理における課題

1　生活排水処理の課題

本市域では、原則として公共下水道整備事業により、生活排水処理を進めていますが、未だ多くの未整備地域を残しており、早期に公共下水道の整備を進めていく必要があります。

また、本市においては、生活雑排水の処理が行われない単独浄化槽や汲み取り便槽の設置が多く、河川や琵琶湖の水質改善をより一層進めるためにも、公共下水道への接続や合併処理浄化槽への転換を推進していく必要があります。

2　衛生処理場における課題

現在、衛生処理場で処理を行うし尿や浄化槽汚泥の量は、公共下水道の普及に伴い減少を続けております。また施設自体も経年劣化による老朽化が進んでおり、今後も処理量は減少を続けることが予想されることから、施設の状態や今後の処理量を踏まえた、し尿や浄化槽汚泥の処理体制を検討する必要があります。

第 3 章 生活排水の予測

1 生活排水処理人口等の予測

本市における生活排水の処理別人口の今後の推移予測は表3-1のとおりです。

表3-1 生活排水処理別人口の実績と推移予測

	単位	実績									
		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
総人口	人	111,297	111,728	111,607	112,082	112,257	112,474	112,597	112,620	112,624	112,660
生活排水処理人口	人	89,367	93,465	98,329	99,031	100,172	103,143	97,406	96,351	97,388	98,332
公共下水道処理人口	人	65,711	69,558	72,483	74,754	76,294	77,686	78,919	80,047	81,308	82,530
合併浄化槽処理人口	人	18,644	19,005	20,971	19,499	19,166	20,782	13,771	11,820	11,623	11,417
農業集落排水処理人口	人	5,012	4,935	4,875	4,778	4,712	4,675	4,716	4,484	4,457	4,385
生活雑排水未処理人口	人	21,930	18,263	13,278	13,051	12,085	9,331	15,191	16,269	15,236	14,328
単独浄化槽処理人口	人	8,395	6,903	5,587	5,428	5,224	1,854	9,012	8,676	8,502	8,071
非水洗化人口	人	13,535	11,360	7,691	7,623	6,861	7,477	6,179	7,593	6,734	6,257
し尿収集人口	人	12,915	10,750	7,276	6,816	6,509	7,018	5,756	7,205	6,381	5,941
自家処理人口	人	620	610	415	807	352	459	423	388	353	316

	単位	予測					
		H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度
総人口	人	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366
生活排水処理人口	人	99,080	100,285	101,001	101,653	102,540	103,352
公共下水道処理人口	人	83,666	84,974	86,253	87,493	89,449	91,344
合併浄化槽処理人口	人	11,046	10,950	10,394	9,814	8,754	7,680
農業集落排水処理人口	人	4,368	4,361	4,354	4,346	4,337	4,328
生活雑排水未処理人口	人	13,313	11,948	11,050	10,193	9,077	8,014
単独浄化槽処理人口	人	7,743	7,471	6,955	6,438	5,628	4,839
非水洗化人口	人	5,570	4,477	4,095	3,755	3,449	3,175
し尿収集人口	人	5,283	4,212	3,849	3,526	3,237	2,978
自家処理人口	人	286	266	246	229	212	197

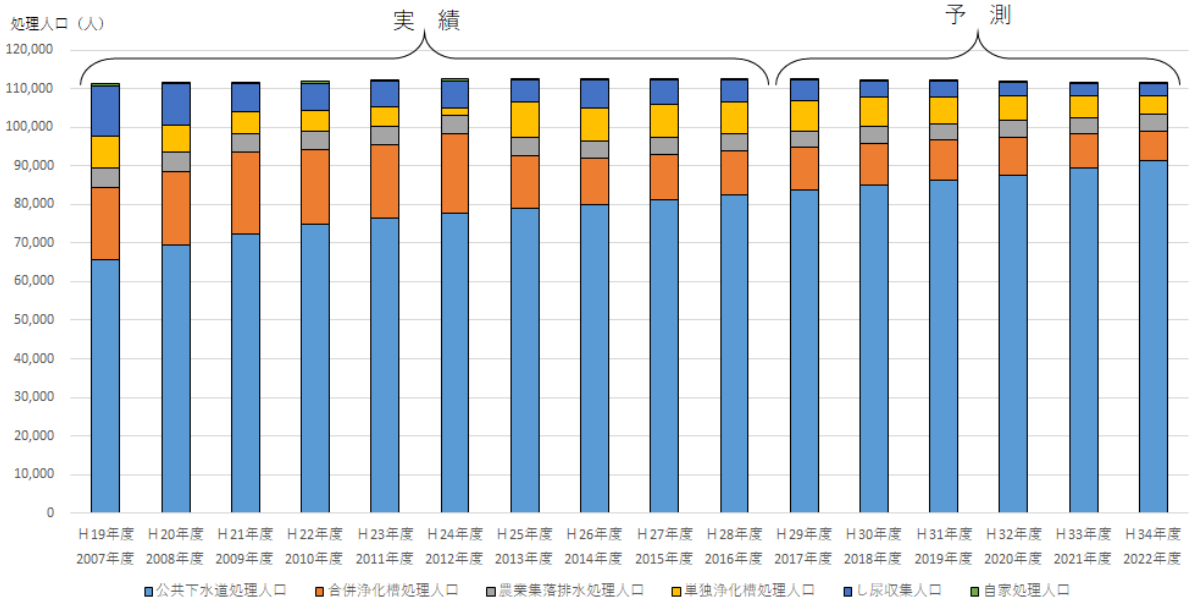

図3-1 生活排水処理人口の実績と推移予測

2　生活排水処理率の予測

本市における生活排水処理率の今後の推移予測は表3-2のとおりです。

表3-2　生活排水処理率の実績と推移予測

	単位	実績									
		H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
総人口	人	111,297	111,728	111,607	112,082	112,257	112,474	112,597	112,620	112,624	112,660
生活排水処理人口	人	89,367	93,465	98,329	99,031	100,172	103,143	97,406	96,351	97,388	98,332
生活排水処理率	%	80.3	83.7	88.1	88.4	89.2	91.7	86.5	85.6	86.5	87.3

	単位	予測					
		H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度
総人口	人	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366
生活排水処理人口	人	99,080	100,285	101,001	101,653	102,540	103,352
生活排水処理率	%	88.2	89.4	90.1	90.9	91.9	92.8

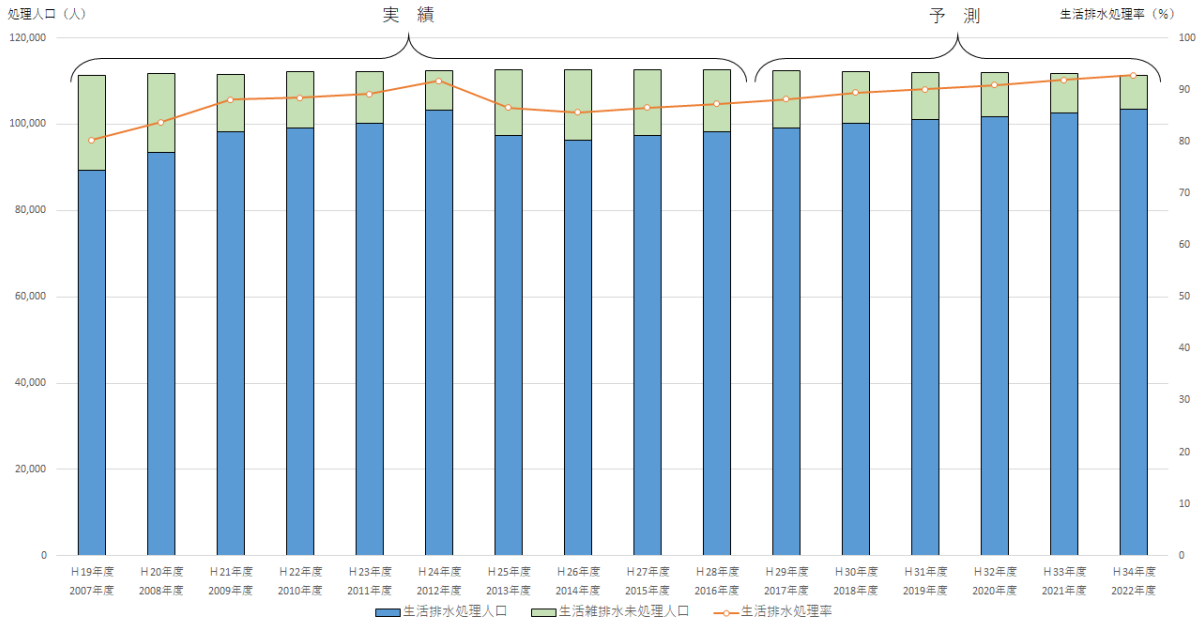

図3-2　生活排水処理率の実績と推移予測

3 し尿および浄化槽汚泥搬入量の予測

本市におけるし尿および浄化槽汚泥搬入量の今後の推移予測は表3-3のとおりです。

表3-3 し尿および浄化槽汚泥の搬入量の実績と予測

		単位	実績									
			H19年度 2007年度	H20年度 2008年度	H21年度 2009年度	H22年度 2010年度	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
年間搬入量	し尿	kL／年	13,868	12,338	11,320	10,209	9,520	8,752	8,145	7,661	7,418	6,951
	浄化槽汚泥	kL／年	21,228	20,447	20,192	19,235	19,738	18,448	18,910	17,656	17,561	16,488
	合計	kL／年	35,096	32,785	31,512	29,444	29,258	27,200	27,055	25,317	24,979	23,439
汚泥比率	し尿	%	39.5	37.6	35.9	34.7	32.5	32.2	30.1	30.3	29.7	29.7
	浄化槽汚泥	%	60.5	62.4	64.1	65.3	67.5	67.8	69.9	69.7	70.3	70.3

		単位	予測					
			H29年度 2017年度	H30年度 2018年度	H31年度 2019年度	H32年度 2020年度	H33年度 2021年度	H34年度 2022年度
年間搬入量	し尿	kL／年	6,140	5,690	5,274	4,888	4,530	4,199
	浄化槽汚泥	kL／年	16,593	16,214	15,840	15,471	15,105	14,740
	合計	kL／年	22,733	21,904	21,114	20,359	19,635	18,939
汚泥比率	し尿	%	27.0	26.0	25.0	24.0	23.1	22.2
	浄化槽汚泥	%	73.0	74.0	75.0	76.0	76.9	77.8

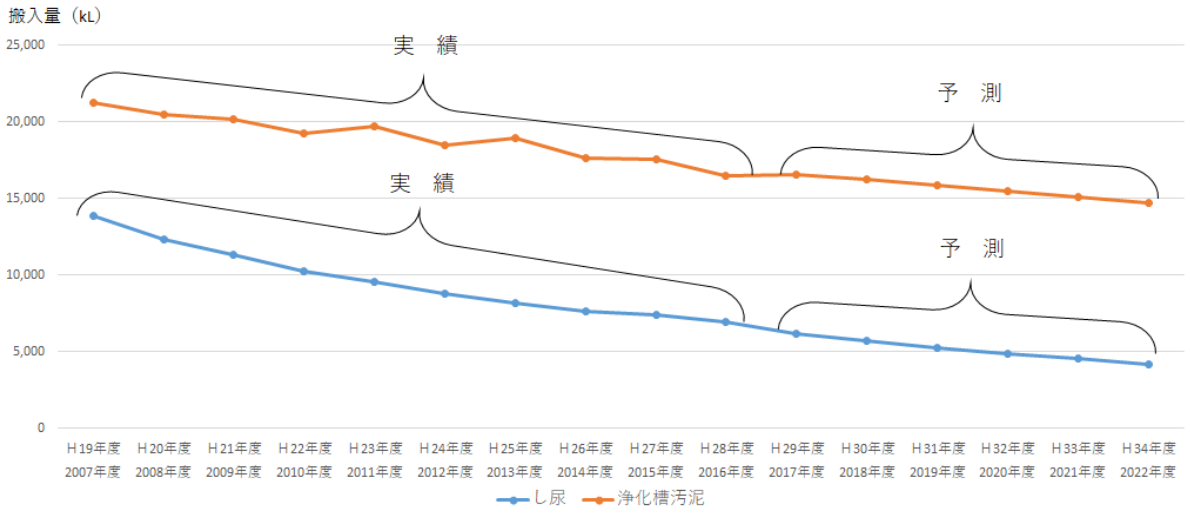

図3-3 し尿および浄化槽汚泥の搬入量の実績と予測

第 4 章 基本方針

1 生活排水処理における基本的な考え方

公共下水道の整備を順次進めるとともに、農業集落排水処理施設を完成させている市街化調整区域の一部を除き、公共下水道が未整備の地域については、地域の実情に応じて合併処理浄化槽の普及促進や、単独浄化槽や汲み取り便槽を使用する建物については、合併浄化槽への転換を促し、生活排水処理率 100%を目指します。

2 生活排水処理の目標

生活排水処理率100%を達成するため、平成34年度における生活排水処理率の目標を表4-1のように定めます。

表4-1 生活排水処理率の目標および目標達成時の処理人口

	平成28年度 (2016年度) 【基準年度】	平成34年度 (2022年度) 【目標年度】
生活排水処理率	87.3%	95.0%
区域内人口	112,660人	111,366人
生活排水処理人口	98,332人	105,798人

表4-2 生活排水処理別人口の目標

		平成28年度 (2016年度) 【基準年度】	平成34年度 (2022年度) 【目標年度】
総人口	人	112,660	111,366
生活排水処理人口	人	98,332	105,798
公共下水道処理人口	人	82,530	98,341
合併浄化槽処理人口	人	11,417	3,090
農業集落排水処理人口	人	4,385	4,084
生活雑排水未処理人口	人	14,328	5,568
単独浄化槽処理人口	人	8,071	2,700
非水洗化人口	人	6,257	2,868
し尿収集人口	人	5,941	2,695
自家処理人口	人	316	173

第 ５ 章 し尿・浄化槽汚泥処理の計画

１ 収集・運搬計画

(1)収集・運搬の方針

公共下水道の普及拡大に伴い、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少しています。今後も公共下水道が普及することにより、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少すると予想されますが、引き続き適正なし尿および浄化槽汚泥の処理を実施するため、現状の収集・運搬体制を維持するとともに、し尿および浄化槽汚泥の排出量など、状況に応じた収集・運搬体制を検討していくものとします。

(2)収集区域の範囲

本市の行政区域全域を収集対象区域とします。

(3)収集運搬体制

現状の収集運搬体制である、し尿については本市が委託する事業者が収集し、浄化槽汚泥については一般廃棄物収集運搬許可業者(浄化槽汚泥に限る)が収集し、衛生処理場に搬入する体制を維持するものとします。将来的には公共下水道の進捗により、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少することが予想されることから、収集量が減少しても安定的な収集が実施できるよう、状況に応じた収集・運搬体制の構築を検討します。

(4)収集方法

現状の収集方法である、し尿については定期収集(「月2回」、「月1回」、「2箇月に1回」、「3箇月に1回」)または不定期収集から、し尿の排出状況等に応じて選択する方法により収集し、浄化槽汚泥については浄化槽の人槽や保守点検の状況に応じて年1回以上収集するよう一般廃棄物収集運搬許可業者(浄化槽汚泥に限る)を指導する方法を維持するものとします。将来的には公共下水道の進捗により、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少することが予想されることから、収集量が減少しても安定的、計画的な収集が実施できるよう、状況に応じた収集方法の構築を検討します。

(5)し尿処理手数料

し尿の処理については、表2-5に示した処理手数料を徴収していますが、し尿処理に必要な経費は、電気料金、燃料費、人件費など社会情勢の影響により変動することから、定期的にし尿処理経費の算定を行い、適切なし尿処理手数料となるよう見直しを行います。

2　中間処理の計画

（1）中間処理の方針

公共下水道の普及拡大に伴い、し尿および浄化槽汚泥の収集量は減少しています。今後も公共下水道が普及することにより、し尿および浄化槽汚泥の処理量は減少するものと予想されます。また、衛生処理場の老朽化に伴い、施設の維持管理費や処理費用等が増加することも予想されます。引き続き適正なし尿および浄化槽汚泥の処理を実施していくため、処理量や施設の状況等も踏まえ新たな処理の方針について、検討を進めます。

（2）中間処理の体制

現在の衛生処理場における処理体制を維持するものとしますが、今後の処理量の減少や施設の老朽化等を踏まえて、し尿および浄化槽汚泥の公共下水道への投入による処理等を含めた、新たな処理体制構築の検討を進めます。

（3）中間処理の対象物

収集対象区域から発生するし尿および浄化槽汚泥の全量とします。

第　6　章　その他

大規模な地震などの災害が発生すると、道路の通行不能や施設の破損などにより平常時と同じようにし尿の収集や処理ができないことが予想されます。このことから、避難所等で発生したし尿を円滑に収集・処理し、衛生確保や環境保全を図るため、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から他自治体や関係団体との総合的な支援連携体制を構築します。

地域行動計画編

第 1 章 ごみ問題について

1 ごみ問題とは

地球上の全ての生き物はそれぞれに役目を持ち、次世代へと命を育んできました。その中で人類は、化石燃料や天然資源を使い人類が暮らすための利便性を高め、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を築いてきました。大量に廃棄されたごみについては、海や山、大地など、ごみを捨てる場所はいくらでもあるかのように、そのままの形や焼却後に埋め立てられてきました。その結果もたらされたものが、自然環境破壊や環境汚染による様々な地球環境問題です。

ごみ問題は、環境問題に直接つながる大きな問題なのです。

現在では、先進国の多くでは、ごみ問題に対する意識が高まり、リサイクル（再生利用）対策が進むことで環境負荷は低減されてきましたが、未だにリデュース（発生抑制）やリユース（再使用）に積極的に取り組むところは少ないのが現状です。

また、開発途上国や新興国では、未だにごみ処理の問題による環境汚染が深刻化しています。

◎さまざまなごみ問題

☆最終処分場　☆焼却施設　☆医療廃棄物　☆建築廃棄物
☆不法投棄　☆ごみの減量　☆資源のリサイクル　など

2 ごみとは何か

ごみとは、「いらなくなったもの」や「使えなくなったもの」と考えてしまいます。しかしそれは、**『持っている人』**が、「必要でない」、「利用できない」、「売れない」と思うものであり、主観的なものです。

『自分』が不要となったものでも、**『他の人』**が必要とすれば、それはごみではなくなります。リユース（再使用）できなくて、リサイクル（再生利用）もできないものが【 **ごみ** 】となるのです。

3 ごみ問題の原因

多くの人は、流行のファッションや生活が便利になる電化製品、美味しい食事を得られる快適な生活を求めます。古い物は役に立たないとか、流行遅れの物は飽きられるなどして、新しい便利な機能が付いたものや流行の物に買い替えられます。美味しい料理を作る裏側では、旨味を取り出すために多くの食材を長時間煮込み、旨味のなくなった部分については捨てられます。

また、安いからと買い溜めした食材を、使い切らずに冷蔵庫に入れたまま賞味期限が過ぎてしまい、捨てられているのではないでしょうか。このような、我々の主観的な無駄の多いライフスタイルが、大量のごみを生み出す原因となっています。世界には、食糧や物資が不足して貧しい生活をされている人々がたくさんいることを、日頃から意識し、無駄のあるライフスタイルを見直しましょう。

第 2 章 ごみ減量･資源化のために

1 今、私たちに求められること

国土の狭い日本では、大量のごみを処理するのに、焼却後に埋め立てる方式が主流となっています。焼却するということは、地球温暖化の原因の 1 つとされる二酸化炭素が大量に発生することになります。

また、ごみの処理には、収集過程から処分に至るまでに多くの化石燃料を使用しており、その消費に伴い二酸化炭素が発生しています。

近年、世界の各地で異常気象が相次ぎ、誰もが身近な環境の変化を肌で感じているのではないでしょうか。地球温暖化と並行して異常気象が相次いでいることからも、この2つを切り離して考えることはできません。この先、温暖化が進むことでもたらされる 10 年、20 年先の暮らしへの影響は、今の私たちの取り組み方によって大きく変わるものと考えられます。

私たちの便利さや快適さを追求した暮らしは、大量のごみを発生させ、その結果、地球環境へも大きな影響を与えており、将来の世代の快適な暮らしを犠牲にしたものであることを認識しましょう。

地球環境と共に生きるためにも、市民一人ひとりの行動が良くも悪くも大きな変化を生むことを認識し、ごみの 3R(リデュース、リユース、リサイクル)に配慮した生活を実践しなければなりません。

2 今、私たちにできること

滋賀県の市町で 1 人 1 日当たりのごみ排出量が最も多いのは、平成 27 年度(2015 年度)時点で彦根市です。全国的に見てもごみの排出量が多い水準にあります。今、私たち彦根市民が、ごみ問題解決のために始めなければならないのは、ごみ減量に対する意識の改革です。

私たち 1 人ひとりの日常生活の積み重ねから生じるごみが、地球環境の破壊につながってきたことを理解したなら、ごみの発生を抑えたライフスタイルに変えればいいのです。それには覚悟が必要なものもあります。まずは、日々の生活を見直し、商品の購入や試供品などを貰う際に、本当に必要なものなのか自身に問い直し、**「いつかは、ごみになるもの」**という意識を持つことで、『すぐに必要でないものは買わない。』、『使うかどうか分からないものは貰わない。』など、無駄をなくすところから始めましょう。

また、不要となって捨ててしまう前に、リユースやリサイクルができる可能性を考え、リサイクルショップの利用や、製品の一部分であっても資源として回収されるよう分別に心掛けることも、ごみの発生を抑えたライフスタイルには重要な実践行動です。

第 3 章 ごみ減量・資源化に関する基本方針

循環型社会形成推進基本法や資源の有効な利用の促進に関する法律など、廃棄物に関する様々な法律には、国、地方公共団体、事業者および国民の適切な役割分担について定められています。

また、彦根市環境基本条例では、その前文で「地球環境も視野に入れた持続的発展が可能な社会の実現を目指す」ことがうたわれています。また、第 3 条では、条例の基本理念のひとつとして「地球環境保全は、すべての者がこれを自らの課題として認識し、あらゆる事業活動および日常生活において積極的に推進されなければならない」と規定しています。

「循環型社会」の実現を目指す上で重要な考え方である、3Rの中でも特にごみのリデュース（発生抑制）や製品等のリユース（再使用）の2Rの取組を優先的に進め、次にリサイクル（再生利用）を進めるため、市民・市民団体・事業者・市の主体が協働して「ごみの減量・資源化」を推進していきます。

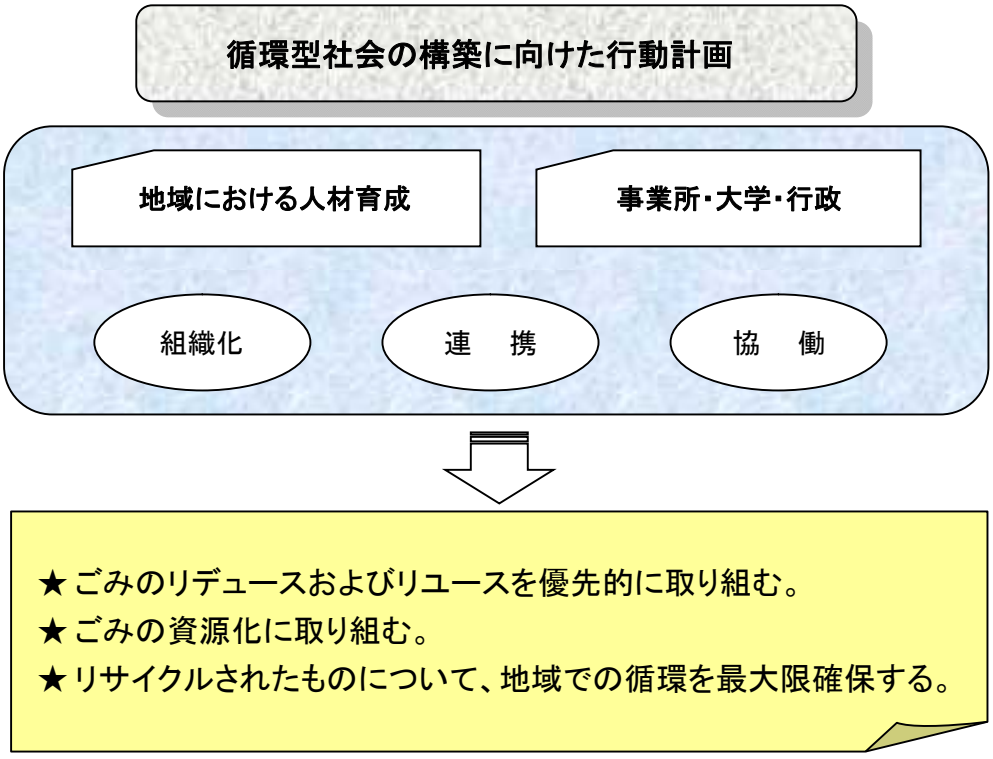

①できることから今すぐ始めよう

ごみの減量や資源化のために、できることがたくさんあります。そのできることを今すぐはじめることが大切です。

②話し合い、協力しあって

まず自分から始めることが大切ですが、家庭内や友達同士、職場の中で自分はどうしているのか、他の人はどうなのか、話し合い、協力しあって進めましょう。

③地域から輪をひろげよう

古紙や衣類の集団回収のほかにも、生ごみの減量や不法投棄の監視など、地域で取り組めることはたくさんあります。その輪を広げていきましょう。

④環境にやさしい人を育てよう

我々の生活や事業活動から排出されるごみを少なくし、資源を大切にすることは、地球環境を守ることにもつながります。世代間や地域の交流を大切にし、ごみ問題について共に考え、環境にやさしい人材を育てていきましょう。

ごみ問題は、地球環境問題と大きく関わっています。1人ひとりの取組が、家族や友人に、地域に、更には国際的に広がっていくことを願います。

第 4 章 重点行動のテーマと行動目標

テーマ1 循環型社会をめざして ～ごみのリデュース、リユースを推進しましょう～

まずは無駄をなくすことを第 1 としたごみのリデュース、その上でリユースの 2R の取組を優先的に推進してごみを減らす努力をしましょう。

彦根市では、地球環境問題にも目を向けながら、現在の生活・生産スタイルを見直し、みんなが「ごみ問題を地球規模で考え、地域から行動する」ことができるような環境に配慮したまちをめざします。

行動目標

循環型社会の構築に向けた行動目標として、資源を循環させ、無駄をなくしたライフスタイルを送るため、市民1人が出す不要物の削減目標を定めます。

また、近年世界的にも問題となっている「食品ロス」や「リサイクルできる紙ごみ」などの【もったいないごみ】を減らすための目標を定めます。

目標：平成 34 年度（2022 年度）の市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 870ｇ以下にする。

【内訳】 家庭系：650ｇ以下、事業系：220ｇ以下

目標：

平成 34 年度（2022 年度）の家庭系燃やすごみに含まれる生ごみの割合を 30%以下にする。

平成 34 年度（2022 年度）の家庭系燃やすごみに含まれる紙ごみの割合を 13.5%以下にする。

目標数値の意味

○資源としてリサイクルできる古紙や缶、びんなども、家庭や事業所から不要物として出されるものであることから、「ごみ」として取り扱うこととし、ごみの発生抑制を目的とした「市民１人１日当たりのごみ排出量の削減目標」としました。

○本市が行った、家庭系燃やすごみの組成調査において、本来なら食べることができたのに捨てられてしまった「期限切れ食品」や「可食部の過剰除去」などいわゆる「食品ロス」が多く確認されました。このような【もったいないごみ】を少しでも減らすため、「生ごみの減量」を目標としました。

食材を無駄なく使う、食べ残しをしない、無駄な買い物をしないなど、私たちのライフスタイルの見直しが必要となります。

○本市が行った、家庭系燃やすごみの組成調査において、「リサイクルすることができる紙ごみ」が多量に含まれていることを確認しました。このような「リサイクルすることができる紙ごみ」を燃やすごみとして処分するのではなく、適切に分別してリサイクルしていただくことを目的として、「紙ごみの減量」を目標としました。

テーマ2　循環型社会をめざして　～リサイクルを推進しましょう～

ごみのリデュース・リユースの取組を優先的に推進しても、不要となるものは発生します。その中には、資源としてリサイクルできるものが多く含まれます。清掃センターが発行している『ごみ等の分け方・出し方豆知識』や商品等に記載されたリサイクル識別表示マークを確認して、資源として正しく分別する努力をしましょう。また、環境にやさしい商品選びを心がけましょう。

行動目標

循環型社会の構築に向けた行動目標として、資源を循環させ、無駄をなくしたライフスタイルへの切り替えと地域のつながりを深めるため、古紙の資源回収量の目標を定めます。

目標：平成 34 年度（2022 年度）の古紙・衣類の資源回収量を 4,900ｔ以上にする。

【内訳】集団回収：2,800ｔ
行政回収：　600ｔ
店舗回収：1,500ｔ

目標数値の意味

○ 店舗での回収量については、一般廃棄物処理基本計画の廃棄物としては含めないものであり、計画の再生利用率には影響しません。しかし、店舗での回収が進むことで古紙の資源化が促進されることから、市全体として考えたときに、再生利用率は向上することとなるため、ここでは処理計画とは別に地域行動計画として目標を設定しています。

○ 古紙・衣類の回収量は近年減少傾向にありますが、リサイクルできる紙ごみの多くが、燃やすごみとして捨てられている現状もあります。目標を達成していくためには、燃やすごみとして捨てられている紙ごみを資源としてリサイクルしていくための意識を変えていく必要があります。

テーマ3　地域力の再生をめざして　～環境コミュニケーションの醸成と意識改革をすすめましょう～

一人ひとりのごみ減量・資源化に対する意識が地球環境を変えます。環境を大切に思う気持ちを育み、自らが覚悟を決めて取り組むためにも、多くの人と手を携えながら活動していくことも大切です。

家庭や地域、学校、職場などにおいて、市民団体や事業所などと連携を図りながら、ごみ問題を含めた環境コミュニケーションの輪を広げます。

また、世代を超えて、環境に優しい人材が循環する地域づくりに努めます。

行動目標

環境コミュニケーションによる地域力の再生に向けた行動目標として、ごみ問題に関する情報に接する回数が多いほど、ごみ問題についての理解や関心度が高まることから、地域への出前講座やごみ問題に関する学習会、イベントなどを提供し、参加者の増加の目標を定めます。

目標：平成 34 年度（2022 年度）の出前講座等の延べ参加者数を 5,000 人以上にする。

目標数値の意味

○ 出前講座や学習会等に参加することで、さまざまなごみ問題を学んだり、本市のごみ処理の現状を理解することで、ごみ問題を真剣に考えられる環境にやさしい人材を育成することを目的としています。

○ これまで人権問題を学ぶことが自分にとって大切であるという考え方が、長年の取組によって多くの参加者に根付いてきたように、ごみに関する学習の機会を提供したり、地域でごみ減量・資源化に関する啓発等を推進する人材を養成するなど、環境学習が地域に根付く仕組みづくりが必要となります。

写真 4-1　出前講座の様子

第 ５ 章　重点行動のテーマと行動

それぞれのテーマごとに、私たちの日常生活で取り組める行動例を示しました。こうした行動例を参考に、1 人ひとりが取組を進め、また、ほかにも気付いたことを周りの人に教えてあげるなど、家庭や地域で情報交換をしながら楽しく取り組んでいくことによって、『もったいない』を実践し、資源が循環する社会を築いていきましょう。

テーマ１　循環型社会をめざして　～ごみの発生抑制、再使用を促進しましょう～

近年、本市のごみ総排出量は、ごみ減量・資源化を推進するための様々な取組を実施した結果、減少しています。しかし、ごみの排出量は滋賀県内の他市町と比較しても多い水準にあり、引き続きごみの減量を進めて行く必要があります。また、ごみの量は減少傾向にありますが、「食品ロス」や「リサイクルできる紙ごみ」などは燃やすごみの中に多く含まれており、ごみの削減の余地は残されています。

今までごみとして捨てていたものを資源として分別することや、不必要な物を買わないなど、私たちの日常生活のちょっとした心遣いが、ごみの減量につながることを認識し、ごみ総排出量削減および生ごみ、紙ごみの削減目標の達成に向けた行動例を示しました。

みんなで取り組む行動例　（ごみ総排出削減編）

	できることから始めよう
市民	・無駄なものを買わない。 ・使わないものはもらわない。 ・買い物にはマイバッグを持参する。 ・マイボトルで飲み物を持参する。 ・外食にはマイ箸を持参する。 ・エコマーケットを利用する。 ・修理店を利用する。 ・物は大事に使う。 ・過剰包装は断る。
市民団体	・マイバッグ、マイボトル、マイ箸持参の啓発をする。 ・ごみ減量・資源化の推進をする。
事業者	・廃棄物の減量・資源化に努める。 ・環境に優しい商品の開発に努める。 ・レジ袋の無料配布中止を検討する。
市	・廃棄物の減量・資源化の啓発に努める。 ・減量・資源化に関する情報提供に努める。 ・処理経費など廃棄物処理に関する現状の「みえる化」に努める。 ・レジ袋の無料配布中止を推進する。

みんなで取り組む行動例　（生ごみ減量編）

	できることから始めよう
市民	・食べきれる量を作る。購入する。 ・調味料などは使い切れる量を購入し、保存方法に注意する。 ・外食の際には注文し過ぎない。 ・食べ残しをしない。 ・食材を無駄なく使う工夫をする。 ・冷蔵庫の中身を定期的にチェックする。（賞味期限の確認など） ・生ごみは十分に水を切ってから出す。 ・廃食用油を回収する。 ・生ごみ処理機や簡易生ごみ処理による減量・資源化に挑戦してみる。
市民団体	・生ごみ減量を推進する。 ・簡易生ごみ処理の普及に努める。
事業者	・食品リサイクルを推進する。 ・賞味期限が切れないように販売方法を工夫する。
市	・生ごみ処理機購入補助金を交付する。 ・簡易生ごみ処理普及促進事業を展開する。 ・水切りの徹底を啓発する。 ・廃食用油の回収拠点を増やす。 ・食品ロス削減に向けた取組を推進する。

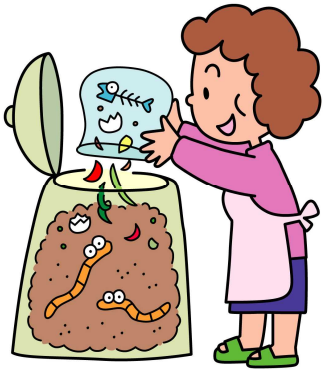

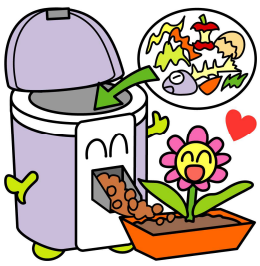

テーマ２　循環型社会をめざして　～リサイクルを推進しましょう～

近年では、古紙の回収方法として、スーパー等小売店の店頭で古紙を回収する店舗が増加してきています。店舗回収は「休日にも出すことができる」、「ポイントが貯まる」など様々なメリットがあります。今なお、多くの古紙が、燃やすごみとして排出されていますが、店舗回収等を含めた様々な回収方法を利用し、古紙の回収に協力することで「資源を無駄にしない」という意識を高めるとともに、再生利用の促進につなげるべく、古紙の回収目標の達成に向けた行動例を示しました。

みんなで取り組む行動例　（古紙リサイクル編）

	できることから始めよう
市民	・集団回収を利用する。 ・行政回収を利用する。 ・スーパー等店舗回収を利用する。 ・フィルム付きの封筒など、フィルムを剥がせば古紙として資源化できるものは、手間を惜しまずしっかり分別する。 ・禁忌品（リサイクルできない紙）は分別して、適切に処理する。 ・紙切れなどは、雑誌に挟むなどして工夫して排出する。
市民団体	・集団回収の回数を増やすなど、地域住民の利便性が高くなるよう工夫する。 ・古紙リサイクルの啓発に努める。
事業者	・店舗回収に協力する。 ・古紙の分別徹底と資源化を図る。 ・シュレッダーごみの排出量を減らす。 ・古紙回収業者については、自治会等の集団回収に積極的に協力する。
市	・古紙リサイクルの啓発に努める。 ・リサイクル活動奨励金を交付する。 ・行政回収を促進する。 ・分別の分かりにくい「雑がみ」について、分別方法の啓発に努める。 ・店舗回収を実施する店舗に対する、エコ活動認定制度のような事業者にとってメリットとなる制度の創設を検討する。

テーマ３　循環型社会をめざして ～環境コミュニケーションの醸成と意識改革をすすめましょう～

コミュニケーションとは、「参加者が互いに情報を生み出し、それを共有することにより、相互理解にいたる過程」というように、相互作用や双方向性を重視したものだと言われます。環境コミュニケーションと言うと、市・市民・市民団体・事業所といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するのではなく、様々な主体の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくという意味で用いられています。

環境コミュニケーションの醸成により、環境やごみ問題に関する意識を高め、ごみ減量や資源化への様々な行動につなげ、それがさらに他の主体の取組を引き出すなど、連鎖反応や相乗効果が生まれます。環境コミュニケーションが、ごみ減量と資源化につながることを認識し、環境にやさしい人材を育成する目標の達成に向けた行動例を示しました。

みんなで取り組む行動例　（ごみ等総排出削減編）

	できることから始めよう
市民	・子どもの頃から“もったいない”と思う気持ちを育てる。 ・子どもの頃から自然と触れ合う体験をさせる。 ・環境やごみ問題について家族や友達と話し合う。 ・身近な人とごみ減量のアイデアなどを情報交換する。 ・美しいひこね創造活動に登録する。 ・ごみに関するイベントや出前講座に参加する。 ・環境美化活動などの環境保全活動に参加する。
市民団体	・自然観察会など環境体験学習を実施する。 ・ごみの出前講座を実施する。 ・市民や他団体との交流に努める。 ・イベントやホームページで情報を発信する。 ・不法投棄やポイ捨て禁止を啓発する。
事業者	・従業員の環境教育を実施する。 ・ボランティア清掃など環境保全活動に参加する。 ・市民の実施する環境保全活動の支援をする。
市	・ごみに関する市民の意見を聴く場づくりをすすめる。 ・ごみの出前講座の講師を養成する。 ・ごみ関連の情報収集および分かり易い情報発信に努める。 ・不法投棄やポイ捨て禁止を啓発する。

～～　家庭や地域で取り組める減量・資源化あれこれ情報　～～

古紙・衣類の減量・資源化

本市の家庭から出される燃やすごみの約2割が古紙や衣類となっています。

古紙や衣類のリサイクルの取組は進んでいますが、「燃やすごみ」には多くの古紙や衣類が混ざっており、今でも「燃やすごみの日」に新聞紙や雑誌、ダンボールが束ねられ、燃やすごみとして集積所に出されている現状があります。

彦根市には、古紙や衣類を回収する業者があり、自治会や子ども会などの集団回収を実施される場合は、事前に日程調整をすることで指定した場所に引取りに来て、買い取りをしていただけます。

また、本市では、市民のリサイクルおよびごみ問題に対する意識の高揚を図るとともに、ごみの減量を推進するため、資源回収活動を行う団体に対して奨励金を交付しています。

自治会等で集団回収を実施されていない地域については、行政回収も実施しています。行政回収を希望される場合は、清掃センターと協議が必要です。

近年、スーパー等店舗において、古紙回収を実施されており、持込み量に応じてお店で利用できるポイントなどに交換していたり、土曜日や日曜日でも利用できるなど利便性の高い回収手法です。買い物の際には古紙などを持参して、リサイクルに取り組みましょう。

古紙として回収されるもの

〇新聞（折り込みチラシも可）
〇雑誌（週刊誌・上質紙・コピー用紙・事務用紙・OA用紙・パンフレット等）
〇ダンボール（菓子箱やティッシュの箱などもダンボールとして可。）
〇紙パック（アルミ箔で加工されたものは不可）

衣類として回収されるもの

〇古着（基本的に衣料としての古着です。）

禁忌品に注意！！

紙の原料にならない異物（禁忌品）が混ざっていると、紙を再生する妨げになります。また、衣類についても異物の混入は厳禁です。分別時に以下のものが混ざらないように気を付けてください。

紙類

●粘着物の付いた封筒や圧着はがき（親展はがき、公共料金の請求書など）
●防水加工紙（紙コップ、紙皿、紙製品の食器容器など）
●油紙
●金銀などの金属が箔押しされた紙

●合成紙（プラスチック製品で、正確には紙ではないもの。選挙の公示用ポスター・投票用紙など）
●昇華転写紙（アイロンプリント紙。主に絵柄などに布地に加熱してプリントする際に使用される紙）
●感熱性発泡紙（加熱により発泡するインクが塗布された紙。主に点字関係で使用されるもの）
●感熱紙（ファックス用紙、レシートなど）
●印画紙の写真、インクジェット写真プリント紙
●感光紙（青焼きコピー紙）
●カーボン紙、ノーカーボン紙（宅配用の複写伝票など）
●硫酸紙（クッキングシート、中華まん・ケーキ類の底紙など）
●においのついた紙（石けんの個別包装紙、洗剤や線香の紙箱など）

衣類

●水濡れ、油じみなど汚れた衣類
●布団、毛布、まくら、座布団、絨毯、カーペット、反物、カーテン、革製品など

コラム1　～～～～～　古紙リサイクル雑学　（雑がみ編）　～～～～～

☆　雑がみについて

雑がみとは、家庭から発生する紙、板紙およびその製品で、新聞（チラシを含む。）、雑誌、ダンボール、紙パックのいずれの区分にも入らないものをいいます。例えば、コピー用紙、包装紙、紙袋、封筒、はがき、お菓子やティッシュの紙箱などの紙全般を指します。

お菓子や日用品の箱には、紙マークなど資源化の目印となるものがあります。もし捨てているものがあれば、分別を始めてみましょう。ただし、食品や洗剤などの匂いや汚れが付いた紙や防水加工された紙、金紙・銀紙・ビニールでコーティングされた紙など、「禁忌品」と呼ばれるものは除きます。

雑がみについては、市の行う行政集では、厚紙（ボール紙）やお菓子の空き箱などはダンボールと一緒に紐で束ねることで、コピー用紙やパンフレットについては、雑誌と一緒に紐で束ねることで、回収を行っています。地域の集団回収でも同じように回収することができますが、回収する古紙業者によって収集方法が異なる場合がありますので、事前に各事業者へご確認ください。また、最近は、スーパーやドラッグストアなど店舗でも雑がみの回収を行っているところもあります。いろんな機会に雑がみのリサイクルができます。

◆トイレットペーパーやティッシュは、使った後にリサイクルすることができません。

★ リサイクル促進のためのワンポイントアドバイス ★

★古紙類は、品目ごとにひもで縛りましょう。ガムテープでまとめたり、ビニール袋には入れないようにしましょう。ただ、束ねるためのビニールひもが多いと取り除き切れない場合があり、機械の故障の原因になります。できるだけ、古紙と一緒に溶けてパルプになる紙ひもを使うようにしましょう。

★小さなメモ書き用紙などは、運搬中に飛ばないように雑誌に挟み込んで出しましょう。

★フィルム窓付きの封筒は、フィルムをはがして、粘着部分だけ切り取れば、雑誌として回収されます。

★新聞にはチラシが混ざっていても大丈夫ですが、本来チラシは雑誌扱いとなるものですので、できる限り分別しましょう。

★回収された衣類は、主に海外で古着として取引されます。古着として再使用できないものは、ウエス（工場などで汚れをふき取るための布）として利用されます。排出の際には中身が見える袋に入れて出しましょう。

★ 古紙がリサイクルされたら何になる？ ★

☆ 新聞について

新聞は、再び新聞に生まれ変わるだけでなくその他の印刷物や紙製品の原料にもなります。

☆ ダンボールのリサイクル

ダンボールは、再びダンボールに生まれ変わるだけでなく、お菓子の紙箱、文具、選挙ポスター用ボードなどに加工されます。

☆ 雑誌のリサイクル

雑誌は、ダンボールや絵本などに加工されます。

☆ 紙パックのリサイクル

紙パックは、トイレットペーパーやティッシュペーパーに加工されます。

コラム2　　～～～～～　古紙リサイクル雑学 （ダンボール編） ～～～～～

☆ ダンボールについて

日本のダンボールの生産量は、中国、アメリカに次いで、世界第3位です。日本で1年間に生産されているダンボールは、面積にして琵琶湖の約20倍（130億平方メートル）に相当します。

また、ダンボールは、ほぼ100%リサイクルが可能で、日本での回収率は、95%以上になっています。

さらに、ダンボールの原材料は、使用済みダンボールとパルプですが、90%以上は、使用済みダンボールです。ダンボールのリサイクルシステムは、家庭や企業での分別による高い回収率に支えられているのです。

（「全国段ボール工業組合連合会」ホームページから）

コラム3　　～～～～～　古紙リサイクル雑学 （紙パック編）　～～～～～

☆ 紙パックについて

平成27年度（2015年度）に国内向けに出荷された飲料用紙パックは、196万トンで、そのうち、67万トンが使用済みの紙パックとして回収されています。回収率は、約34%です。家庭から出される紙パックの回収は、店頭回収が約54%で最も多く、集団回収が約24%、市町村回収が約22%となっています。

紙パックの8割以上は、トイレットペーパーやティッシュペーパーとして再生されています。1リットルの紙パック6枚でトイレットペーパー1個ができます。

（全国牛乳容器環境協議会 発行 「2016 年版 飲料用紙容器（紙パック）リサイクルの現状と動向に関する基本調査」から）

生ごみの減量・資源化

本市の燃やすごみの約3割が生ごみとなっています。

家庭から排出される生ごみの約90%が水分と言われています。この水分が燃やすごみの収集時に袋が破れて集積所の周辺を汚したり、臭いの原因となるだけでなく、燃焼効率を下げることにもつながります。また、生ごみをカラスが食べに来ることで、集積所を荒らされることもあります。最近では、アライグマが増えていることからも、家庭で生ごみを保管しているバケツ等が屋外に設置されている場合は、荒らされる恐れもあります。

本市では、生ごみ減量対策として、生ごみ処理機の購入補助を行っているほか、生ごみ処理バケツと有用微生物を用いた簡易生ごみ処理の普及・促進を市内の市民団体に委託し、簡易生ごみ処理の実践や普及活動に取り組んでいただいています。

生ごみの減量には先に述べたように水分を切るだけでも重量が減り、運搬時の負担が軽減されるだけでなく、水分の分だけかさが減ることで他のごみを入れられることから、袋の節約にもつながります。

ここでは、ご家庭のキッチンから始められる「生ごみダイエット」を紹介します。

◆冷蔵庫の中身をチェックする

生ごみには、未開封の食料品も含まれます。在庫と消費期限を確認して、無駄な買い物をしないようにしましょう。

◆賢い食材の選び方

野菜などは丸ごと買うと使いきれずに腐らせてしまうこともあります。2分の1にカットされたものなど、家族構成に合わせた買い物をするのも賢い方法です。

◆自分の食べられる量を知ろう

外食の際に、美味しそうなメニューを見ると、ついつい頼み過ぎて食べ残すことはありませんか。また、家庭で料理をするときに、作り過ぎてしまうことはありませんか。1回の食事で自分が食べられる量や1回の食事で家族が食べきれる量を見極めれば、食べ残しはなくなります。昔から腹八分目という言葉があるように、食べ過ぎないことは、健康と家計に優しいライフスタイルにつながります。

◆冷凍を上手に活用する

野菜や肉は「下ごしらえ」をした状態で冷凍すると便利です。「食べられないかも・・・」と思ったら、すぐに冷凍庫へ入れましょう。

◆食材を無駄なく使う

大根の皮や葉、ブロッコリーの芯やその他野菜の切りクズ、更には小魚の骨など、普段捨ててしまうようなものでも、調理を工夫することでエコな料理を食卓に並べることができます。

食材を無駄なく使うことで、生ごみの減量と家計に優しいエコクッキングに挑戦してみましょう。

コラム4　　～～～～～　もったいない「食品ロス」 その１ ～～～～～

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。日本では、1年間に 2,775 万トンもの食品に由来する廃棄物が発生しており、そのうち、621 万トンは、「食品ロス」と言われています。これは、日本に住む全ての人が、1 人 1 日当たり 134 g（ごはん茶碗 1 杯分程度）を捨てていることになります。

食品ロスには、外食産業を含む食品関連事業者から出る規格外品や返品、売れ残り、食べ残しのほか、一般家庭から出る食べ残しや期限切れによる未利用食品が含まれています。

（環境省および農林水産省における平成 26 年度推計　参照）

たくさんの食品ロスが出ている一方で、貧困などにより、必要とする食べ物が足りない状況もあることを忘れてはいけません。私たち１人ひとりができることに取り組みましょう。

●食べ物に感謝して、おいしく食べきりましょう。
●買い物の前に冷蔵庫の中をチェックしましょう。
●必要なものを必要な量だけ買うようにしましょう。
●食材は無駄なく使いきりましょう。
●果物の皮を薄く剥いたり、魚や野菜の切り落とす部分を減らしたりしましょう。
●残ってしまった食材や料理は、ほかの料理にアレンジしてみましょう。
●賞味期限や消費期限の近い食品から食べましょう。

コラム5　　～～～～～　もったいない「食品ロス」 その２　～～～～～

普段は、「食べ物を残すなんてもったいない！」と思っていても、飲み会などの席では、お酒を注ぎに回ったり、歓談したりと、つい食べ残しが多くなってしまうものです。

忘年会や新年会などの会食・宴席の機会に、ちょっと気にかけてほしいことがあります。それは、「30・10（さんまる・いちまる）運動」です。

「30・10運動」とは、宴席などの最初の30分と終わりの10分は、自席について、料理を食べる時間を持ちましょうという、食べ残しを減らすための取組です。幹事さんをはじめ、みなさん呼びかけてみましょう。

ほかにも、適量注文を心がけ、料理が多く残っているテーブルがあれば分けるなど、会食や宴席を楽しみながら食品ロスの削減に取り組むことができます。

● 無駄なく美味しいアイデア料理 ●

大根、ニンジンの皮やブロッコリーの芯を使ったキンピラや小魚の骨せんべいなど、工夫をすることで様々な料理が生まれます。

◇ 自分で考えた美味しいエコな料理のレシピを周りの人にも教えてあげましょう。 ◇

大根の葉のふりかけ

レシピ

1．大根の葉をよく洗い、少量の塩を入れて熱湯でさっと茹でる。
2．冷水に取り、水気をしっかり絞ってから細かく刻む。
3．フライパン、または鍋でサラダ油を熱し、刻んだ葉を炒める。全体に油が回ったら、シラスを加えて更に炒める。
4．醤油を回し入れ、全体を混ぜ合わせる。更にゴマ油を回し入れ、火を止めて、白ごまを指でつぶしながら加える。

＜ 材料 ＞

大根の葉（かぶの葉などでもOK！）	100g
シラス（桜えびなどでもOK！）	大さじ1程度
醤油	大さじ1程度
白ごま	適量
サラダ油	少量
ゴマ油	少量
塩	少量

かつお節の出し殻ふりかけ

出しを取った後の鰹節の出し殻でも、乾煎りしてから、みりん、酒、しょうゆで味付けすれば、立派なふりかけになります。

水分を絞って切ることで旨味までなくなってしまうため、ザルにキッチンペーパーを敷いた上で一晩水気を切ると良いでしょう。

◆水切りをして生ごみ減量

生ごみの約90%は水分です。

生ごみは、水切り器などで水を切るだけでも減量できます。水切り器は、調理中や食器を洗うときに水が再びかからないような場所に設置することが重要です。また、水が切れた生ごみの上に、新たに水を多く含んだ生ごみを投入することで、せっかく水を切った生ごみが濡れてしまいます。次の調理までに、水が切れた生ごみは処理しましょう。更に一歩進んで、新聞紙等の紙の上に水が切れた生ごみを乗せて、乾燥させてから捨てると効果的です。

また、野菜は、ヘタ等を最初に切り落としてから洗うなど、調理の前にできるだけ水を使わない工夫をするのも良いでしょう。

簡単水切り方法

バケツにザルをかぶせるだけで、水切とごみ出しが簡単にできます。

このセットが2つあれば、水切りが十分に出来ます。

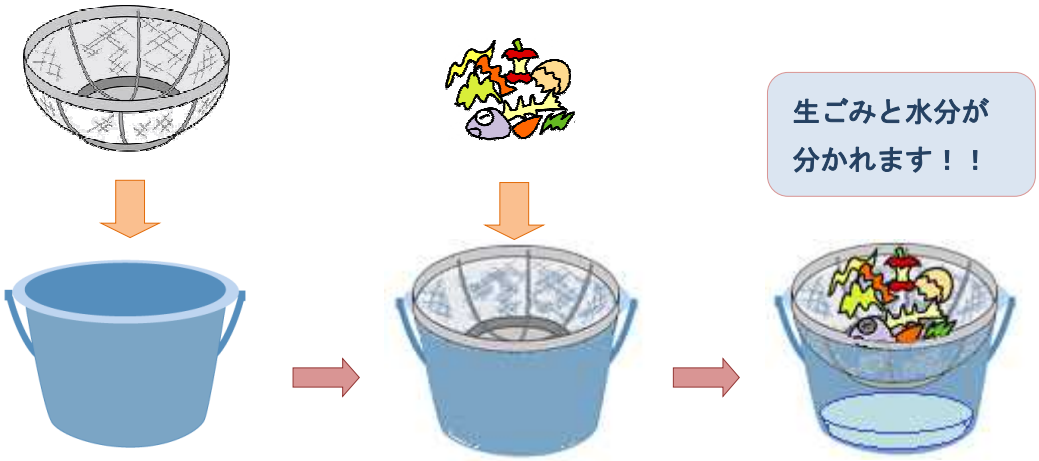

◆生ごみの堆肥化

生ごみは、卵の殻や貝殻など無機物のもの以外の大部分が有機物です。有機物は、微生物や細菌類によって分解されるものですが、放置しておくだけでは、カビたり、腐ったりして臭いの原因になってしまいます。そこで、有用な微生物や土壌細菌を用いて、生ごみ処理用のバケツで発酵させた生ごみを花や野菜の肥料として利用する簡易な生ごみ処理の方法があります。専用のバケツを買わなくても、ダンボールを使って生ごみを堆肥化する方法もあります。

また、電気店等では、電気式の生ごみ処理機が販売されています。電気式の生ごみ処理機には、バイオチップを入れて生ごみと一緒に撹拌しながら分解していくタイプのものや、乾燥させて水分を減量するタイプがあり、処理した生ごみは肥料としても使えます。バイオ式のものには、生ごみを水と二酸化炭素にほぼ完全に分解してしまうものもあります。

本市では、電気式および機械式の生ごみ処理機の購入に対して補助を行っています。

●● ダンボールコンポストの作り方 ●●

やってみよう！！生ごみの肥料化

☆用意するもの

雨のかからない所に置く

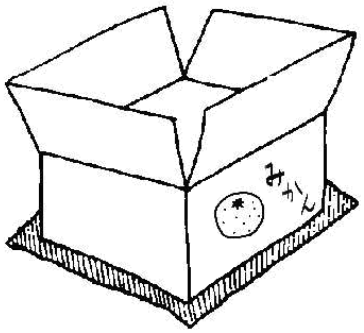

1. ダンボール箱（縦 30cm × 横 45cm × 高さ 30cm程度）
   みかん箱などの厚めのもの。
   薄い箱であれば二重にすると良い
2. 基材
   くんたん（土地改良剤、15ℓ入り袋、約 500 円程度）
   ピートモス（土地改良剤、20ℓ入り袋、約 600 円程度）
   それぞれ園芸店などで購入できます。
3. 箱の底に敷く下敷き用のダンボール（底の強度を上げる）
4. 木片またはレンガ 4 つ
5. 新聞紙（底の汚れ防止）
6. シャベル（ダンボール内をかき混ぜるため）
7. 温度計（生ゴミ分解温度の確認用）
8. はかり（投入する生ごみの計量用。あれば）

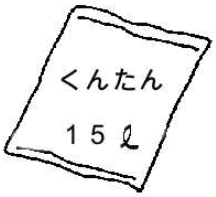

☆作り方

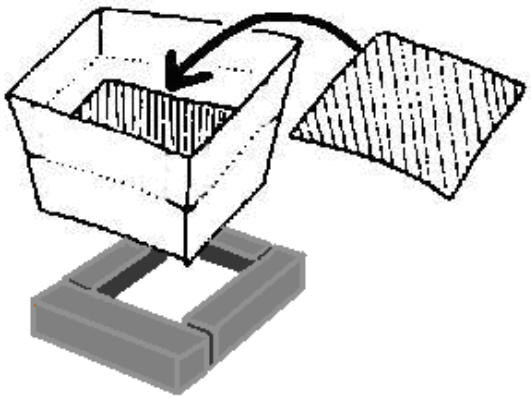

①ダンボールの隙間をガムテープでふさぎ、底を補強するため、下敷き用のダンボールを 1 枚底に敷く。
②基材のピートモスとくんたんを 3 対 2 の割合でダンボール箱の中に入れ、よくかき混ぜる。
③温度が 15～20℃位の場所で、箱の足用に使う木片 4 つ（またはレンガ）の上にダンボール箱を置く。（ダンボール下の通気性を良くする。）
④水切りした生ごみを一日に約 500g程度入れる。
⑤生ごみを入れるたびに（生ごみを入れない日も）全体をよくかき混ぜ空気が中に入るようにする。
⑥温度計を基材の中心部に差し、温度変化で微生物の働きを確認します。
⑦生ごみを入れたり、かき混ぜるとき以外はふたをし、バスタオル等をかけます。（保温、防虫、防臭のため）
⑧ダンボール箱から出して同量の土と混ぜて約 1 か月寝かすと堆肥の出来上がりです。

ダンボールコンポストのポイント

① 発酵分解について

＊発酵分解はすぐには始まりません。1～2 週間の間に生ごみを入れてかき混ぜると温度も 30℃（置く場所やお住まいの気温によって多少異なる）を超えるようになり、生ごみの種類や量により 60℃を超えることもあります。バスタオルをかけると温度が保たれます。

＊生ごみを入れなくても、1 日 1 回はかき混ぜます。

＊ダンボールの全面から分解による水分が発生するので、ビニール袋などで覆わずに通気性を良くします。

＊生ごみは小さくするほど発酵分解が早いです。

② 温度について

＊温度が上がらない場合は、使用済み天ぷら油などの廃食油（200cc以下、頻繁に入れないこと）、天かす、米ぬかなどを入れると発酵分解は早まりますが、油類は入れすぎるとにおいが出ます。

＊冬など気温が低いときは、厚手のペットボトルに 70℃程度のお湯を入れて、ダンボールの外側四隅に置き、上に毛布をかけるとダンボールのなかの温度が保たれます。

③ 臭いについて

＊ふたを開けるとカビや土のにおい及び発酵臭が多少あります。

＊生ごみが多かったり、よくかき混ぜないと水分の多いかたまりができて悪臭が出る場合があります。

＊一度に多量の魚やイカの内臓などを入れると強いアンモニア臭が出ることがあります。この場合は、基材を 2～3ℓ加えてよくかき混ぜると臭いは弱まります。

＊防腐剤の使われていない柑橘類の皮やコーヒーかす（少量）で臭いが多少和らぎます。

④ 虫、カビなどについて

＊暖かくなると小バエが発生しやすくなるので、必ずふたをし、バスタオルか新聞紙をかけます。

＊入れる生ごみは溜めずに水をよく切ってから箱に入れます。

＊生ごみを 4～5 日以上入れずにかき混ぜないでおくとダニが発生することがあります。使用済み天ぷら油などの廃食油、天かす、米ぬかなどを入れてよくかき混ぜると温度が上がり、ダニが発生しにくく、またハエの幼虫がいても死んでしまいます。

＊カビなどのアレルギーがある方は室外で使ってください。ただし、温度差のない暖かいところが良いです。

⑤ 使用期間について

＊一日の生ごみ投入量が平均 500gだと 3 か月くらいは生ごみを処理できます。

＊基材のかたまりが多くなり、べたついた状態になったら、生ごみを入れるのを止め、約 1 週間かき混ぜます。

＊その後、同量の土と混ぜ、約 1 か月寝かせてから堆肥として使用します。

容器包装プラスチックの減量・資源化

容器包装プラスチック（以下、容リプラという。）とは、食べ物や製品を包んだりしていた、プラスチック製の容器や包装のことです。

平成21年度（2009年度）から汚れた容リプラを燃やすごみの区分に変更してから、燃やすごみに混入する容リプラが増加しています。中にはリサイクル可能な綺麗なものまで含まれています。このことは、容リプラのリサイクルを減退させるだけでなく、容リプラが大量に混入することで燃やすごみのカロリーが高くなり、焼却炉内の焼却温度が上昇することから、それを抑えるために投入量を減らさなければならないため、焼却時間が延びる原因にもなっています。

容リプラのリサイクルを促進するためには、しっかり分別し、また、簡単に汚れが落とせるようなものは、汚れを落としてから容器包装プラスチックとして排出するように心がけましょう。

●容器包装プラスチックと硬質プラスチックの見分け方

容リプラには、下記表にあるプラスチック製容器包装マークが付いています。

硬質プラスチック（以下、硬質プラという。）は、硬いプラスチック製品で、歯ブラシ、洗面器、定規やおもちゃなどに使用されており、現在は埋立ごみに区分されています。

ペットボトルのキャップは、一見硬くて硬質プラのようですが、ペットボトルのラベルには二種類のマークが表示されており、ペットボトルマークに「ボトル」、プラスチック製容器包装マークには「キャップ・ラベル」が表示されています。

また、お菓子の紙箱には、紙製容器包装マークの他に、外側のフィルムや中のトレイなどが容リプラであることを示すプラスチック製容器包装マークも表示されています。

リサイクルを進めるためには、製品に表示された識別マークを確認して、正しく分別しましょう。

リサイクル識別表示マーク

プラスチック製容器包装	ペットボトル	紙製容器包装	アルミ缶	スチール缶

●容器包装プラスチック

袋・カップ類

菓子袋、レジ袋、カップ麺やプリンのカップなど

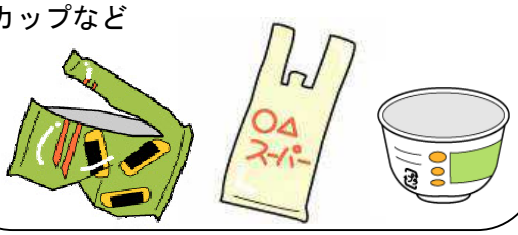

容器・パック類

卵や豆腐のパック、弁当パックなど

ラップ類

食品等を包むラップ

液状製品等の容器

シャンプー・リンスの容器、漂白剤、化粧水などのボトル、うがい薬、目薬などの容器

製品を包むネット類

果物を入れたネット、梱包ひも

トレー・発泡スチロール

トレー、発泡スチロール、クッション材など

キャップ・ラベル

容器やボトルのキャップ、ラベル

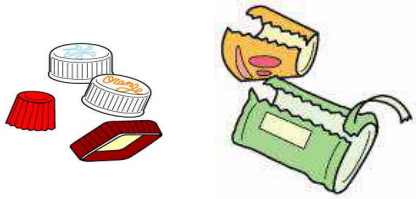

容器包装プラスチックで出せないもの（硬質プラスチック）

ストローやプラ製のスプーン、歯ブラシ、ハンガー、おもちゃ、カミソリ、ペンなど

※硬質プラスチックでも、18ℓのポリタンクより大きなプラ製品は、粗大ごみになります。

ごみ減量のためにできること

▲エコマーケットやリサイクルショップを活用しよう！

ものを大事に使うこと、使うかどうか分からないものを貰ったり買わないことで、ごみの減量につながります。また、余計なものがないと部屋もスッキリします。

まだまだ着られる洋服やまだまだ使える家電製品など、自分がいらなくなったものでも、必要とする人が使うことでごみの減量につながります。

本市では、定期的に「エコマーケット」が開催されており、そこには不要となって売られているものでも、自分にとっては必要なものがあるかも知れません。一度、足を運んでみてはいかがでしょう。また、気候の良い時期には、家族や友達と出店してみるのも良いのではないでしょうか。そういった機会に参加することで、再使用（リユース）に対する意識を育てるきっかけになると思います。

◆ ものを大切に思う気持ち、「もったいない」の気持ちを育てましょう。 ◆

▲リユース食器を活用しよう！

夏祭りや文化祭など、地域行事やイベントで飲食を提供される場合は、再使用できる食器を使うことで、紙コップや紙皿などの排出削減になります。

リユース食器を利用される場合は、軽いプラスチック製品を使うと良いでしょう。また、必ず食器を回収するために、返却場所を設けるのは当然ですが、商品に食器の値段を加算しておき、返却する際に食器分のお金を返却する方法（デポジット制度）を導入するのも検討してみましょう。

回収した食器を洗う手間はかかりますが、紙コップや紙皿などが捨てられないことで、資源の無駄がなくなるとともに、ごみも減量されることから処理経費の削減にもつながります。

◆ 使い捨てのライフスタイルを見直しましょう。 ◆

私たちの日常生活から排出されるごみの処理には、たくさんのエネルギーを消費します。ごみの処理は、地球温暖化の進行と深く関わっていることを認識し、ごみを発生させない仕組みや工夫をすることで、ごみ減量、リサイクルやグリーン購入を楽しみながら取り組み、循環型社会を築いていきましょう。

資料編

1　彦根市ごみ処理等関連施策の経過

時　期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
昭和 52 年 6 月 （1977 年）	ごみ焼却施設竣工 （90t／日[30t／日×3 基]）	
昭和 54 年 9 月 （1979 年）	粗大ごみ処理施設竣工（50t／日）	
昭和 59 年 8 月 （1984 年）	使用済乾電池分別収集開始	
昭和 61 年 10 月 （1986 年）	燃やせるごみの指定紙袋制度導入 生ごみ処理容器購入補助開始	
昭和 62 年 1 月 （1987 年）	ごみ集積所設置補助開始	
昭和 63 年 3 月 （1988 年）4 月	プラスチックごみ減容処理施設竣工 缶・金属類、びん類の分別収集開始 ―この段階で 7 種分別収集が確立―	
平成元年 4 月 （1989 年）	簡易焼却炉購入補助開始	
平成 2 年 4 月 （1990 年） 12 月	古紙・古布再資源化奨励制度実施 牛乳パック回収運動の支援 びん選別施設設置（8t／日）	
平成 3 年 （1991 年）		4 月 資源の有効な利用の促進に関する法律施行
平成 4 年 10 月 （1992 年）	焼却灰を大阪湾広域臨海環境整備センターへ搬入開始 彦根市廃棄物減量等推進審議会条例制定	11 月 環境基本法制定
平成 7 年 3 月 （1995 年）	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定	12 月 容器包装にかかる分別収集および再商品化の促進等に関する法律施行（容器包装リサイクル法）
平成 8 年 5 月 （1996 年）	第 1 期彦根市分別収集計画策定	

時　期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 9 年　9 月 (1997 年)	缶選別圧縮装置導入(4.9t／日)	
平成 10 年　8 月 (1998 年) 9 月	彦根・犬上広域廃棄物投棄場(日夏投棄場)埋立終了 彦根・犬上広域廃棄物投棄場(中山投棄場)供用開始 ペットボトル回収機モデル設置(2 機)	6 月 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行
平成 11 年　1 月 (1999 年)	簡易焼却炉購入に対する補助金制度廃止 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 彦根市環境基本条例制定 ペットボトル回収機 5 機増設 第 2 期彦根市分別収集計画策定 第 2 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申	7 月 ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成 12 年　1 月 (2000 年)　3 月 4 月	ダイオキシン類環境調査実施 彦根市一般廃棄物処理基本計画策定 ペットボトル拠点回収開始 ―この段階で 8 種分別収集が確立―	6 月 循環型社会形成推進基本法施行 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行
平成 13 年　3 月 (2001 年) 4 月 7 月	彦根市環境基本計画および地域行動計画策定 ごみ焼却施設排ガス高度処理施設改良工事完成 粗大ごみ戸別収集開始 ペットボトル圧縮梱包施設設置	4 月 家電リサイクル法全面施行 7 月 廃棄物減量等基本方針策定
平成 14 年　1 月 (2002 年)　5 月 10 月	粗大ごみ 2 次選別設備(アルミ選別等)増設 第 3 期彦根市分別収集計画策定 半透明プラスチック製指定専用袋導入(可燃・プラ・その他)	7 月
平成 15 年　10 月 (2003 年)	容器包装プラスチック再資源化開始	
平成 17 年　5 月 (2005 年)	第 4 期彦根市分別収集計画策定	2 月 京都議定書発効

時　期	施策および内容	法令等
平成 18 年　3 月 (2006 年)	彦根市環境基本計画および地域行動計画改定	
平成 19 年　6 月 (2007 年)　7 月 10 月	第 5 期彦根市分別収集計画策定 第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 廃食用油拠点回収開始	
平成 20 年　7 月 (2008 年)	第 3 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申	
平成 21 年　4 月 (2009 年) 10 月	ごみ等の名称変更(汚れた容器包装プラスチックを燃やすごみへ区分変更) ―この段階で、10 種分別が確立― 簡易生ごみ処理普及促進事業を開始 古紙、衣類等行政回収開始	
平成 22 年　6 月 (2010 年)	第 6 期彦根市分別収集計画策定 清掃センター施設内ごみ　等搬入ルートの変更	
平成 23 年　12 月 (2011 年)	第 4 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	
平成 24 年　11 月 (2012 年)	第 4 期彦根市廃棄物減量等推進審議会答申	
平成 25 年　3 月 (2013 年)　4 月 6 月	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定 市内 8 事業者においてレジ袋の無料配布中止 第 7 期彦根市分別収集計画策定	
平成 26 年　4 月 (2014 年) 8 月	ごみ処理手数料の改定(粗大ごみ直接搬入における無料枠の廃止) 変更前　　　　　変更後 ・100kg まで無料　　・40kg まで 100 円 ・100kg を超える場合 20kg までごとに 400 円　　・40kg を超える場合 20kg までごとに 400 円 彦根市一般廃棄物収集運搬許可業者処分要領を制定 小型家電の分別回収を開始 第 5 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置 ※第 5 期より彦根市廃棄物減量等推進審議会を通年設置とし、彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について、毎年評価を実施することとした。	

時　期	施 策 お よ び 内 容	法 令 等
平成 27 年　4 月 (2015 年)	生活環境課内にごみ減量・資源化推進室を設置 草木・剪定枝の資源化を開始 焼却灰の一部資源化を開始	
8 月	清掃センター搬入時の身分証明確認開始	
9 月	ごみ処理手数料の改定 家庭系一般廃棄物 ・燃やすごみ　改定前　改定後 40kg を超える重量 20kg までごとに　180 円　220 円 事業系一般廃棄物 ・燃やすごみ 20kg までごとに　260 円　340 円 特別収集証紙 1 袋 10kg までごとに　240 円　300 円 ・粗大ごみ 20kg までごとに　400 円　440 円	
10 月	使用済蛍光管の分別回収を開始 ―この段階で、現在の 11 種分別が確立―	
平成 28 年　3 月 (2016 年)	彦根愛知犬上広域行政組合中山投棄場埋立終了 清掃センター施設内ごみ等搬入経路を拡張	11 月 パリ協定発効
6 月	第 8 期彦根市分別収集計画策定 指定専用袋(ごみ袋)の販売種類や素材等の規格を変更 ・燃やすごみ指定専用袋に40リットル袋を追加 ・容器包装プラスチック指定専用袋の素材を透明な素材(低密度ポリエチレン)へ変更	
10 月	第 6 期彦根市廃棄物減量等推進審議会設置	
平成 29 年　4 月 (2017 年)	使用済蛍光管を使用済蛍光管等へ名称変更し、水銀使用製品の分別収集を開始	8 月 水銀に関する水俣条約発効
平成 30 年　3 月 (2018 年)	彦根市一般廃棄物処理基本計画策定	

２ 彦根市指定専用袋の規格

名称	燃やすごみ指定専用袋				
材質	高密度ポリエチレン製（半透明）				
袋の厚み	0.03mm 以上				
袋の容量	40 リットル（家庭用）	30 リットル（家庭用）	22 リットル（家庭用）	12 リットル（家庭用）	45 リットル（事業用）
寸法	縦　800mm 横　650mm	縦　850mm 横　500mm	縦　700mm 横　500mm	縦　550mm 横　500mm	縦　800mm 横　650mm
持ち手の有無	有	有	有	有	無
文字の色（袋本体）	茶色	茶色	茶色	茶色	赤色
文字の色（外袋）	紫色	茶色	紺色	緑色	赤色
希望小売価格（税抜き）	130 円（10 枚 1 組）	110 円（10 枚 1 組）	100 円（10 枚 1 組）	80 円（10 枚 1 組）	120 円（10 枚 1 組）

名称	容器包装プラスチック指定専用袋	
材質	低密度ポリエチレン製（透明）	
袋の厚み	0.025mm 以上	
袋の容量	40 リットル	22 リットル
寸法	縦　800mm 横　650mm	縦　700mm 横　500mm
持ち手の有無	有	有
文字の色（袋本体）	橙色	黄色
文字の色（外袋）	橙色	黄色
希望小売価格（税抜き）	80 円（10 枚 1 組）	60 円（10 枚 1 組）

名称	埋立ごみ指定専用袋
材質	低密度ポリエチレン製（透明）
袋の厚み	0.04mm 以上
袋の容量	22 リットル
寸法	縦　700mm 横　500mm
持ち手の有無	有
文字の色 （袋本体）	黒色
文字の色 （外袋）	黒色
希望小売価格 （税抜き）	80 円 （10 枚 1 組）

※指定専用袋の希望小売価格にはごみ処理手数料を上乗せしない、単純指定袋制としています。

3 ごみ種別ごみ処理経費

1 品目別ごみ処理経費の推移

単位：円／kg

	H23年度 2011年度	H24年度 2012年度	H25年度 2013年度	H26年度 2014年度	H27年度 2015年度	H28年度 2016年度
燃やすごみ	18.6	20.0	21.4	22.2	29.6	30.6
埋立ごみ	39.2	51.4	42.4	37	59.7	175.9
粗大ごみ・小型家電	63.9	64.0	38.1	71.4	58.7	64.2
容器包装プラスチック	95.2	98.0	98.5	103.3	108.5	114.7
缶・金属類	176.2	175.7	168.7	187.1	194.9	183.8
びん類	58.0	57.3	56.8	61.0	59.6	57.9
ペットボトル	159.5	189.8	201.9	277.7	280.2	202.3
使用済乾電池	115.1	100.5	85.8	90.7	96.7	103.3
廃食用油	0.0	0.0	0.0	0.0	18.7	27.4
使用済蛍光管等	-	-	-	-	-	882.6
古紙・衣類	9.1	8.7	7.2	21.6	21.1	23.0

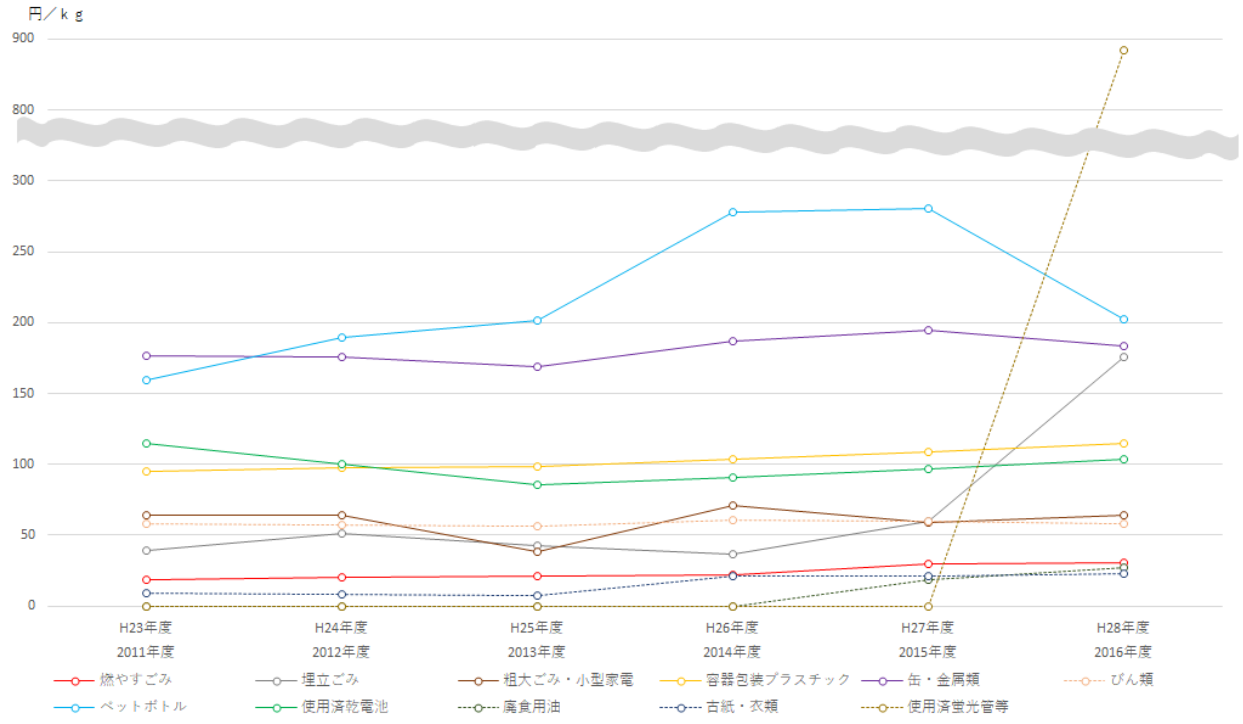

2 ごみ処理過程別ごみ処理経費（平成 23 年度（2011 年度）実績）

	経費（千円）			搬入量（t）	排出量1kgあたりの経費（円／kg）		
	経費合計	収集経費	処理・処分経費		経費合計	収集経費	処理・処分経費
	A+B	A	B	C	(A+B)/C	A/C	B/C
燃やすごみ	618,362	210,557	407,785	33,294	18.6	6.3	12.2
埋立ごみ	90,778	16,009	74,769	2,318	39.2	6.9	32.3
粗大ごみ・小型家電	132,389	10,467	121,922	2,073	63.9	5.0	58.8
容器包装プラスチック	150,116	63,727	86,388	1,577	95.2	40.4	54.8
缶・金属類	49,878	29,484	20,394	283	176.2	104.2	72.1
びん類	55,472	29,484	25,988	957	58.0	30.8	27.2
ペットボトル	51,693	29,484	22,210	324	159.5	91.0	66.5
使用済乾電池	3,108	3,108	0	27	115.1	115.1	0
廃食用油	0	0	0	26	0	0	0
使用済蛍光管等	-	-	-	-	-	-	-
古紙・衣類	5,541	5,541	0	607	9.1	9.1	0
その他経費	22,383	13,303	9,081	0	-	-	-
合計	1,179,720	411,184	768,536	41,486	28.4	9.9	18.5

3 ごみ処理過程別ごみ処理経費（平成 28 年度（2016 年度）実績）

	経費（千円）			搬入量（t）	排出量1kgあたりの経費（円／kg）		
	経費合計	収集経費	処理・処分経費		経費合計	収集経費	処理・処分経費
	A+B	A	B	C	(A+B)/C	A/C	B/C
燃やすごみ	875,794	247,909	627,884	28,790	30.4	8.6	21.8
埋立ごみ	166,846	16,274	150,572	1,303	128.0	12.5	115.6
粗大ごみ・小型家電	96,334	7,177	89,157	1,528	63.0	4.7	58.3
容器包装プラスチック	125,580	57,453	68,127	1,081	116.2	53.1	63.0
缶・金属類	50,565	30,625	19,940	265	190.8	115.6	75.2
びん類	53,888	30,625	23,263	911	59.2	33.6	25.5
ペットボトル	51,404	30,625	20,780	244	210.7	125.5	85.2
使用済乾電池	2,496	1,063	1,433	24	104.0	44.3	59.7
廃食用油	302	302	0	11	27.4	27.4	0.0
使用済蛍光管等	1,783	1,123	660	2	891.7	561.6	330.2
古紙・衣類	11,724	11,724	0	509	23.0	23.0	0.0
その他経費	29,258	18,405	10,853	0	-	-	-
合計	1,465,973	453,304	1,012,670	34,668	42.3	13.1	29.2

4　個別のごみ種における排出量の推移の実績及び予測

1　計画に記載されたごみ減量･資源化施策を実施した場合の一般廃棄物の排出量実績および将来予測

年度	単位	実績										予測					
		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
区域内人口	人	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632	112,691	112,622	112,660	112,843	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366
燃やすごみ	t /年	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179	30,715	28,790	28,456	28,123	27,790	27,456	27,123	26,790
（内草木・剪定枝）	t /年	-	-	-	-	-	-	-	-	(609)	(693)	(704)	(716)	(727)	(738)	(750)	(761)
埋立ごみ	t /年	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,285	1,266	1,248	1,229	1,211	1,192
粗大ごみ	t /年	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	2,118	2,537	1,310	1,406	1,403	1,388	1,373	1,358	1,342	1,327	1,312
小型家電	t /年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125	137	149	160	172	184	196
容器包装プラスチック	t /年	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,067	1,053	1,040	1,027	1,013	1,000
びん類	t /年	987	988	960	945	957	936	915	880	914	911	911	911	911	911	911	911
缶・金属類	t /年	318	306	314	305	283	278	278	259	253	265	265	265	265	265	265	265
ペットボトル	t /年	234	238	254	281	324	267	258	194	188	244	244	244	244	244	244	244
使用済乾電池	t /年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24	24	24	24	24	24	24
廃食用油	t /年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11	11	11	11	11	11	11
使用済蛍光管	t /年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	3	4	4	5	5
古紙・衣類（行政回収）	t /年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509	524	539	555	570	585	600
古紙・衣類（集団回収）	t /年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,300	2,390	2,480	2,570	2,660	2,750
ごみ総排出量	t /年	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877	36,615	36,351	36,090	35,825	35,563	35,300
1人1日当たりのごみ排出量	g /人・日	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,072	1,113	1,050	967	895	893	887	882	875	873	870
焼却灰発生量	t /年	5,081	4,821	4,649	4,734	4,938	5,135	5,127	4,848	4,131	4,035	3,971	3,921	3,871	3,820	3,771	3,721
（内資源化量）	t /年	-	-	-	-	-	-	-	-	(96)	(204)	(205)	(204)	(202)	(200)	(199)	(198)
資源化量（集団回収、焼却灰を除く）	t /年	3,203	2,936	3,055	3,274	3,270	3,196	3,173	2,946	3,859	3,825	3,873	3,921	3,969	4,016	4,064	4,112
資源化量（集団回収、焼却灰を含む）	t /年	6,513	6,253	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	6,378	6,515	6,651	6,786	6,923	7,060
再生利用率	%	14.5	14.2	14.7	15.3	14.2	13.7	13.0	12.8	15.6	16.9	17.4	17.9	18.4	18.9	19.5	20.0
最終処分量	t /年	8,983	8,422	7,390	7,289	7,682	7,268	7,959	6,876	5,490	4,290	4,218	4,163	4,108	4,053	3,998	3,943

2 計画に記載されたごみ減量・資源化施策を実施しなかった場合の一般廃棄物の排出量実績および将来予測

年度	単位	実績										予測					
		H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度
		2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
区域内人口	人	108,967	111,710	111,751	111,799	110,412	112,632	112,691	112,622	112,660	112,843	112,393	112,233	112,051	111,846	111,617	111,366
燃やすごみ	t/年	33,415	32,558	32,117	31,908	33,294	33,707	34,540	34,179	30,715	28,790	31,896	31,838	31,784	31,735	31,689	31,646
（内草木・剪定枝）	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	(609)	(693)	(700)	(700)	(700)	(700)	(700)	(700)
埋立ごみ	t/年	2,664	2,170	1,901	2,009	2,318	1,852	2,458	1,807	2,017	1,303	1,657	1,607	1,566	1,531	1,501	1,475
粗大ごみ	t/年	1,329	1,659	1,634	1,563	2,073	2,118	2,537	1,310	1,406	1,403	1,465	1,481	1,495	1,507	1,518	1,527
小型家電	t/年	-	-	-	-	-	-	-	86	100	125	138	144	149	154	158	161
容器包装プラスチック	t/年	2,695	2,568	1,798	1,662	1,577	1,439	1,358	1,243	1,181	1,080	1,120	1,086	1,057	1,033	1,013	994
びん類	t/年	987	988	960	945	957	936	915	880	914	911	900	897	894	892	890	888
缶・金属類	t/年	318	306	314	305	283	278	278	259	253	265	258	255	253	251	250	249
ペットボトル	t/年	234	238	254	281	324	267	258	194	188	244	206	201	196	192	189	186
使用済乾電池	t/年	28	27	27	26	27	27	29	28	26	24	23	22	21	20	20	20
廃食用油	t/年	2	7	20	25	26	25	31	29	27	11	10	10	10	10	10	10
使用済蛍光管	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	3	3	3	3	3	3
古紙・衣類（行政回収）	t/年	-	142	377	590	607	587	600	558	546	509	521	514	508	503	499	495
古紙・衣類（集団回収）	t/年	3,310	3,317	3,244	3,235	3,051	2,853	2,753	2,594	2,384	2,210	2,243	2,191	2,146	2,108	2,074	2,044
ごみ総排出量	t/年	45,356	44,982	43,980	42,646	42,549	44,089	45,757	43,167	39,892	36,877	40,440	40,249	40,082	39,939	39,814	39,698
1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,128	1,079	1,044	1,043	1,103	1,072	1,113	1,050	967	895	986	983	980	976	977	977
焼却灰発生量	t/年	5,081	4,821	4,649	4,734	4,938	5,135	5,127	4,848	4,131	4,035	4,342	4,332	4,324	4,317	4,310	4,303
（内資源化量）	t/年	-	-	-	-	-	-	-	-	(96)	(204)	(236)	(232)	(228)	(225)	(223)	(221)
資源化量（集団回収、焼却灰を除く）	t/年	3,203	2,936	3,055	3,274	3,270	3,196	3,173	2,946	3,859	3,825	3,794	3,762	3,734	3,711	3,694	3,676
資源化量（集団回収、焼却灰を含む）	t/年	6,513	6,253	6,299	6,509	6,321	6,049	5,926	5,540	6,243	6,239	6,273	6,185	6,108	6,044	5,991	5,941
再生利用率	%	14.5	14.2	14.7	15.3	14.2	13.7	13.0	12.8	15.6	16.9	15.5	15.4	15.2	15.1	15.0	15.0
最終処分量	t/年	8,983	8,422	7,390	7,289	7,682	7,268	7,959	6,876	5,490	4,290	4,689	4,666	4,647	4,631	4,615	4,601

５ 用語解説

【あ行】

◆一般廃棄物

産業廃棄物に該当しない廃棄物です。『一般廃棄物』はさらに「ごみ」と「し尿・浄化槽汚泥」に分類されます。

また『一般廃棄物』は、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系一般廃棄物」と、一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭系一般廃棄物」に分類されます。

◆美しいひこね創造活動

彦根のまちを美しく、元気にするために、１人ひとりが自主的に、無報酬で行う行動のことです。この行為に対して、地域通貨「彦(げん)」を交付しています。

“美しい行為”には、A：まちの美観を保つ活動、B：地域安全活動、C：助け合い活動、D：低炭素社会づくり活動、E：健康増進活動の5つがあります。

◆エコ包装

環境に配慮し、資源の無駄遣いや廃棄物の削減を目的に商品の包装を簡易にしたものです。お中元やお歳暮など贈り物の場合でも、一切包装をしないで「のしがみ」だけとすることもエコ包装です。一方、派手に飾ったり、無駄に大きな袋や箱に入れることなどを過剰包装といいます。

◆エコマーケット

ひこねエコマーケット実行委員会が実施するフリーマーケットです。運営委員会は、市内のボランティアの方で構成されています。ひこねエコマーケット「夢畑」の名称で平成10年度（1998年度）から定期的に開催されており、家庭にある不要物でまだまだ利用価値があるものやリサイクルを目的とした手作り品等を必要な人に利用してもらうことで、廃棄物の発生抑制に取り組まれています。

◆大阪湾広域臨海環境整備センター

近畿2府4県から発生する廃棄物の広域処理を実施することを目的として、広域臨海環境整備センター法に基づき設立された団体です。近畿の自治体、港湾管理者からの出資で運営されており、大阪湾の海面埋立による、広域・公共最終処分場を運営しています。

【か行】

◆合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿と台所や風呂等の雑排水をあわせて処理ができる浄化槽です。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を「単独処理浄化槽」といい、平成13年（2001年）以降、単独処理浄化槽の新設は浄化槽法で禁止されています。

◆家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称です。一般家庭や事業所から排出されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有用利用を推進するための法律です。同法律第6条には、消費者や事業者は、特定家庭用機器をなるべく長期間使用することにより、特定家庭用機器廃棄物の排出を抑制するよう努めることに協力しなければならないと記載されています。

◆簡易生ごみ処理普及促進事業

生ごみ処理バケツと有用微生物を活用した簡易生ごみ処理により、高価な機器や電力等を使用しない安価で安全な生ごみ堆肥化手法を普及し、生ごみの減量と資源化を進めることで、地球に優しい低炭素社会づくりを目指すことを目的として、平成21年度（2009年度）から市内の団体に普及活動を委託しているものです。平成28年度（2016年度）末現在で、6団体230世帯の会員の皆さんが普及活動に取り組んでいます。

◆グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境面から必要性を考慮して、環境に与える影響ができるだけ少ないものを、環境保全に熱心な企業から、優先して購入することです。消費者、企業、行政など誰でも取り組め、製品を提供する企業を環境配慮に導き、市場を変え、社会を変えることに繋がる取り組みです。公共交通機関を利用する、レジ袋や過剰包装を断ることなどを含め、毎日の生活や事業活動の中で、身近なところから取り組むことができます。

◆高齢化社会

総人口に占める65歳以上の老齢人口（高齢者）が増大した社会のことをいいます。一般的には、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）によって以下のように分類されています。

・高齢化社会　高齢化率　7～14%
・高齢社会　高齢化率　14～21%
・超高齢社会　高齢化率　21%以上

◆小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の略称です。デジタルカメラやゲーム機等に利用されている金属その他の有用なものの相当分が回収されずに廃棄されている状況から、リサイクルを促進するために定められた法律です。

【さ行】

◆産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、排出者の責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

◆資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律の略称です。循環社会を形成していくために必要な3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組を総合的に推進していくための法律です。特に事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めることとしています。10業種・69品目を指定して、製造品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮、分別回収のための識別表示、事業者による自主回収・リサイクルシステムの構築などが規定されています。

◆集団回収

自治会、PTA、老人会、子ども会やその他の地域団体が中心となって古紙や衣類等の資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進する活動で、彦根市は活動団体に対して奨励金を交付しています。回収活動を行う団体がない地域などについては、行政回収(清掃センターが定期的に回収を行う方式)も実施しています。

◆集中合併処理浄化槽

分譲された地域において、家庭ごとに合併処理浄化槽を設置するのでなく、集中して処理するための大きな合併処理浄化槽です。

◆循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」とされています。

◆循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律です。この法律で「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」の順に処理の順位が定められています。

また、拡大生産者責任について、事業者の責務として定めるとともに、国の施策として製品の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価についての措置も定められています。

◆循環型社会形成推進地域計画

彦根愛知犬上広域行政組合が、湖東圏域における循環型社会の構築を目指し、新しいごみ処理施設とリサイクル施設の建設を進めるとともに、1市4町によるごみ分別区分の統一など、ごみの減量化、資源循環、適正処理を進めるために策定された計画です。

◆食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の略称です。食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたクズなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者である食品メーカー、スーパー、八百屋、飲食店や旅館などが取り組むべき事項が規定されています。

◆水銀に関する水俣条約

地球規模の水銀および水銀化合物による汚染や、それによって引き起こされる健康、および環境被害を防ぐため、国際的に水銀の管理を行うことを目指した条約です。

【た行】

◆ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの総称で、廃棄物の燃焼過程や農薬製造の過程などで生成する毒性の強い物質のことです。

◆地球温暖化

大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスは、地表面から宇宙へ放出される赤外線を吸収する性質をもち、この作用によって地表の気温が保たれています。人間活動による二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロンなどの温室効果ガス濃度の増加は地球の温暖化をもたらし、その結果、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境や社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されています。

◆低炭素社会

気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会とされています。

◆出前講座

ごみの分別の仕方や減量や資源化をテーマに、地域団体や市民グループ等からの要請を受けて、職員が直接地域や小学校に出向き、説明・情報提供・意見交換等を行うものです。

◆特定家電対象機器

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の４品目がこれに該当し、家電リサイクル法でリサイクルが義務付けられています。リサイクルする場合にはリサイクル料金が必要であり、メーカーや大きさによって料金は異なります。買った店や買い換えた店、あるいは市清掃センターに引取りや収集運搬を依頼する場合は、別途収集運搬料金がかかります。市清掃センターに収集運搬を依頼する場合は、事前に郵便局で家電リサイクル券の購入が必要です。また、メーカーの指定引取り場所へ直接持ち込まれる場合にも家電リサイクル券の購入が必要となります。

【な行】

◆農業集落排水（処理施設）

農村地域における生活環境や農業生産環境を改善するために、し尿及び雑排水の排水処理をまとめて行う施設です。

【は行】

◆パリ協定

地球温暖化防止を目指して、温室効果ガスの排出についての平成32年（2020年）以降の各国の取組を定めた国際的なルールです。

平成27年（2015年）パリで開催された、第21回気候変動枠組条約締結国会議（COP21）で採択されています。

◆彦根愛知犬上広域行政組合

彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町および多賀町の1市4町により、「火葬場の設置および管理運営に関する事務」、「最終処分場の設置および管理運営に関する事務」、「新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務」について、共同で処理することを目的として設置された一部事務組合です。

◆彦根市総合計画

彦根市で策定されるすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画です。

◆彦根市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の減量や資源化に関する事項を審議するため、市民・事業者・学識経験者など様々な立場からの代表者で構成される会議です。平成25年度から通年設置として、毎年彦根市一般廃棄物処理基本計画の進捗状況について評価を実施しています。

◆彦根市分別収集計画

容器包装リサイクル法では、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を実施するにあたっては、5年を一期とする市町村分別収集計画を策定することとされています。計画には、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類・施設整備に関する事項等、分別収集に関する基本的事項を定めています。

【や行】

◆容器包装リサイクル法

容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の略称です。家庭から出るごみの6割（容積比）を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量を図るための法律です。全ての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割をになうことがこの法律の基本理念であり、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことが役割となっています。

【ら行】

◆リターナブル瓶

繰り返し使用（リユース）できる瓶の総称です。一方、繰り返し使用できない瓶のことをワンウェイ瓶といいます。日本における主なリターナブル瓶には、一升瓶やビール瓶、牛乳瓶などがあります。

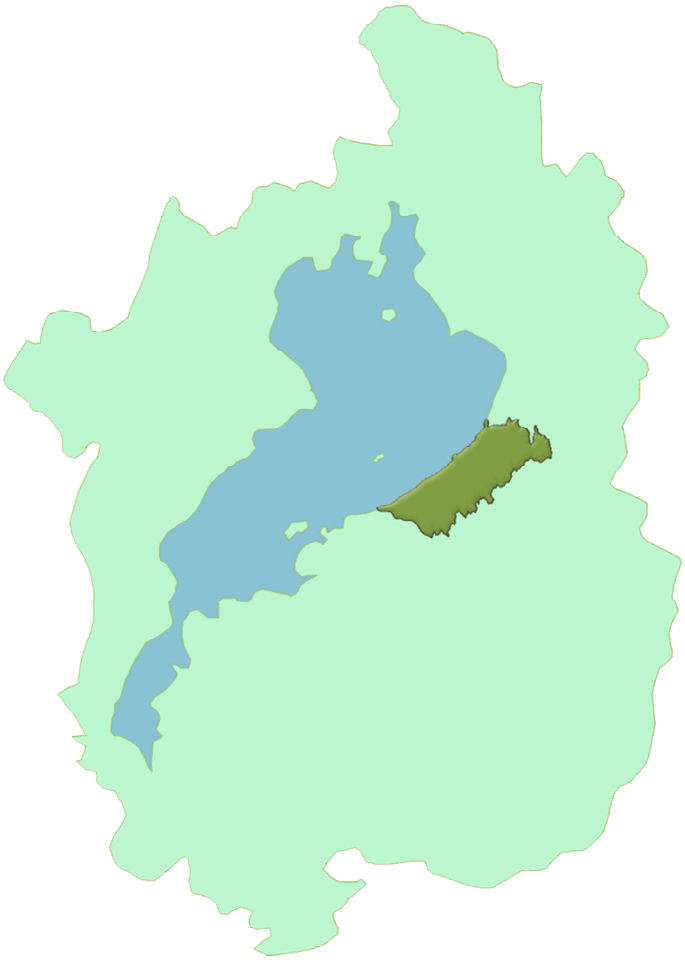

一般廃棄物処理基本計画

平成25年（2013年）3月
平成30年（2018年）3月改定
発行　彦根市

〒522-8501　彦根市元町4番2号
彦根市役所市民環境部生活環境課
TEL 0749-22-1411　FAX 0749-27-0395
E-mail gomigenryou@ma.city.hikone.shiga.jp